

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

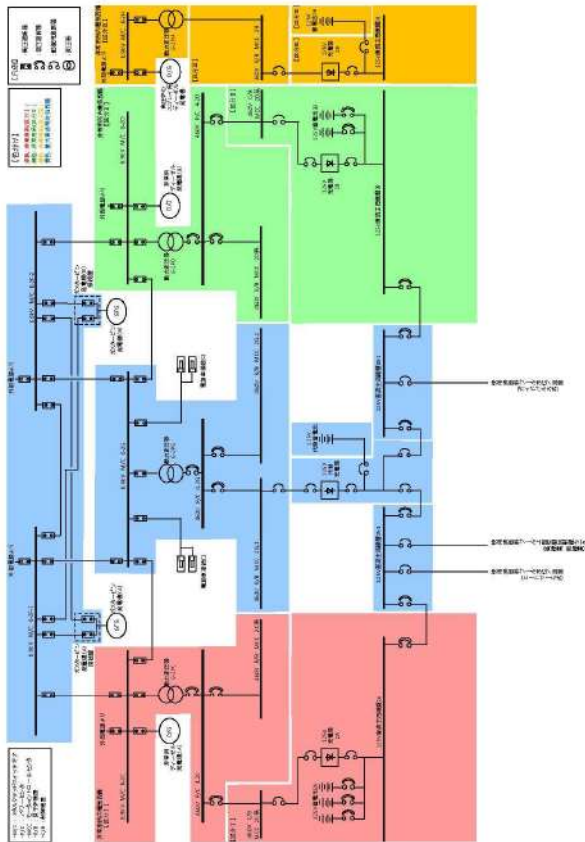
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第27-1図 交流単線結線図 燃料プール冷却浄化系、残留熱除去系      (燃料プール水の冷却) 及び使用済燃料プールの監視</p>	<p>第46図 使用済燃料ピットの監視設備の電源構成図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="302 1197 862 1252">第27-2図 直流単線結線図 燃料プール冷却浄化系、残留熱除去系      (燃料プール水の冷却)及び使用済燃料プールの監視</p>		



43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(11)常設代替交流電源設備[57条]</p> <p>常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)は重大事故等時に交流電源を供給するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設は「非常用交流電源設備」(非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機)である。</p> <p>ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用高圧母線、緊急用高圧母線及びこれらの電路は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じており、ガスタービン発電設備軽油タンク及び軽油タンクは、火災の発生防止対策として主要な構造材に不燃材料を使用している。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び非常用ディーゼル発電機室には固定式消火設備を設置している。さらに、ガスタービン発電機は緊急用電気品建屋に設置、ガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは屋外に設置、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は原子炉建屋内に設置しており、位置的分散を図る。加えて、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に接続する非常用高圧母線及びガスタービン発電機に接続する緊急用高圧母線には遮断器等を設置し、電氣的にも分離を図る。(第28図)</p> <p>以上より、単一の火災によって常設代替交流電源設備、非常用交流電源設備の安全機能は同時に喪失することなく確保できる。また、消火設備についてもそれぞれ分散して設置している。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>(22)常設代替交流電源設備による給電 [57条]</p> <p>常設代替交流電源設備(代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)は重大事故等時に交流電源を供給するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は「非常用交流電源設備」(ディーゼル発電機)である。</p> <p>代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、ディーゼル発電機及びこれらの電路は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じており、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は、火災の発生防止対策として主要な構造材に不燃材料を使用している。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及びディーゼル発電機建屋には自動消火設備を設置している。さらに、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は屋外に設置、ディーゼル発電機はディーゼル発電機建屋内に設置しており、位置的分散を図る。なお、同一系統のディーゼル発電機燃料油移送ポンプとディーゼル発電機は、同一の火災区画に設置されているが、A系統とB系統はそれぞれ異なる火災区画に設置されている。加えて、代替非常用発電機及びディーゼル発電機に接続する非常用高圧母線には遮断器等を設置し、電氣的にも分離を図る。(第47図、第48図)</p> <p>以上より、単一の火災によって常設代替交流電源設備による給電、非常用交流電源設備の安全機能は同時に喪失することなく確保できる。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>設備の相違                  重大事故等対処設備の相違</p> <p>記載内容の相違【①】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第28図 交流単線結線図</p>	<p>第47図 常設代替交流電源設備による給電 系統概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第48図 常設代替交流電源設備による給電に関する機器の配置 (1/1)</p>	



43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(12) 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備[57条]</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備（125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B, 125V充電器2A, 125V充電器2B）及び常設代替直流電源設備（125V代替蓄電池, 250V蓄電池）は重大事故等時に直流電源を供給するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設は、所内常設蓄電式直流電源設備は「非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機」であり、常設代替直流電源設備は「125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H」である。</p> <p>125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B, 125V充電器2A, 125V充電器2B, 125V代替蓄電池, 250V蓄電池並びにこれらの回路は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に固定式消火設備を設置している。さらに、125V蓄電池2A及び125V充電器2A, 125V蓄電池2B及び125V充電器2B, 125V代替蓄電池及び250V蓄電池は制御建屋内のそれぞれ異なる火災区画に設置しており、125V蓄電池2H, 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイディーゼル発電機は原子炉建屋内に設置していることから、位置的分散を図っている。加えて、各蓄電池に接続する充電器には遮断器等を設置し、電気的にも分離を図る。（第29図, 第30-1図, 第30-2図）</p> <p>以上より、単一の火災によって125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B, 125V充電器2A, 125V充電器2B, 125V代替蓄電池, 250V蓄電池, 125V蓄電池2H, 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の安全機能は同時に喪失することなく確保できる。また、消火設備についてもそれぞれ分散されて設置している。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>(23) 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 [57条]</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池（非常用）、後備蓄電池, A充電器, B充電器）は重大事故等時に直流電源を供給するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は、「非常用交流電源設備（ディーゼル発電機）」である。</p> <p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池, A充電器及びB充電器並びにこれらの回路は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備を設置している。さらに、蓄電池（非常用）、後備蓄電池, A充電器及びB充電器は原子炉補助建屋内のそれぞれ異なる火災区画に設置しており、ディーゼル発電機はディーゼル発電機建屋内に設置していることから、位置的分散を図っている。加えて、各蓄電池に接続する充電器には遮断器等を設置し、電気的にも分離を図る。（第49-1図, 第49-2図, 第50図）</p> <p>以上より、単一の火災によって蓄電池（非常用）、後備蓄電池, A充電器, B充電器, ディーゼル発電機の安全機能は同時に喪失することなく確保できる。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>設備の相違                  重大事故等対処設備の相違</p> <p>記載内容の相違 (1)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第30-1図 直流単線結線図（125V系統）</p>	<p>第49-1-1図 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池（非常用））による給電 系統概要図</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第30-2図 直流単線結線図 (250V系統)</p>	<p>第49-2図 所内常設蓄電池式直流電源設備（後備蓄電池）による給電系統概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第29図 直流電源設備の配置 (1/2)</p>	<p>第50図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電に関する機器の配置 (1/1)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第29図 直流電源設備の配置 (2/2)</p>		



43条 重大事故等対処設備

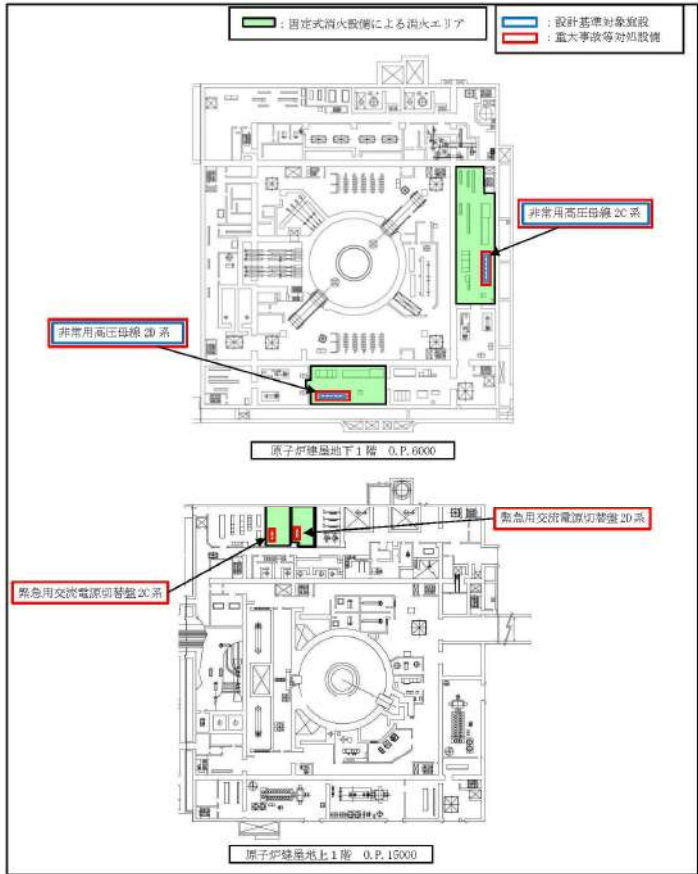
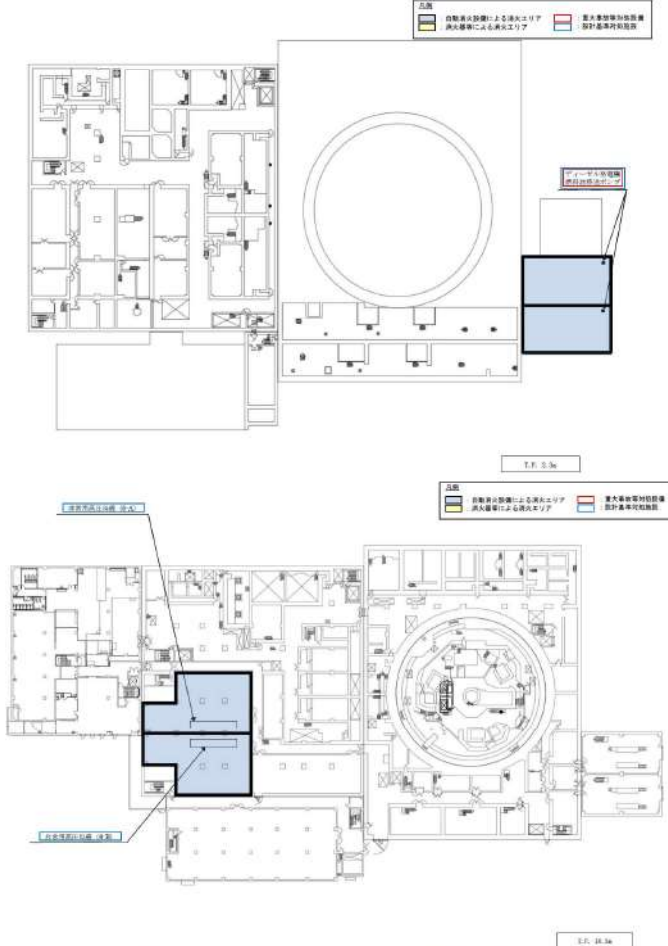
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(13)代替所内電気設備、燃料補給設備 [57条]</p> <p>代替所内電気設備(ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系)及び燃料補給設備(軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク)は重大事故等時に交流電源を供給するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設は「非常用所内電気設備」、「軽油タンク」である。</p> <p>代替所内電気設備、非常用所内電気設備とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じており、燃料補給設備については火災の発生防止対策として主要な構造材に不燃性材料を使用している。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に固定式消火設備等を設置している。さらに、代替所内電気設備のうちガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系は、非常用所内電気設備と米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離している。一方、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系はそれぞれ別の火災区域に設置しており、位置的分散を図っている。加えて、代替所内電気設備、非常用所内電気設備とも遮断器等を設置し、電氣的に分離を図る。(第31図)</p> <p>軽油タンクについては2系統あるが、外部火災影響評価によると1系統の軽油タンクで火災が発生しても他方の軽油タンクでは火災が発生せず、単一の火災によって同時に機能喪失しないことが確認されている。</p> <p>以上より、単一の火災によって代替所内電気設備及び非常用所内電気設備の安全機能は同時に喪失することなく確保できる。また、消火設備についてもそれぞれ分散して設置している。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>(24)代替所内電気設備による給電、燃料補給設備 [57条]</p> <p>代替所内電気設備(代替非常用発電機、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)及び燃料補給設備(ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)は重大事故等時に交流電源を供給するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は「非常用所内電気設備」、「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」である。</p> <p>代替所内電気設備、非常用所内電気設備とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じており、燃料補給設備のうちディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)については火災の発生防止対策として主要な構造材に不燃性材料を使用している。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備を設置している。さらに、代替所内電気設備のうち代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、非常用所内電気設備と米国電気電子工学学会(IEEE)規格384に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離している。また、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤と、非常用所内電気設備の非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)はそれぞれ異なる火災区画に設置しており、位置的分散を図っている。加えて、代替所内電気設備、非常用所内電気設備とも遮断器等を設置し、電氣的にも分離を図る。(第51図、第52図)</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽については2系統あるが、外部火災影響評価によると1系統のディーゼル発電機燃料油貯油槽で火災が発生しても他方のディーゼル発電機燃料油貯油槽では火災が発生せず、単一の火災によって同時に機能喪失しないことが確認されている。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A系統とB系統でそれぞれ異なる火災区画に設置されている。</p> <p>以上より、単一の火災によって代替所内電気設備及び非常用所内電気設備の安全機能は同時に喪失することなく確保できる。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>設備の相違 重大事故等対処設備の相違</p> <p>記載内容の相違 泊は非常用高圧母線のA系/B系の位置的分散に加え、代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤も異なる火災区画に設置してあること、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプはA系/B系で異なる火災区画に設置してあることを記載する。 記載内容の相違【1】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第51図 代替所内電気設備による給電 系統概要図</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第31図 代替所内電気設備の配置 (1/2)</p>	 <p>第52図 代替所内電気設備による給電、燃料補給設備に関する機器の配置 (1/2)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第31図 代替所内電気設備の配置 (2/2)</p>	<p>第52図 代替所内電気設備による給電、燃料補給設備に関する機器の配置 (2/2)</p>	

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(14)計装設備[58条]</p> <p>重大事故等対処設備のうち計装設備は重大事故等時に原子炉圧力容器、原子炉格納容器の状態、最終ヒートシンクによる冷却状態等を把握するための常設設備であり、これらの設備による計測が困難となった場合の代替監視パラメータについては、第9表に記載のとおりである。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、計装設備は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器、煙の充満により消火困難となる場所に固定式消火設備等を設置している。さらに、重大事故等対処設備の計装設備を、代替する機能を有する設計基準対象施設の計装設備とは異なる系統として設計し、検出器・伝送器等の位置的分散を図るとともにケーブルを電線管等に敷設することによって、単一の火災によって重大事故等対処設備と設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失しないように設計している。また、重大事故等対処設備の計装設備は、当該設備の主要パラメータでの計測が困難となった場合、少なくとも一つの代替パラメータで計測が可能となるように、検出器・伝送器を位置的に分散して設置している。ただし、重大事故等対処設備の計装設備の主要パラメータと代替パラメータが同一の系統となる場合は、検出器・伝送器の位置的分散を図ることができないが、上記のとおり、重大事故等対処設備と、代替する機能を有する設計基準対象施設の計装設備を異なる系統として設計していることから、単一の火災によって重大事故等対処設備と設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失することはない。なお、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータが単一火災によって機能喪失しても、上記の理由から、重大事故等対処設備と、代替する機能を有する設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失することはない。（第9表、第32図、第33-1図、第33-2図）</p> <p>以上より、単一の火災によって重大事故等対処設備の計装設備と設計基準対象施設の計装設備の安全機能は同時に喪失することなく確保可能である。また、消火設備についてもそれぞれ分散して設置している。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>(25)計装設備 [58条]</p> <p>重大事故等対処設備のうち計装設備は重大事故等時に原子炉圧力容器、原子炉格納容器の状態、最終ヒートシンクによる冷却状態等を把握するための設備であり、これらの設備による計測が困難となった場合の代替監視パラメータについては、第5表に記載のとおりである。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、計装設備は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器、煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備等を設置している。さらに、重大事故等対処設備の計装設備を、代替する機能を有する設計基準対象施設の計装設備とは異なる系統として設計し、検出器・伝送器等の位置的分散を図るとともにケーブルを電線管等に敷設することによって、単一の火災によって重大事故等対処設備と設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失しないように設計している。また、重大事故等対処設備の計装設備は、当該設備の主要パラメータでの計測が困難となった場合、少なくとも一つの代替パラメータで計測が可能となるように、検出器・伝送器を位置的に分散して設置している。ただし、重大事故等対処設備の計装設備の主要パラメータと代替パラメータが同一の系統となる場合は、検出器・伝送器の位置的分散を図ることができないが、上記のとおり、重大事故等対処設備と、代替する機能を有する設計基準対象施設の計装設備を異なる系統として設計していることから、単一の火災によって重大事故等対処設備と設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失することはない。なお、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータが単一火災によって機能喪失しても、上記の理由から、重大事故等対処設備と、代替する機能を有する設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失することはない。（第5表、第53図、第54図）</p> <p>以上より、単一の火災によって重大事故等対処設備の計装設備と設計基準対象施設の計装設備の安全機能は同時に喪失することなく確保可能である。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>設備の相違                  ・消火可能な計装設備も使用する設計</p> <p>記載内容の相違【①】</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第9表 重大事故等対処設備パラメーター一覧（1/2）		第5表 重大事故等対処設備パラメーター一覧（1/2）		
パラメータ名称	設置場所	パラメータ名称	設置場所	設備の相違 重大事故等対処設備 (パラメータ)の相違
原子炉圧力容器温度	原子炉格納容器内	1次冷却材温度（広域-高温側）	原子炉格納容器内	
原子炉圧力	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	1次冷却材温度（広域-低温側）	原子炉格納容器内	
原子炉圧力（SA）	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	1次冷却材圧力（広域）	原子炉格納容器内	
原子炉水位（広帯域）	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	加圧器水位	原子炉格納容器内	
原子炉水位（狭帯域）	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	原子炉容器水位	原子炉格納容器内	
原子炉水位（SA広帯域）	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	高圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2.8m	
原子炉水位（SA燃料域）	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	低圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2.8m	
高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	
直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟外）	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用）	原子炉補助建屋 T.P. 2.8m	
代替循環冷却ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟内）	格納容器内温度	原子炉格納容器内	
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟内）	原子炉格納容器圧力	周辺補機棟 T.P. 17.8m	
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）	格納容器圧力（AM用）	周辺補機棟 T.P. 24.8m	
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイ洗浄流量）	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	格納容器再循環サンプル水位（広域）	原子炉格納容器内	
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	格納容器再循環サンプル水位（狭域）	原子炉格納容器内	
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）	格納容器水位	原子炉格納容器内	
残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階（A及びB）（原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋地下3階（C）（原子炉建屋原子炉棟内）	原子炉下部キャビティ水位	原子炉格納容器内	
原子炉格納容器下部注水流量	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	原子炉格納容器内	
原子炉格納容器代替スプレイ流量	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	原子炉格納容器内	
ドライウエル温度	原子炉格納容器内	出力領域中性子束	原子炉格納容器内	
圧力抑制室内空気温度	原子炉格納容器内	中間領域中性子束	原子炉格納容器内	
サブプレッションプール水温度	原子炉格納容器内	中性子源領域中性子束	原子炉格納容器内	
ドライウエル圧力	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）	蒸気発生器水位（狭域）	原子炉格納容器内	
原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器内	蒸気発生器水位（広域）	原子炉格納容器内	
圧力抑制室圧力	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	補助給水流量	周辺補機棟 T.P. 10.3m	
圧力抑制室水位	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟内）	主蒸気ライン圧力	周辺補機棟 T.P. 33.1m	
原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器内	原子炉補助機冷却水サージタンク水位	周辺補機棟 T.P. 43.6m	
ドライウエル水位	原子炉格納容器内	燃料取替用水ピット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	
格納容器内水素濃度(D/W)	原子炉格納容器内	ほう酸タンク水位	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	
格納容器内水素濃度(S/C)	原子炉格納容器内	補助給水ピット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	
格納容器内雰囲気水素濃度	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）	使用済燃料ピット水位（AM用）	燃料取扱棟	
格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	使用済燃料ピット温度（AM用）	燃料取扱棟	
		使用済燃料ピット監視カメラ	燃料取扱棟	
		使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	原子炉補助建屋 T.P.33.1m (周辺補機棟 T.P.33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P.33.1m に保管)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第9表 重大事故等対処設備パラメーター一覧（2/2）		第5表 重大事故等対処設備パラメーター一覧（2/2）		
パラメータ名称	設置場所	パラメータ名称	設置場所	設備の相違 重大事故等対処設備 （パラメータ）の相違
格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）	可搬型格納容器水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P.24.8m （周辺補機棟 T.P.24.8m に保管）	
起動領域モニタ	原子炉格納容器内	可搬型アンユレス水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P.24.8m （周辺補機棟 T.P.24.8m に保管）	
平均出力領域モニタ	原子炉格納容器内	原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	原子炉格納容器内	
フィルタ装置入口圧力(広帯域)	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟外）	格納容器水素イグナイタ温度監視装置	原子炉格納容器内	
フィルタ装置出口圧力(広帯域)	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）	周辺補機棟 T.P.43.6m （周辺補機棟 T.P.43.6m 及び緊急時対策 所待機所内に保管）	
フィルタ装置水位(広帯域)	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	使用済燃料ピット水位（可搬型）	燃料取扱棟 （燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P.33.1m に保管）	
フィルタ装置水温度	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	周辺補機棟 T.P.33.1m、原子炉補助建屋 T.P.33.1m 又は屋外 （周辺補機棟 T.P.33.1m 及び原子炉補助 建屋 T.P.33.1m に保管）	
フィルタ装置出口水素濃度	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/ 出口温度）	周辺補機棟 T.P.17.8m 又は周辺補機棟 T.P.10.3m（中間床） （原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時 対策所待機所内に保管）	
フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟外）	可搬型計測器	原子炉補助建屋 T.P.17.8m （原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時 対策所待機所内に保管）	
耐圧強化ベント系放射線モニタ	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋内の原子炉棟外）	A－高压注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量（AM用）	原子炉補助建屋 T.P.-1.7m	
残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	A－高压注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用）	原子炉補助建屋 T.P.-1.7m	
残留熱除去系熱交換器出口温度	原子炉建屋地上1階（原子炉建屋原子炉棟内）	原子炉補機冷却水供給母管流量（AM用）	周辺補機棟 T.P.2.3m	
原子炉補機冷却水系系統流量	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟外）	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量（AM用）	周辺補機棟 T.P.2.3m	
残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）	6－A、B母線電圧	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	
復水貯蔵タンク水位	屋外（CST連絡トンネル／パルプ室）	A、B－直流コントロールセンタ母線電圧	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	
高压代替注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）	データ収集計算機	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	
直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟外）	データ表示端末	緊急時対策所指揮所内	
代替循環冷却ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟外）			
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟内）			
復水移送ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）			
高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）			
低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）			
残留熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階(A及びB)（原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋地下3階(C)（原子炉建屋原子炉棟内）			
原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋地上3階、地上1階、地下1階、地下2階 （原子炉建屋原子炉棟内）			
静的触媒式水素再結合装置 動作監視装置	原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）			
格納容器内雰囲気酸素濃度	原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）			
使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）	原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）			
使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）	原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）			
使用済燃料プール上部空間放射線モニタ （高線量、低線量）	原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）			
使用済燃料プール監視カメラ	原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）			





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

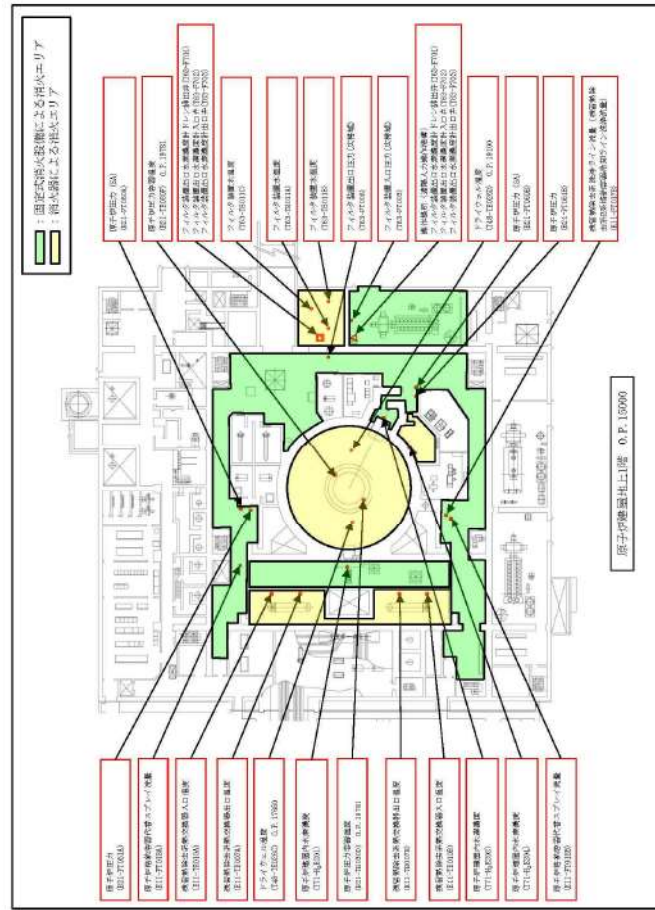
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第32図 重大事故等発生時の計装と事故時監視計器の配置 (2/8)</p>	<p>第53図 重大事故等発生時の計装設備の配置 (2/5)</p>	<p>相違理由</p>





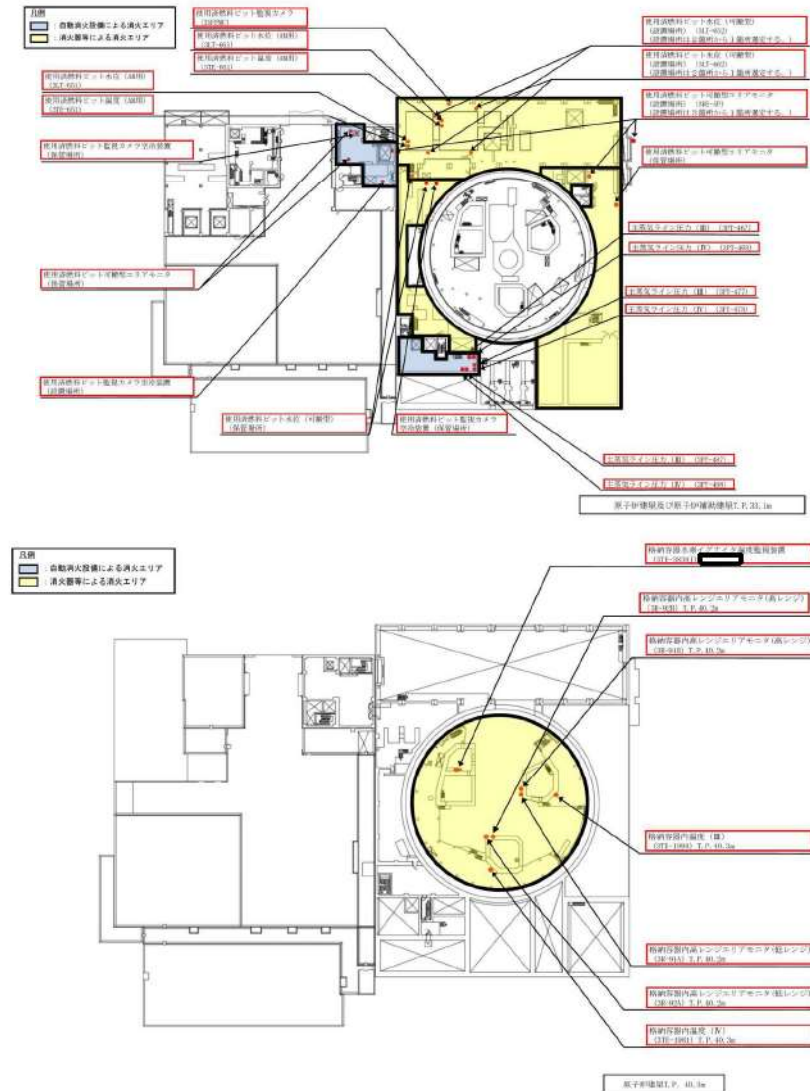
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉



第32図 重大事故等発生時の計装と事故時監視計器の配置 (4/8)

泊発電所3号炉



第53図 重大事故等発生時の計装設備の配置 (4/5)

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

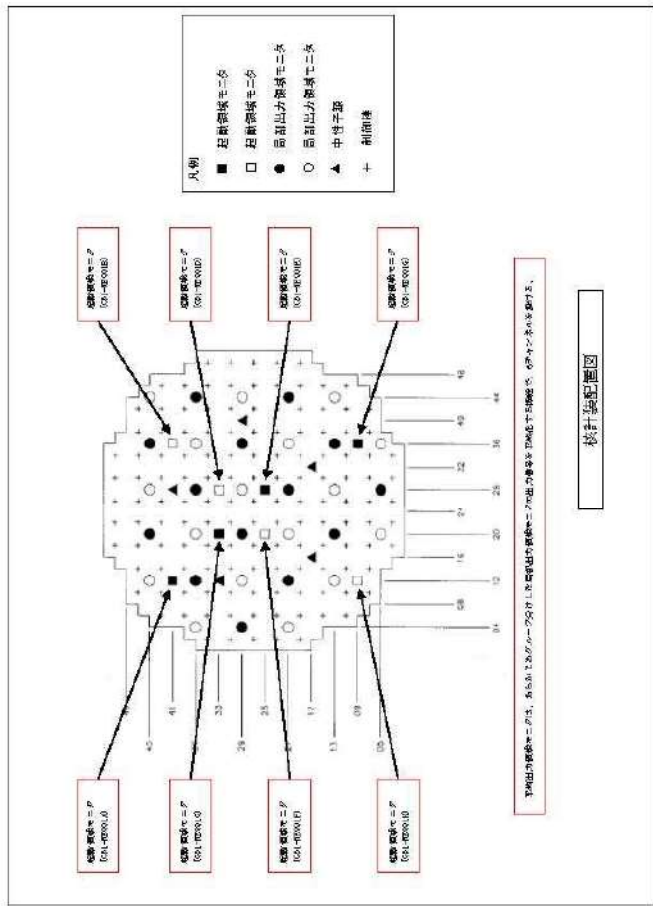
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>面定式消火設備による消火エリア              消火器による消火エリア</p> <p>新千代発電地上2階 0.F.22500</p> <p>第32図 重大事故等発生時の計装と事故時監視計器の配置 (5/8)</p>	<p>面定式消火設備による消火エリア              消火器による消火エリア</p> <p>緊急時対策所 T.P. 39 a エリア</p> <p>第53図 重大事故等発生時の計装設備の配置 (5/5)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第32図 重大事故等発生時の計装と事故時監視計器の配置 (6/8)</p>		

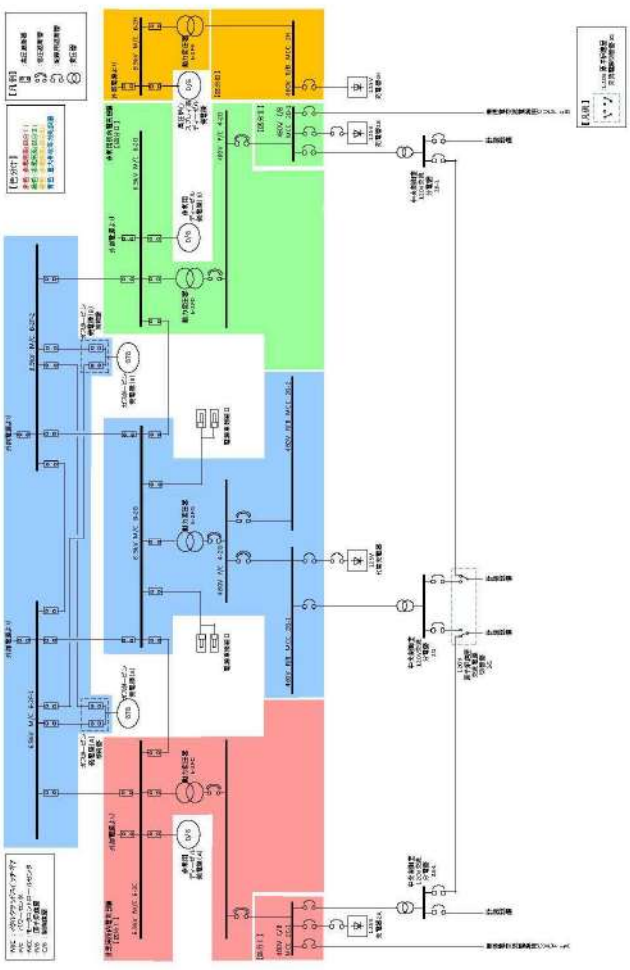
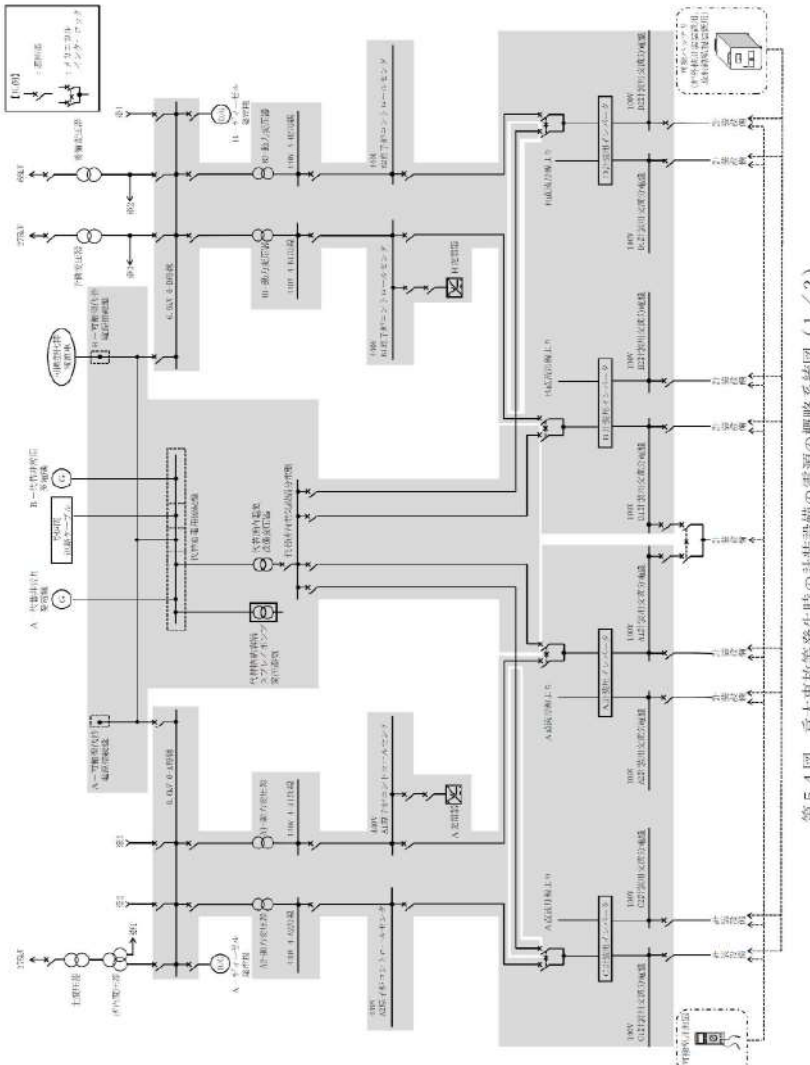
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第32図 重大事故等発生時の計袋と事故時監視計器の配置 (7/8)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="280 287 907 718" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="313 718 851 750">第32図 重大事故等発生時の計装と事故時監視計器の配置 (8/8)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第33-1図 重大事故等発生時の計装と事故時監視計器の電源の概略系統図</p>	 <p>第54図 重大事故等発生時の計装設備の電源の概略系統図 (1/2)</p>	<p>相違理由</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第33-2図 重大事故等発生時の計装と事故時監視計器の電源の概略系統図</p>	<p style="text-align: center;">第54図 重大事故等発生時の計装設備の電源の概略系統図 (2/2)</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(15)中央制御室換気空調系[59条]</p> <p>中央制御室換気空調系は、同一機能を有する2系統の中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機に対して、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として、過負荷又は過電流による過熱防止対策、主要な構造材への不燃性材料の使用等の対策を講じる設計とすることから、これらの機器から火災が発生するおそれは小さい。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び固定式消火設備を設置する設計とすることから、これらの機器を設置する場所で火災が発生しても影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>さらに、中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機については、一方の区分で火災が発生した場合でも、火災を感知し消火するまでもう一方の区分に影響を及ぼさないように、火災防護に係る審査基準に基づき、中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機を3時間以上の耐火性能を有するコンクリート壁で分離し、かつ、自動消火設備を設置する設計とする。隔壁については、Ss機能維持を図るものとし、対象となる設備を分離するように設置する設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系のケーブルについては、当該火災区域内で異なる区分ごとに電線管に敷設しており、他の区分のケーブルと位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、電動弁については、駆動部の潤滑油（グリス）等は金属に覆われていることから発火した場合においても他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれは小さいが、万が一、火災により電動駆動機能が喪失した場合は、当該弁を手動操作することにより中央制御室換気空調系の機能維持が可能な設計とする。</p> <p>なお、中央制御室換気空調系ダクトの一部及び中央制御室再循環フィルタ装置については単一設計としているが、不燃性材料で構成されており、内部を空気が通気するもので発火する要素もなく、火災による影響が及ぶおそれはない設計とする。</p> <p>したがって、火災により中央制御室換気空調系の機能が同時に喪失することのない独立性を有した設計とする。すなわち、2.2(1)①において安全機能が喪失しないと判断する。</p> <p style="text-align: right;">(第34図、第35図、第36図)</p>	<p>(26)居住性の確保（中央制御室空調装置） [59条]</p> <p>中央制御室空調装置は、同一機能を有する2系統の中央制御室非常用循環ファン、中央制御室給気ファン及び中央制御室循環ファンに対して、火災防護に係る審査基準に基づき発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じており、主要な構造材に不燃性材料を使用している。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び自動消火設備を設置していることから、これらの機器を設置する場所で火災が発生しても影響が及ぶおそれは小さい。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室給気ファン及び中央制御室循環ファンは、同一の火災区画に設置されているが、当該区画は可燃物管理によって持ち込む可燃物を制限し火災による影響を低減しており、上記のような感知・消火対策を実施しているため、火災発生時には早期の消火が可能である。</p> <p>さらに、中央制御室空調装置のケーブルについては、A系統とB系統を米国電気電子工学学会（IEEE）規格384に準じて、隔離、バリア又はケーブルトレイカバーあるいは電線管の使用等により分離している。</p> <p>また、空気作動ダンパについては、万が一、駆動源（空気）が喪失した場合又は直流電源が喪失した場合においても、一般的に使用される工具等を用いて人力で操作することにより中央制御室空調装置の機能を維持することが可能である。</p> <p>なお、中央制御室空調装置を構成するダクトの一部及び中央制御室非常用循環フィルタユニットについては単一設計としているが、不燃性材料で構成されており、内部を空気が通気するもので発火する要素もなく、火災による影響が及ぶおそれはない設計とする。</p> <p>したがって、火災により中央制御室空調装置の機能が同時に喪失することのない設計とする。すなわち、2.2(1)①において安全機能が喪失しないと判断する。</p> <p style="text-align: right;">(第55図、第56図、第57図)</p>	<p>設備の相違 火災防止対策の相違</p> <p>記載内容の相違 代替所内電気設備におけるケーブルの分離の記載との整合。</p> <p>設備の相違 中央制御室空調装置を構成する設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第34図 中央制御室換気空調系系統概略図</p>	<p>第55図 居住性の確保（中央制御室空調装置）系統概要図</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

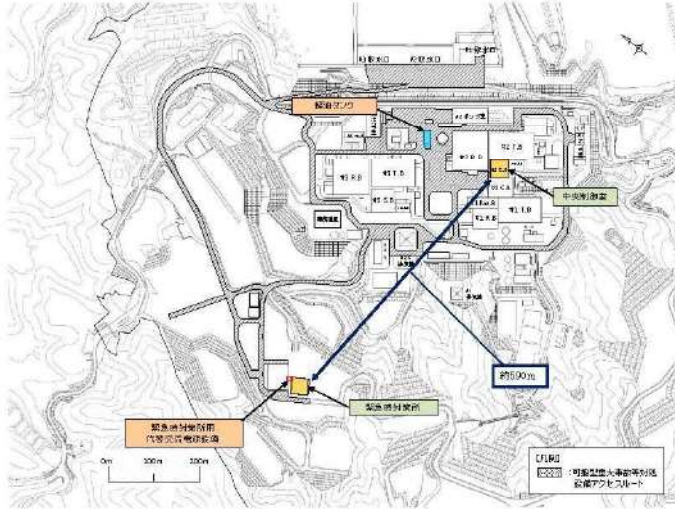
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第35図 中央制御室換気空調系設備 配置図 (制御建屋地下2階)</p> <p>この図は、制御建屋地下2階の換気空調系設備の配置を示しています。緑色の塗りつぶされた領域が「面定式換気設備による換気エリア」を示しています。主要な設備として、中央制御室再循環送風機(A)、中央制御室排風機(A)、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室再循環送風機(B)、中央制御室排風機(B)が配置されています。また、中央制御室送風機(A)と中央制御室送風機(B)も示されています。スケールは0.5P、1:500mmです。</p>	<p>第56図 居住性の確保 (中央制御室空調装置) に関する機器の配置 (1/1)</p> <p>この図は、泊発電所3号炉の中央制御室空調装置に関する機器の配置を示しています。図には、中央制御室再循環送風機(A)、中央制御室排風機(A)、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室再循環送風機(B)、中央制御室排風機(B)が配置されています。また、中央制御室送風機(A)と中央制御室送風機(B)も示されています。スケールは0.5P、1:500mmです。</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第36図 交流単線結線図</p>	<p>第57図 居住性の確保（中央制御空調装置）に関する単線結線図</p>	<p>相違理由</p>

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(16)電源の確保（緊急時対策所）〔61条〕</p> <p>緊急時対策所の電源設備（緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線J系）は、重大事故等時に緊急時対策所に交流電源を供給するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設は非常用交流電源設備である。</p> <p>緊急時対策所の電源設備については感知・消火対策として異なる2種類の感知器を設置している。さらに、緊急時対策所軽油タンク及び緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋に設置し、軽油タンクは屋外、非常用高圧母線は2号炉の原子炉建屋に設置しており、位置的分散を図っている。（第37図、第38図）</p> <p>以上より、単一の火災によって緊急時対策所の電源設備と非常用交流電源設備は同時に機能を喪失することなく確保可能である。また、消火設備についてもそれぞれ分散して設置している。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>  <p>第37図 緊急時対策所の配置</p>		<p>設備の相違</p> <p>泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型設備であるため、第1表にて整理する。              (P. 共-8-11参照)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 335 907 965" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="246 989 918 1045">第38図 緊急時対策所軽油タンク及び緊急時対策所用高圧母線J系並びに軽油タンク及び非常用高圧母線2D系の配置 (1/2)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 244 934 815" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="286 831 913 885" data-label="Caption"> <p>第38図 緊急時対策所軽油タンク及び緊急時対策所用高圧母線J系並びに軽油タンク及び非常用高圧母線2D系の配置 (2/2)</p> </div> <div data-bbox="481 1254 929 1289" data-label="Text"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

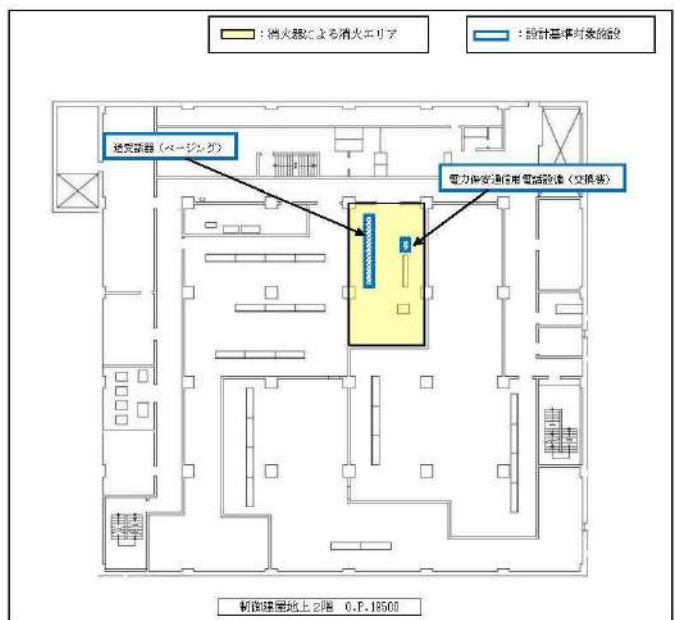
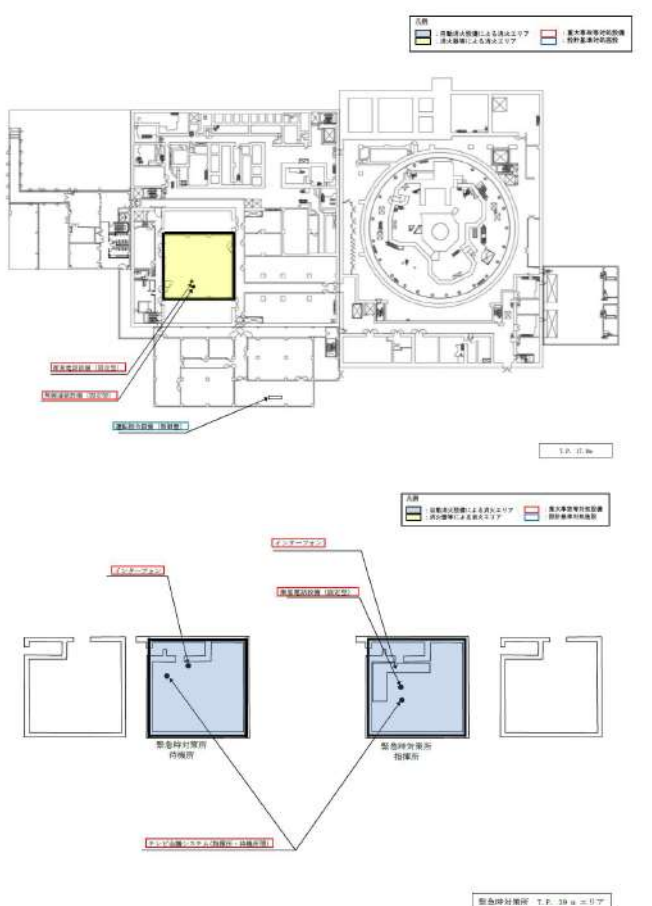
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(17)発電所内の通信連絡[62条]</p> <p>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(屋外アンテナ)[伝送路]、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(屋外アンテナ)[伝送路]、有線(建屋内)(携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)に係るもの)[伝送路]は重大事故等時に発電所内の通信連絡を行うための常設設備であり、当該設備を代替する機能を有する設計基準対象施設は「送受信器(ページング)」及び「電力保安通信用電話設備」である。</p> <p>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(屋外アンテナ)[伝送路]、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(屋外アンテナ)[伝送路]、有線(建屋内)(携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)に係るもの)[伝送路]は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策を講じている。また、建屋内においては感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に固定式消火設備等を設置している。屋外に設置する無線連絡設備(屋外アンテナ)[伝送路]及び衛星電話設備(屋外アンテナ)[伝送路]は、通電電流が微弱であることから自己発火するおそれがなく、ケーブルを電線管で敷設するとともに周辺に可燃物を設置せず火災の影響を受けない設計とする。さらに、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(屋外アンテナ)[伝送路]、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(屋外アンテナ)[伝送路]、有線(建屋内)(携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)に係るもの)[伝送路]と送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備はそれぞれ別の火災区域に設置しており、位置的分散を図っている。(第39図、第40図)</p> <p>以上より、単一の火災によって無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(屋外アンテナ)[伝送路]、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(屋外アンテナ)[伝送路]、有線(建屋内)(携行型通話装置、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)に係るもの)[伝送路]と送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備の安全機能は同時に喪失することなく確保できる。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>(27)発電所内の通信連絡 [62条]</p> <p>衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)は重大事故等時に発電所内の通信連絡を行うための常設設備であり、当該設備を代替する機能を有する設計基準対象施設は「運転指令設備」及び「電力保安通信用電話設備」である。</p> <p>衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。さらに、衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)と運転指令設備及び電力保安通信用電話設備はそれぞれ別の火災区域に設置しており、位置的分散を図っている。(第58図)</p> <p>以上より、単一の火災によって衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)と運転指令設備及び電力保安通信用電話設備の機能は同時に喪失することなく確保できる。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>設備の相違                  重大事故等対処設備                  の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

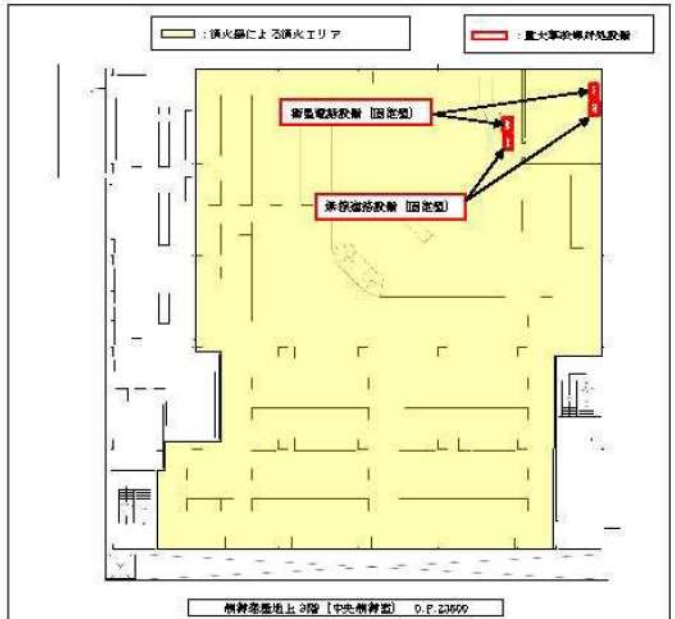
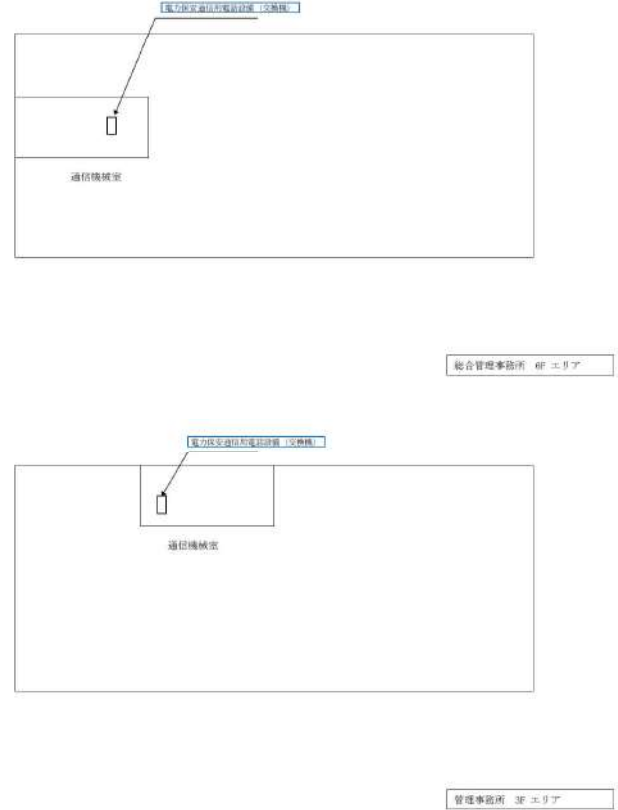
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第38図 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）と送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備の配置（1/2）</p>	 <p>第58図 発電所内の通信連絡に関する機器の配置（1/2）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第 38 図 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）と送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備の配置（2/2）</p>	 <p>第 5 8 図 発電所内の通信連絡に関する機器の配置（2/2）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 240 938 799" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="246 805 925 860" data-label="Caption"> <p>第40図 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）と送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の配置（1/2）</p> </div> <div data-bbox="483 1254 934 1289" data-label="Text"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 272 936 895" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="246 911 925 967" data-label="Caption"> <p>第40図 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）と送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の配置（2/2）</p> </div> <div data-bbox="483 1281 934 1315" data-label="Text"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
<p>3.2 重大事故防止設備でない重大事故等対処設備の火災による影響（修復性）</p> <p>重大事故防止設備でない重大事故等対処設備は、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備、可搬型重大事故緩和設備、可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備に分類される。これらの火災による影響について、以下に示す。</p> <p>3.2.1 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備の火災による影響重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備を第10表に示す。</p>	<p>3. 2 重大事故防止設備でない重大事故等対処設備の火災による影響（修復性）</p> <p>重大事故防止設備でない重大事故等対処設備は、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備、可搬型重大事故緩和設備、可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備に分類される。これらの火災による影響について、以下に示す。</p> <p>3. 2. 1 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備の火災による影響重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備を第6表に示す。</p>	<p>設備の相違 重大事故等対処設備の相違</p>																																																																																
<p>第10表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(1/5)</p>	<p>第6表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備 (1/5)</p>																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">常設重大事故等対処設備</th> <th rowspan="2">関連 条文</th> <th rowspan="2">分類</th> </tr> <tr> <th>系統機能</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却</td> <td>低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)</td> <td rowspan="2">47</td> <td rowspan="2">緩和</td> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却</td> <td>低圧代替注水系(可搬型)</td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却</td> <td>代替循環冷却系</td> <td>50</td> <td>緩和</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>代替循環冷却ポンプ</td> <td rowspan="4">47, 50, 51</td> <td rowspan="10">緩和</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]</td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁[流路]</td> </tr> <tr> <td>スプレー管[流路]</td> <td>50, 51</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器[注水先]</td> <td>47, 50</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器[注水先]</td> <td>50, 51</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク[流路]</td> <td rowspan="4">47, 50, 51</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク[流路]</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系熱交換器</td> <td rowspan="4">47, 50, 51, 55</td> </tr> <tr> <td>貯留堰</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>フィルタ装置</td> <td rowspan="4">50, 52</td> <td rowspan="4">緩和</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口側圧力開放板</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器調気系配管・弁[流路]</td> </tr> <tr> <td>遠隔手動弁操作設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)[排出元]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	系統機能	設備	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)	47	緩和	低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却	低圧代替注水系(可搬型)	代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却	代替循環冷却系	50	緩和	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	代替循環冷却ポンプ	47, 50, 51	緩和	残留熱除去系熱交換器	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]	補給水系配管・弁[流路]	スプレー管[流路]	50, 51	原子炉圧力容器[注水先]	47, 50	原子炉格納容器[注水先]	50, 51	原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク[流路]	47, 50, 51	原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク[流路]	原子炉補機冷却水系熱交換器	47, 50, 51, 55	貯留堰	取水口	取水路	海水ポンプ室		原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	50, 52	緩和	フィルタ装置出口側圧力開放板	原子炉格納容器調気系配管・弁[流路]	遠隔手動弁操作設備		原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)[排出元]			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">常設重大事故等対処設備</th> <th rowspan="2">関連 条文</th> <th rowspan="2">分類</th> </tr> <tr> <th>対応手段</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧(炉心損傷時)</td> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>4 6</td> <td>緩和</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">格納容器スプレー(格納容器スプレーポンプ)(残留溶融炉心の冷却)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合)</td> <td>格納容器スプレーポンプ</td> <td rowspan="3">4 7</td> <td rowspan="3">緩和</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレー冷却器 [流路]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替格納容器スプレー(代替格納容器スプレーポンプ)(残留溶融炉心の冷却)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合)</td> <td>代替格納容器スプレーポンプ</td> <td rowspan="3">4 7</td> <td rowspan="3">緩和</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉心注水(高圧注入ポンプ)(溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td rowspan="3">4 7</td> <td rowspan="3">緩和</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> </tr> </tbody> </table>	常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	対応手段	設備	加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧(炉心損傷時)	加圧器逃がし弁	4 6	緩和	格納容器スプレー(格納容器スプレーポンプ)(残留溶融炉心の冷却)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合)	格納容器スプレーポンプ	4 7	緩和	燃料取替用水ビット [水源]	格納容器スプレー冷却器 [流路]	代替格納容器スプレー(代替格納容器スプレーポンプ)(残留溶融炉心の冷却)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合)	代替格納容器スプレーポンプ	4 7	緩和	燃料取替用水ビット [水源]	補助給水ビット [水源]	炉心注水(高圧注入ポンプ)(溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止)	高圧注入ポンプ	4 7	緩和	燃料取替用水ビット [水源]	ほう酸注入タンク [流路]	
常設重大事故等対処設備		関連 条文			分類																																																																													
系統機能	設備																																																																																	
低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)	47	緩和																																																																															
低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却	低圧代替注水系(可搬型)																																																																																	
代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却	代替循環冷却系	50	緩和																																																																															
代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	代替循環冷却ポンプ	47, 50, 51	緩和																																																																															
	残留熱除去系熱交換器																																																																																	
	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]																																																																																	
	補給水系配管・弁[流路]																																																																																	
	スプレー管[流路]	50, 51																																																																																
	原子炉圧力容器[注水先]	47, 50																																																																																
	原子炉格納容器[注水先]	50, 51																																																																																
	原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク[流路]	47, 50, 51																																																																																
	原子炉補機冷却水ポンプ																																																																																	
	原子炉補機冷却海水ポンプ																																																																																	
原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク[流路]																																																																																		
原子炉補機冷却水系熱交換器	47, 50, 51, 55																																																																																	
貯留堰																																																																																		
取水口																																																																																		
取水路																																																																																		
海水ポンプ室																																																																																		
原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	50, 52	緩和																																																																															
	フィルタ装置出口側圧力開放板																																																																																	
	原子炉格納容器調気系配管・弁[流路]																																																																																	
	遠隔手動弁操作設備																																																																																	
	原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)[排出元]																																																																																	
常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類																																																																															
対応手段	設備																																																																																	
加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧(炉心損傷時)	加圧器逃がし弁	4 6	緩和																																																																															
格納容器スプレー(格納容器スプレーポンプ)(残留溶融炉心の冷却)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合)	格納容器スプレーポンプ	4 7	緩和																																																																															
	燃料取替用水ビット [水源]																																																																																	
	格納容器スプレー冷却器 [流路]																																																																																	
代替格納容器スプレー(代替格納容器スプレーポンプ)(残留溶融炉心の冷却)(1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合)	代替格納容器スプレーポンプ	4 7	緩和																																																																															
	燃料取替用水ビット [水源]																																																																																	
	補助給水ビット [水源]																																																																																	
炉心注水(高圧注入ポンプ)(溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止)	高圧注入ポンプ	4 7	緩和																																																																															
	燃料取替用水ビット [水源]																																																																																	
	ほう酸注入タンク [流路]																																																																																	

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第10表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(2/5)				第6表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(2/5)				
常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	
系統機能	設備			対応手段	設備			
原子炉格納容器下部注水系 (常設)(復水移送ポンプ)による 原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ	51	緩和	炉心注水(余熱除去ポン プ) (溶融炉心の原子炉格 納容器下部への落下遅 延及び防止)	余熱除去ポンプ	4 7	緩和	
	補給水系配管・弁[流路]				燃料取替用水ビット [水源]			
	高圧炉心スプレイ系配管・弁[流 路]				余熱除去冷却器 [流路]			
	燃料プール補給水系弁[流路]							
原子炉格納容器下部注水系 (常設)(代替循環冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部へ の注水	代替循環冷却ポンプ	51	緩和	炉心注水(充てんポン プ)(溶融炉心の原子炉 格納容器下部への落下 遅延及び防止)	充てんポンプ	4 7	緩和	
	残留熱除去系熱交換器				燃料取替用水ビット [水源]			
	残留熱除去系配管・弁・スト レーナ[流路]				再生熱交換器 [流路]			
	補給水系配管・弁[流路]							
原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)による原子炉格納容 器下部への注水	補給水系配管・弁[流路]	51	緩和	代替炉心注水(B-格 納容器スプレイポン プ)(溶融炉心の原子炉 格納容器下部への落下 遅延及び防止)	B-格納容器スプレイポンプ	4 7	緩和	
原子炉格納容器代替スプレイ 冷却系(常設)による原子炉格 納容器下部への注水	復水移送ポンプ				燃料取替用水ビット [水源]			
	補給水系配管・弁[流路]				B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]			
	高圧炉心スプレイ系配管・弁 [流路]				代替格納容器スプレイポン プ(溶融炉心の原子炉 格納容器下部への落下 遅延及び防止)			燃料取替用水ビット [水源]
	燃料プール補給水系弁[流路]	補助給水ビット [水源]						
	残留熱除去系配管・弁[流路]	51	緩和	代替炉心注水(B-充 てんポンプ(自己冷 却))(溶融炉心の原子 炉格納容器下部への落 下遅延及び防止)	B-充てんポンプ	4 7	緩和	
原子炉格納容器代替スプレイ 冷却系(可搬型)による原子炉 格納容器下部への注水	残留熱除去系配管・弁[流路]				燃料取替用水ビット [水源]			
原子炉格納容器内不活性化に よる原子炉格納容器水素爆発 防止	(原子炉格納容器調気系)	52	緩和	代替炉心注水(B-充 てんポンプ(自己冷 却))(溶融炉心の原子 炉格納容器下部への落 下遅延及び防止)	再生熱交換器 [流路]	4 7	緩和	
原子炉格納容器内の 水素濃度及び酸素濃度の監視	格納容器内水素濃度(D/W)							
	格納容器内水素濃度(S/C)							
	格納容器内雰囲気水素濃度							
	格納容器内雰囲気酸素濃度							
可搬型窒素ガス供給装置によ る原子炉格納容器内の不活性 化	原子炉格納容器調気系配管・弁 [流路]							



43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
第10表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(3/5)				第6表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(3/5)						
常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類			
系統機能	設備			対応手段	設備					
静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	静的触媒式水素再結合装置	53	緩和	格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水） （格納容器破損防止）	C、D-格納容器再循環ユニット	49 50	緩和			
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置				C、D-原子炉補機冷却水ポンプ					
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内水素濃度	C、D-原子炉補機冷却水冷却器								
燃料プールのスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ	燃料プール冷却浄化系配管・弁[流路]	54	緩和		原子炉補機冷却水サージタンク					
重大事故等収束のための水源 ※水源としては海も使用可能	サプレッションチェンバ	50, 56	緩和		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ					
	淡水貯水槽(No.1)	47, 48, 49, 50, 51, 52, 54, 56	- (代替淡水源) [常設重大事故等対処設備ではなく代替淡水源(措置)であるが、本条文において必要なため記載]		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ 出口ストレーナ [流路]					
	淡水貯水槽(No.2)				C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ [流路]					
原子炉圧力容器への注水量	代替循環冷却ポンプ出口流量	58	緩和		代替格納容器スプレイ （代替格納容器スプレイポンプ） （格納容器破損防止）			代替格納容器スプレイポンプ	49	緩和
原子炉格納容器への注水量	代替循環冷却ポンプ出口流量				燃料取替用水ビット [水源]			50		
	原子炉格納容器下部注水流量				補助給水ビット [水源]			51		
原子炉格納容器内の温度	原子炉格納容器下部温度	58	緩和	格納容器内自然対流冷却（海水） （格納容器破損防止）	C、D-格納容器再循環ユニット	49 50	緩和			
原子炉格納容器内の水位	原子炉格納容器下部水位			格納容器スプレイ（格納容器スプレイポンプ）	格納容器スプレイポンプ	50		緩和		
	ドライウェル水位				燃料取替用水ビット [水源]					
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度			格納容器スプレイ冷却器 [流路]						
最終ヒートシンクの確保(代替循環冷却系)	代替循環冷却ポンプ出口流量			原子炉格納容器下部への注水（格納容器スプレイポンプ）	格納容器スプレイポンプ	51	緩和			
原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋内水素濃度			燃料取替用水ビット [水源]						
静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置			格納容器内雰囲気酸素濃度	格納容器スプレイ冷却器 [流路]					
原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内雰囲気酸素濃度			原子炉格納容器下部への注水（代替格納容器スプレイポンプ）	代替格納容器スプレイポンプ	51	緩和			
発電所内の通信連絡	安全パラメータ表示システム(SPDS)			燃料取替用水ビット [水源]	補助給水ビット [水源]					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第10表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(4/5)				第6表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(4/5)				
常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	
系統機能	設備			対応手段	設備			
居住性の確保	中央制御室	59	(重大事故等対処施設)	原子炉格納容器内水素処理装置	5 2	緩和		
	中央制御室待避所						原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	
	中央制御室待避所遮蔽		緩和					
	中央制御室待避所加圧設備(配管・弁)[流路]							
	差圧計			防止でも緩和でもない				
	データ表示装置(待避所)							
被ばく線量の低減	非常用ガス処理系排風機	59	緩和	格納容器水素イグナイタ	5 2	緩和		
	非常用ガス処理系空気乾燥装置[流路]						格納容器水素イグナイタ温度監視装置	
	非常用ガス処理系フィルタ装置[流路]							
	非常用ガス処理系配管・弁[流路]							
	排気筒[流路]							
	原子炉建屋原子炉棟[流路]							
	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置							
モニタリングポストの代替測定	データ処理装置[伝送路]	60	防止でも緩和でもない	水素濃度監視	格納容器雰囲気ガス試料採取設備	5 2	緩和	
気象観測設備の代替測定	データ処理装置[伝送路]			アニュラス空気浄化設備による水素排出/放射性物質の濃度低減(交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	5 3 5 9	緩和	
放射線量の測定	データ処理装置[伝送路]			アニュラス空気浄化設備による水素排出/放射性物質の濃度低減(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス空気浄化フィルタユニット			
モニタリングポストの代替交流電源からの給電	常設代替交流電源設備			アニュラス空気浄化設備による水素排出/放射性物質の濃度低減(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス空気浄化ファン	5 3 5 9	緩和	
居住性の確保(緊急時対策所)	緊急時対策所	61	(重大事故等対処施設)	水位計測(原子炉格納容器内の水位)	格納容器水位			5 8
	緊急時対策所遮蔽			原子炉下部キャビティ水位				
	緊急時対策所非常用送風機		緩和					
	緊急時対策所非常用フィルタ装置			パラメータ記録	データ収集計算機	5 8	緩和	
	緊急時対策所非常用給排気配管・弁[流路]			データ表示端末				
	緊急時対策所加圧設備(配管・弁)[流路]			居住性の確保	緊急時対策所指揮所遮へい	6 1	緩和	
	差圧計		緊急時対策所待機所遮へい	防止でも緩和でもない				
			防止でも緩和でもない	圧力計				

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第10表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(5/5)			第6表 重大事故防止設備でない常設重大事故等対処設備(5/5)				
常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類	常設重大事故等対処設備		関連 条文	分類
系統機能	設備			対応手段	設備		
発電所内の通信連絡	安全パラメータ表示システム (SPDS)	62	緩和	発電所内の通信連絡	データ収集計算機	62	緩和
	無線通信装置〔伝送路〕				データ表示端末		
	有線(建屋内)(安全パラメータ表示システム(SPDS)に係るもの)〔伝送路〕			発電所外の通信連絡	衛星電話設備(固定型)	62	緩和
衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(FAX)						
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		防止でも緩和でもない				
データ伝送設備	データ収集計算機						
衛星電話設備(屋外アンテナ)〔伝送路〕	E R S S 伝送サーバ						
衛星通信装置〔伝送路〕	防止でも緩和でもない	緩和					
有線(建屋内)(衛星電話設備(固定型)に係るもの)〔伝送路〕	防止でも緩和でもない						
有線(建屋内)(統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの)〔伝送路〕	防止でも緩和でもない						

第10表の設備のうち、遮蔽、配管、手動弁、熱交換器、サージタンク、ストレーナ、スプレイ管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室、原子炉建屋原子炉棟、サブプレッションチェンバ、淡水貯水槽、排気筒については、金属等の不燃性材料で構築されていること、内部の液体の漏えいを防止するためのパッキンが装着されている場合でもパッキン類のシート面は機器内の液体と接触しており大幅な温度上昇は考えにくいことから、火災発生のおそれはない。

すなわち、2.2(2)①において安全機能が喪失しないと判断する。

上記以外の常設重大事故緩和設備及び常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもないものについては、火災防護に係る審査基準に従い、火災の発生防止対策及び火災の感知・消火対策を実施する。(第41条火災による損傷の防止)

すなわち、これらの設備については、火災防護対策の実施によって、2.2(2)②における「できる限りの頑健性」を確保する。

第6表の設備のうち、燃料取替用水ピット、補助給水ピット、格納容器スプレイ冷却器、ほう酸注入タンク、余熱除去冷却器、再生熱交換器、C、D-格納容器再循環ユニット、C、D-原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク、C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ、アニユラス空気浄化フィルタユニット、排気筒、緊急時対策所指揮所遮へい、緊急時対策所待機所遮へいについては、金属等の不燃性材料で構築されていること、内部の液体の漏えいを防止するためのパッキンが装着されている場合でもパッキン類のシート面は機器内の液体と接触しており大幅な温度上昇は考えにくいことから、火災発生のおそれはない。

すなわち、2.2(2)①において安全機能が喪失しないと判断する。

上記以外の常設重大事故緩和設備及び常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもないものについては、火災防護に係る審査基準に従い、火災の発生防止対策及び火災の感知・消火対策を実施する。(第41条火災による損傷の防止)

すなわち、これらの設備については、火災防護対策の実施によって、2.2(2)②における「できる限りの頑健性」を確保する。

設備の相違  
 重大事故等対処設備  
 の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																														
3.2.2 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備の火災による影響重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備を第11表に示す。		3. 2. 2 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備の火災による影響重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備を第7表に示す。		設備の相違 重大事故等対処設備の相違																																																																																														
第11表 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備(1/3)		第7表 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備(1/4)																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">可搬型重大事故等対処設備</th> <th rowspan="2">関連 条文</th> <th rowspan="2">分類</th> </tr> <tr> <th>系統機能</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アクセスルート確保</td> <td>ブルドーザ</td> <td rowspan="2">43</td> <td rowspan="2">防止でも緩和でもない</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>熱交換器ユニット</td> <td rowspan="4">47, 50</td> <td rowspan="4">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース・除熱用ヘッダ・接続口 [流路]</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)</td> </tr> <tr> <td>ホース延長回収車</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>50, 52</td> <td rowspan="5">緩和</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>ホース延長回収車</td> <td rowspan="3">50, 52</td> </tr> <tr> <td>ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口 [流路]</td> </tr> <tr> <td>ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)</td> <td rowspan="3">51</td> <td rowspan="3">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース延長回収車</td> </tr> <tr> <td>ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)</td> <td rowspan="3">51</td> <td rowspan="3">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース延長回収車</td> </tr> <tr> <td>ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>熱交換器ユニット</td> <td rowspan="4">52</td> <td rowspan="4">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース・除熱用ヘッダ・接続口 [流路]</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)</td> </tr> <tr> <td>ホース延長回収車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化</td> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td rowspan="2">52</td> <td rowspan="2">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口 [流路]</td> </tr> </tbody> </table>		可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類	系統機能	設備	アクセスルート確保	ブルドーザ	43	防止でも緩和でもない	バックホウ	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	熱交換器ユニット	47, 50	緩和	ホース・除熱用ヘッダ・接続口 [流路]	大容量送水ポンプ(タイプ1)	ホース延長回収車	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	可搬型窒素ガス供給装置	50, 52	緩和	大容量送水ポンプ(タイプ1)	52	ホース延長回収車	50, 52	ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口 [流路]	ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	大容量送水ポンプ(タイプ1)	51	緩和	ホース延長回収車	ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	大容量送水ポンプ(タイプ1)	51	緩和	ホース延長回収車	ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]	代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	熱交換器ユニット	52	緩和	ホース・除熱用ヘッダ・接続口 [流路]	大容量送水ポンプ(タイプ1)	ホース延長回収車	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化	可搬型窒素ガス供給装置	52	緩和	ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口 [流路]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">可搬型重大事故等対処設備</th> <th rowspan="2">関連 条文</th> <th rowspan="2">分類</th> </tr> <tr> <th>対応手段</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アクセスルートの確保</td> <td>ホイールローダ</td> <td rowspan="2">4 3</td> <td rowspan="2">防止でも緩和でもない</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納容器内自然対流冷却(原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止)</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ</td> <td>4 9 5 0</td> <td rowspan="2">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース・弁 [流路]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">格納容器内自然対流冷却(海水) (格納容器破損防止)</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td rowspan="3">4 9 5 0</td> <td rowspan="3">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース延長・回収車(送水車用)</td> </tr> <tr> <td>可搬型ホース [流路]</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水素濃度監視</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</td> <td>5 2 5 8</td> <td rowspan="6">緩和</td> </tr> <tr> <td>可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ</td> <td rowspan="6">5 2</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> </tr> <tr> <td>ホース延長・回収車(送水車用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アニュラス空気浄化設備による水素排出 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</td> <td>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ</td> <td rowspan="2">5 3</td> <td rowspan="2">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース・弁 [流路]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水素濃度監視</td> <td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</td> <td>5 3 5 8</td> <td rowspan="2">緩和</td> </tr> <tr> <td>ホース・弁 [流路]</td> <td>5 3</td> </tr> </tbody> </table>		可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類	対応手段	設備	アクセスルートの確保	ホイールローダ	4 3	防止でも緩和でもない	バックホウ	格納容器内自然対流冷却(原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止)	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ	4 9 5 0	緩和	ホース・弁 [流路]	格納容器内自然対流冷却(海水) (格納容器破損防止)	可搬型大型送水ポンプ車	4 9 5 0	緩和	ホース延長・回収車(送水車用)	可搬型ホース [流路]	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	5 2 5 8	緩和	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	5 2	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ	可搬型大型送水ポンプ車	ホース延長・回収車(送水車用)	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ	5 3	緩和	ホース・弁 [流路]	水素濃度監視	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	5 3 5 8	緩和	ホース・弁 [流路]	5 3
可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類																																																																																															
系統機能	設備																																																																																																	
アクセスルート確保	ブルドーザ	43	防止でも緩和でもない																																																																																															
	バックホウ																																																																																																	
代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	熱交換器ユニット	47, 50	緩和																																																																																															
	ホース・除熱用ヘッダ・接続口 [流路]																																																																																																	
	大容量送水ポンプ(タイプ1)																																																																																																	
	ホース延長回収車																																																																																																	
原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	可搬型窒素ガス供給装置	50, 52	緩和																																																																																															
	大容量送水ポンプ(タイプ1)	52																																																																																																
	ホース延長回収車	50, 52																																																																																																
	ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口 [流路]																																																																																																	
	ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]																																																																																																	
原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	大容量送水ポンプ(タイプ1)	51	緩和																																																																																															
	ホース延長回収車																																																																																																	
	ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]																																																																																																	
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	大容量送水ポンプ(タイプ1)	51	緩和																																																																																															
	ホース延長回収車																																																																																																	
	ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]																																																																																																	
代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	熱交換器ユニット	52	緩和																																																																																															
	ホース・除熱用ヘッダ・接続口 [流路]																																																																																																	
	大容量送水ポンプ(タイプ1)																																																																																																	
	ホース延長回収車																																																																																																	
可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化	可搬型窒素ガス供給装置	52	緩和																																																																																															
	ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口 [流路]																																																																																																	
可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類																																																																																															
対応手段	設備																																																																																																	
アクセスルートの確保	ホイールローダ	4 3	防止でも緩和でもない																																																																																															
	バックホウ																																																																																																	
格納容器内自然対流冷却(原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止)	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ	4 9 5 0	緩和																																																																																															
	ホース・弁 [流路]																																																																																																	
格納容器内自然対流冷却(海水) (格納容器破損防止)	可搬型大型送水ポンプ車	4 9 5 0	緩和																																																																																															
	ホース延長・回収車(送水車用)																																																																																																	
	可搬型ホース [流路]																																																																																																	
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	5 2 5 8	緩和																																																																																															
	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	5 2																																																																																																
	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置																																																																																																	
	格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ																																																																																																	
	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																																	
	ホース延長・回収車(送水車用)																																																																																																	
アニュラス空気浄化設備による水素排出 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ		5 3	緩和																																																																																														
	ホース・弁 [流路]																																																																																																	
水素濃度監視	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	5 3 5 8	緩和																																																																																															
	ホース・弁 [流路]	5 3																																																																																																

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第11表 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備(2/3)				第7表 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備(2/4)				
可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類	可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類	
系統機能	設備			対応手段	設備			
燃料プールスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ	大容量送水ポンプ(タイプI)	54	緩和	使用済燃料ピットへのスプレイ 大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	可搬型大型送水ポンプ車	54 55	緩和	
	ホース延長回収車				ホース延長・回収車(送水車用)			
	ホース・注水用ヘッダ・接続口[流路]				可搬型スプレイノズル			
	スプレイノズル				可搬型ホース[流路]			
燃料プールスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ	大容量送水ポンプ(タイプI)	54	緩和	大気への拡散抑制 (炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	可搬型大容量海水送水ポンプ車	55	緩和	
	ホース延長回収車				放水砲			
	ホース・注水用ヘッダ[流路]				可搬型ホース[流路]			
	スプレイノズル							
大気への放射性物質の拡散抑制 ※水源は海を使用	大容量送水ポンプ(タイプII)	54,55	緩和	海洋への拡散抑制 (炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	集水柵シルトフェンス	55	緩和	
	ホース延長回収車							
	ホース[流路]							
	放水砲							
航空機燃料火災への泡消火 ※水源は海を使用	大容量送水ポンプ(タイプII)	55	緩和	航空機燃料火災への泡消火	可搬型大容量海水送水ポンプ車	55	緩和	
	ホース延長回収車				放水砲			
	ホース[流路]				泡混合設備			
	泡消火薬剤混合装置				可搬型ホース[流路]			
	放水砲							
海洋への放射性物質の拡散抑制	シルトフェンス							
居住性の確保	中央制御室待避所加圧設備(空気ポンプ)	59	緩和	防止でも緩和でもない				
	酸素濃度計							
	二酸化炭素濃度計							
	可搬型照明(SA)							
モニタリングポストの代替測定	可搬型モニタリングポスト							
放射能観測車の代替測定	可搬型ダスト・よう素サンプラ	60	防止でも緩和でもない					
	γ線サーベイメータ							
	β線サーベイメータ							
気象観測設備の代替測定	代替気象観測設備							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
第11表 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備(3/3)				第7表 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備(3/4)						
可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類	可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類			
系統機能	設備			対応手段	設備					
放射線量の測定	可搬型モニタリングポスト	60	防止でも緩和でもない	居住性の確保	可搬型照明(SA)	5 9	防止でも緩和でもない			
		61	緩和		酸素濃度・二酸化炭素濃度計					
	電離箱サーベイメータ	60	防止でも緩和でもない	放射性物質の濃度低減 (全交流動力電源又は 直流電源が喪失した場合)	アニュラス全量排気弁等操作用可搬 型窒素ガスポンペ	5 9	緩和			
	小型船舶				ホース・弁 [流路]					
放射性物質濃度(空气中・水中・土壌中)及び海上モニタリング	可搬型ダスト・よう素サンプラ	60	防止でも緩和でもない	モニタリングポストの 代替測定	可搬型モニタリングポスト	6 0	防止でも緩和でもない			
	γ線サーベイメータ			放射能観測車の代替測定	可搬型ダスト・よう素サンプラ	6 0	防止でも緩和でもない			
	β線サーベイメータ				NaI(Tl)シンチレーションサーベイ メータ					
	α線サーベイメータ				GM汚染サーベイメータ					
	小型船舶			放射線量の測定	6 0	防止でも緩和でもない	可搬型モニタリングポスト			
緊急時対策所加圧設備(空気ボン ベ)	電離箱サーベイメータ									
酸素濃度計	小型船舶									
二酸化炭素濃度計	可搬型ダスト・よう素サンプラ	NaI(Tl)シンチレーションサーベイ メータ	6 0				防止でも緩和でもない			
緊急時対策所可搬型エリアモニ タ				GM汚染サーベイメータ						
発電所外の通信連絡	衛星電話設備(携帯型)	62	緩和	放射性物質濃度(空気 中・水中・土壌中)及び 海上モニタリング	α線シンチレーションサーベイメ ータ	6 0	防止でも緩和でもない			
					β線サーベイメータ					
					小型船舶					
					気象観測設備の代替測 定/緊急時対策所付近 の気象観測項目の測定			可搬型気象観測設備	6 0	防止でも緩和でもない



女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>第11表の設備のうち、ブルドーザ、バックホウ、可搬型窒素ガス供給装置、熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、ホース延長回収車、ホース、窒素供給用ヘッダ、除熱用ヘッダ、注水用ヘッダ、放水砲、泡消火薬剤混合装置、シルトフェンス、小型船舶については、屋外（第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）に分散して保管し、衛星電話設備（携帯型）については、制御建屋及び緊急時対策建屋内に分散して保管することから、単一の火災によっても同時に全ての機能を喪失するおそれはない。</p> <p>すなわち、2.2(2)①において安全機能が喪失しないと判断する。</p> <p>さらに、スプレインゾルは原子炉建屋に保管するが、異なる火災区域に保管することから、単一の火災によっても同時にすべての機能を喪失するおそれはない。</p> <p>すなわち、2.2(2)①において安全機能が喪失しないと判断する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備については、火災防護計画にしたがって火災の発生防止対策及び火災の感知・消火対策を実施する。すなわち、2.2(2)②における「できる限りの頑健性」を確保する。</p>	<p>第7表 重大事故防止設備でない可搬型重大事故等対処設備（4/4）</p> <table border="1" data-bbox="1079 229 1937 679"> <thead> <tr> <th colspan="2">可搬型重大事故等対処設備</th> <th rowspan="2">関連 条文</th> <th rowspan="2">分類</th> </tr> <tr> <th>対応手段</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">居住性の確保</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td rowspan="6">6 1</td> <td rowspan="6">緩和</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置配管・ダンプ【可搬】[流路]</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置配管・弁【可搬】[流路]</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td> <td></td> <td>防止でも緩和でもない</td> </tr> <tr> <td>発電所外の通信連絡</td> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>6 2</td> <td>緩和</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7表の設備のうち、ホイールローダ、バックホウ、可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース、可搬型スプレインゾル、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備、集水柵シルトフェンス、小型船舶については、屋外（51m倉庫・車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1,2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア、展望台行管理道路脇西側60mエリア及び緊急時対策所エリア）に分散して保管し、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）及び衛星電話設備（携帯型）については、原子炉補助建屋、緊急時対策所待機所及び緊急時対策所指揮所に分散して保管することから、単一の火災によっても同時に全ての機能を喪失するおそれはない。</p> <p>すなわち、2.2(2)①において安全機能が喪失しないと判断する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備については、火災防護計画にしたがって火災の発生防止対策及び火災の感知・消火対策を実施する。すなわち、2.2(2)②における「できる限りの頑健性」を確保する。</p>	可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類	対応手段	設備	居住性の確保	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	6 1	緩和	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	可搬型空気浄化装置配管・ダンプ【可搬】[流路]	空気供給装置（空気ポンプ）	空気供給装置配管・弁【可搬】[流路]	酸素濃度・二酸化炭素濃度計		緊急時対策所可搬型エリアモニタ		防止でも緩和でもない	発電所外の通信連絡	衛星電話設備（携帯型）	6 2	緩和	<p>設備の相違                  重大事故等対処設備の相違</p> <p>保管場所の相違                  ・泊の可搬型スプレインゾルは屋外に保管する。（大飯と同様）</p>
可搬型重大事故等対処設備		関連 条文	分類																						
対応手段	設備																								
居住性の確保	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	6 1	緩和																						
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット																								
	可搬型空気浄化装置配管・ダンプ【可搬】[流路]																								
	空気供給装置（空気ポンプ）																								
	空気供給装置配管・弁【可搬】[流路]																								
	酸素濃度・二酸化炭素濃度計																								
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ		防止でも緩和でもない																						
発電所外の通信連絡	衛星電話設備（携帯型）	6 2	緩和																						

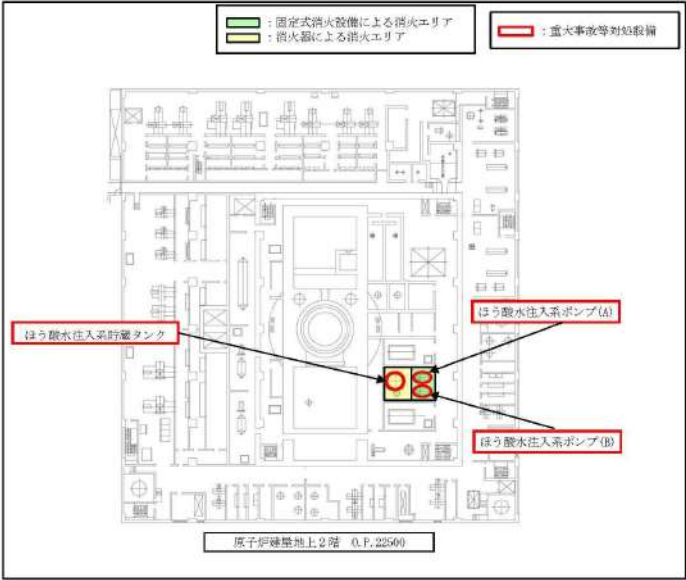
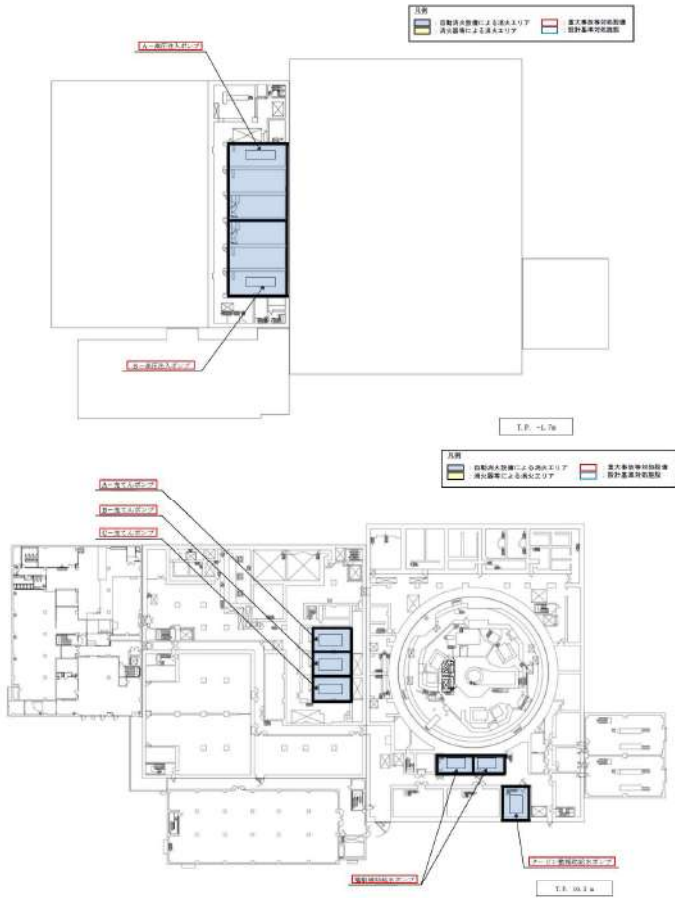
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 火災による重大事故等対処設備の機能維持</p> <p>内部火災が発生した場合、設計基準対象施設の機能に期待せず、重大事故等対処設備によって「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料プール注水」機能が維持できるかについて、以下に示す。</p> <p>4.1 火災による未臨界移行機能の維持について</p> <p>未臨界移行機能を有する設計基準対象施設である原子炉保護系が機能喪失した場合で、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための常設重大事故防止設備であるATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能又は代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）によって、発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によってATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能又は代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）の制御電源がすべて喪失した場合は、ほう酸水注入系によって発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。また、火災によってほう酸水注入系が機能喪失した場合は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能又は代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）によって発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。</p> <p>なお、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能又は代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）の制御盤は中央制御室（制御建屋地上3階）に設置、制御電源は制御建屋及び原子炉建屋地上1階（原子炉建屋内の原子炉棟外）に設置しているが、ほう酸水注入系は原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）に設置しており、位置的分散を図っている。（第41図）</p> <p>さらに、これら常設重大事故防止設備がすべて機能喪失した場合でも、中央制御室に設置するスクラムソレノイドヒューズを引き抜くことによって発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。</p>	<p>4. 火災による重大事故等対処設備の機能維持</p> <p>内部火災が発生した場合、設計基準事故対処設備等の機能に期待せず、重大事故等対処設備によって「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料ピット注水」機能が維持できるかについて、以下に示す。</p> <p>4.1 火災による未臨界移行機能の維持について</p> <p>未臨界移行機能を有する設計基準事故対処設備である原子炉保護系が機能喪失した場合で、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための常設重大事故防止設備である共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）によって、発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によって共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の制御電源がすべて喪失した場合は、ほう酸水注入によって発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。また、火災によってほう酸水注入が機能喪失した場合は、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）によって発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。</p> <p>なお、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は中央制御室に設置しているが、ほう酸水注入は中央制御室とは別の火災区画に設置しており、位置的分散を図っている。（第59図）</p> <p>さらに、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）が自動作動しない場合は、「原子炉出力抑制（手動）」によりタービン手動トリップ、主蒸気隔離弁の閉操作及び補助給水ポンプの起動を行うことによって発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。</p> <p>加えて、これら常設重大事故防止設備がすべて機能喪失した場合でも、周辺補機棟に設置する原子炉トリップシャ断器を開放することによって発電用原子炉を停止し未臨界を維持することが可能である。</p>	<p>設備の相違                      重大事故等対処設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第41図 ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能及び代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）の制御盤とほう酸水注入系の配置（1/2）</p>	 <p>第59図 未臨界移行機能を有する重大事故等対処設備の配置（1/4）</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="246 239 952 973" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="246 997 929 1053" data-label="Caption"> <p>第41図 ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能及び代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）の制御盤とほう酸水注入系の配置（2/2）</p> </div> <div data-bbox="481 1252 907 1292" data-label="Text"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1153 263 1848 726" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1153 734 1848 1181" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1232 1212 1758 1244" data-label="Caption"> <p>第5.9図 未臨界移行機能を有する重大事故等対処設備の配置（2／4）</p> </div> <div data-bbox="1400 1268 1848 1292" data-label="Text"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

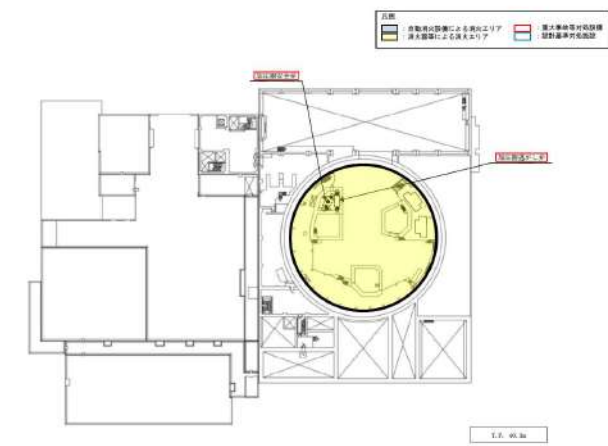
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第59図 未臨界移行機能を有する重大事故等対処設備の配置 (3/4)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

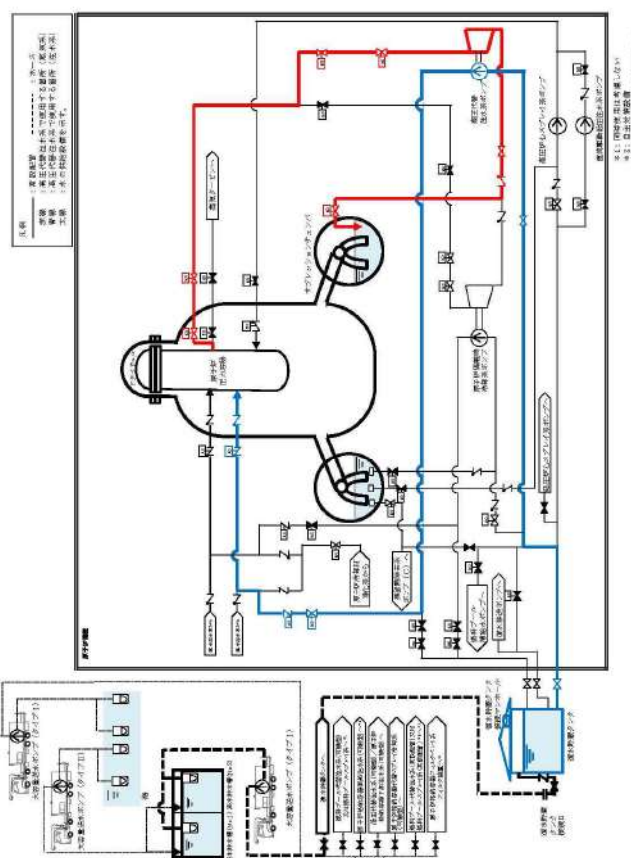
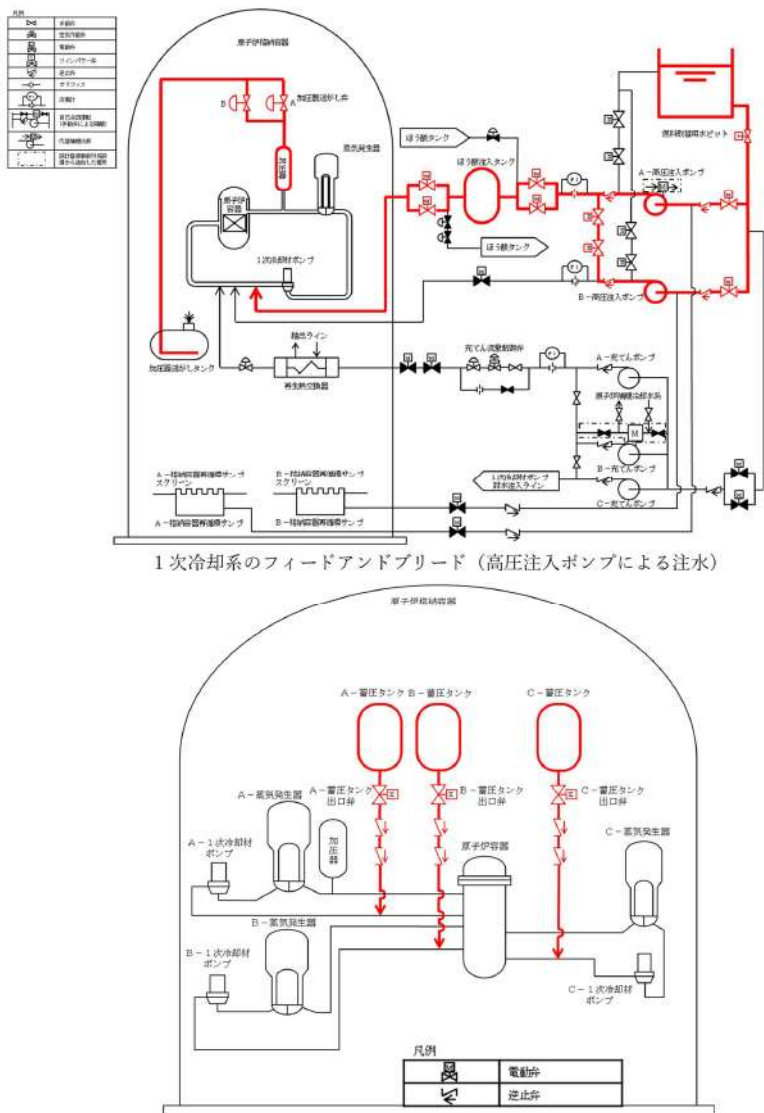
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第59図 未臨界移行機能を有する重大事故等対処設備の配置（4/4）</p>	

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.2 火災による燃料冷却機能の維持について</p> <p>燃料冷却機能を有する設計基準対象施設のうち、高圧炉心冷却機能である高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合でも、高圧代替注水系ポンプによって、燃料冷却機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によって高圧代替注水系が機能喪失した場合、発電用原子炉を減圧し低圧で冷却することによって燃料冷却機能を維持する。設計基準対象施設のうち、発電用原子炉を減圧する機能である自動減圧系、及び低圧炉心冷却機能である残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系が機能喪失した場合でも、原子炉冷却材バウンダリを減圧するための常設重大事故防止設備である代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための常設重大事故防止設備である低圧代替注水系（常設）の復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水系ポンプによって、燃料冷却機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によって代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が機能喪失した場合、可搬型代替直流電源設備及び可搬型重大事故防止設備である高圧窒素ガスポンプを使用して主蒸気逃がし安全弁を開操作することにより、発電用原子炉を減圧することが可能である。</p> <p>また、火災によって低圧代替注水系（常設）の復水移送ポンプ及び直流駆動低圧注水系ポンプが機能喪失した場合、低圧代替注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）によって低圧で炉心を冷却する機能を維持できる。</p> <p>以上より、火災によっても燃料冷却機能を維持することが可能である。（第42図）</p>	<p>4. 2 火災による燃料冷却機能の維持について</p> <p>燃料冷却機能を有する設計基準事故対処設備のうち、高圧時の炉心冷却機能である2次冷却設備からの除熱機能が喪失した場合でも、1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）によって、燃料冷却機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によって1次系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプ）が機能喪失した場合、発電用原子炉を減圧し低圧で冷却することによって燃料冷却機能を維持する。設計基準事故対処設備のうち、1次冷却系の減圧機能である加圧器逃がし弁、及び炉心冷却機能である非常用炉心冷却設備（高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ）が機能喪失した場合でも、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための常設重大事故防止設備である蒸気発生器2次側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの機能回復）又は蒸気発生器2次側からの除熱（電動補助給水ポンプの機能回復）、及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための常設重大事故防止設備である代替炉心注水（B一格納容器スプレイポンプ）、代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）等によって、燃料冷却機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によって全交流動力電源又は常設直流電源系統が喪失し加圧器逃がし弁が機能喪失した場合、可搬型重大事故防止設備である加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンプ及び加圧器逃がし弁操作用バッテリーを使用して加圧器逃がし弁を開操作することにより、発電用原子炉を減圧することが可能である。</p> <p>また、火災によって代替炉心注水（B一格納容器スプレイポンプ）、代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）等が機能喪失した場合、代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車）の可搬型大型送水ポンプ車によって低圧で炉心を冷却する機能を維持できる。</p> <p>以上より、火災によっても燃料冷却機能を維持することが可能である。（第60図）</p>	<p>設備の相違                      重大事故等対処設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

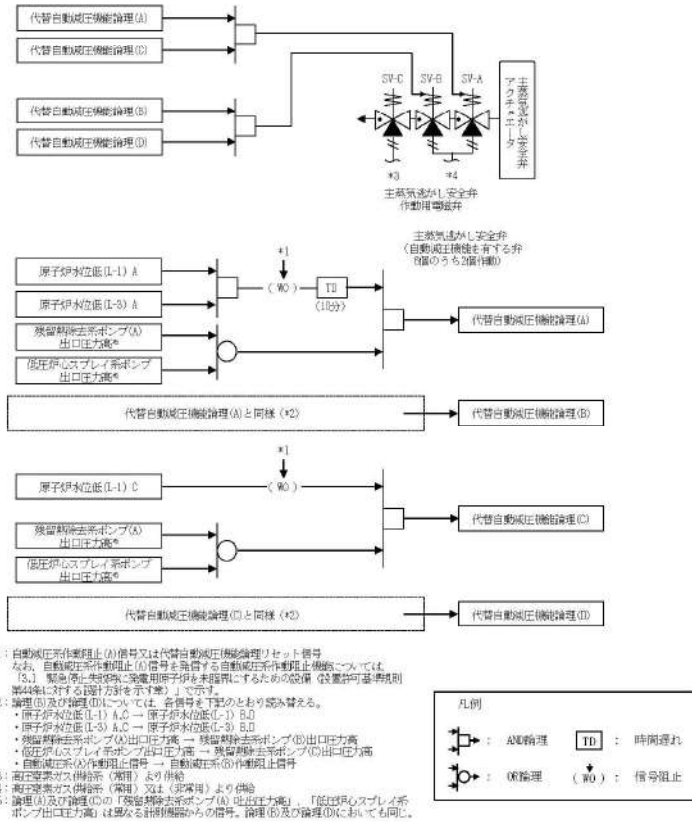
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第42図 燃料冷却機能の系統概要図（高圧代替水系）（1/7）</p>	 <p>1次冷却系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプによる注水）</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード（蓄圧注入系による注水）</p> <p>第60図 燃料冷却機能の系統概要図（1/6）</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

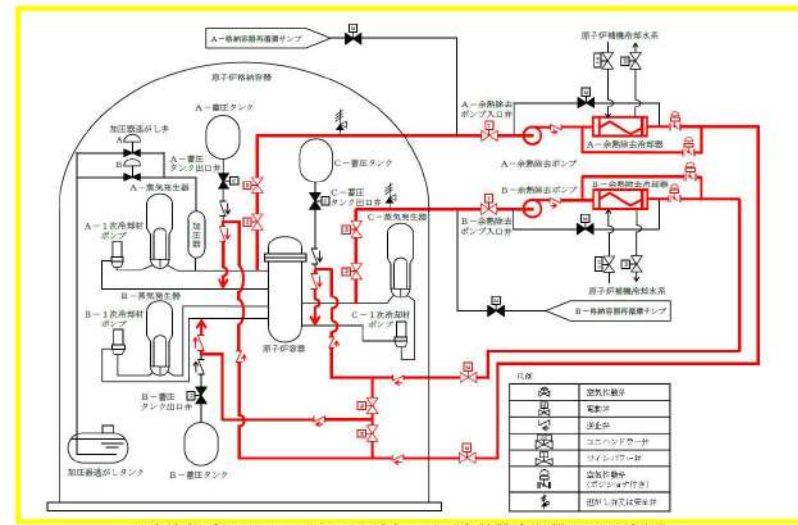
女川原子力発電所2号炉



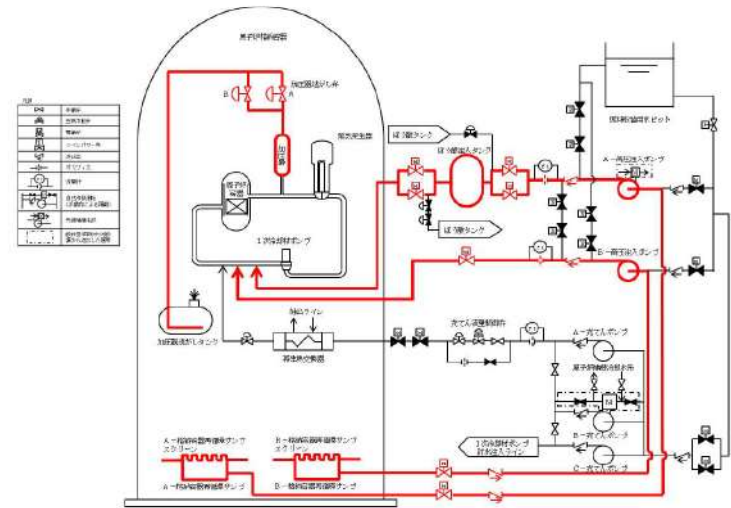
第42図 燃料冷却機能の系統概要図（代替自動減圧系）（2/7）

- \*1：自動減圧系作動阻止 (A) 番号又は代替自動減圧機能論理(セット)番号  
 番号。自動減圧系作動阻止 (A) 番号と重複する自動減圧系作動阻止機能については、  
 「5.1 緊急停止時燃料-発電機原子炉停止を制御するための設備（設置許可基準-特別  
 第44条に対する設計方針を示す条）」で示す。
- \*2：論理(B)及び論理(D)については、各番号を下記のとおり読み替える。  
 ・原子炉冷却立止(L-1) A, C → 原子炉冷却立止(L-1) B, D  
 ・原子炉冷却立止(L-3) A, C → 原子炉冷却立止(L-3) B, D  
 ・残留熱除去系ポンプ(A)出口圧力高 → 残留熱除去系ポンプ(B)出口圧力高  
 ・低圧炉心スプレイズ系ポンプ出口圧力高 → 残留熱除去系ポンプ(B)出口圧力高  
 ・自動減圧系作動阻止番号 → 自動減圧系作動阻止番号
- \*3：高圧冷却系供給系（常備）より供給
- \*4：原子炉冷却系供給系（常備）又は（非常用）より供給
- \*5：論理(A)及び論理(D)の「残留熱除去系ポンプ(A)出口圧力高」、「低圧炉心スプレイズ系  
 ポンプ出口圧力高」は異なる計測機能からの番号。論理(B)及び論理(D)においても同じ。

泊発電所3号炉



1次冷却のフィードアンドブリード（余熱除去設備による冷却）



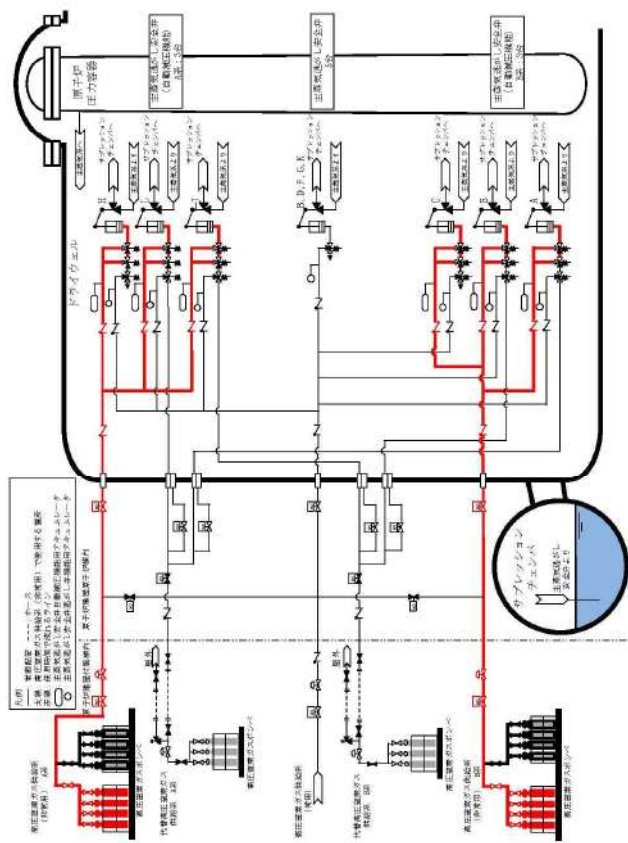
1次系のフィードアンドブリード（再循環運転（高圧注入ポンプ）による注水）

第60図 燃料冷却機能の系統概要図（2/6）

相違理由

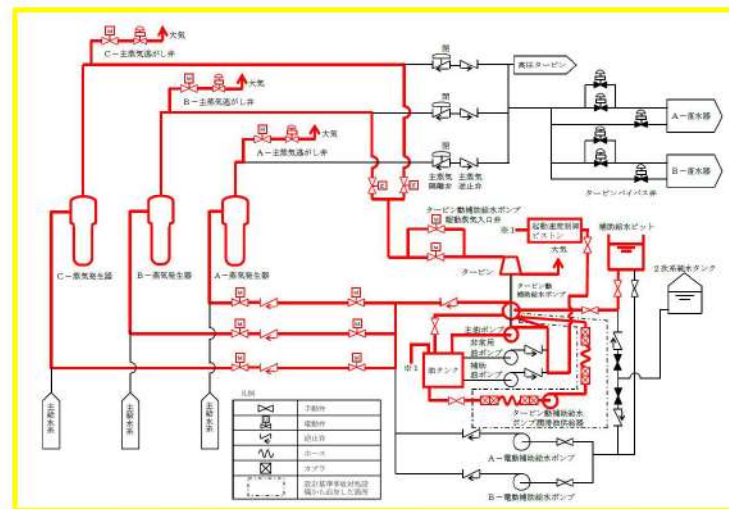
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

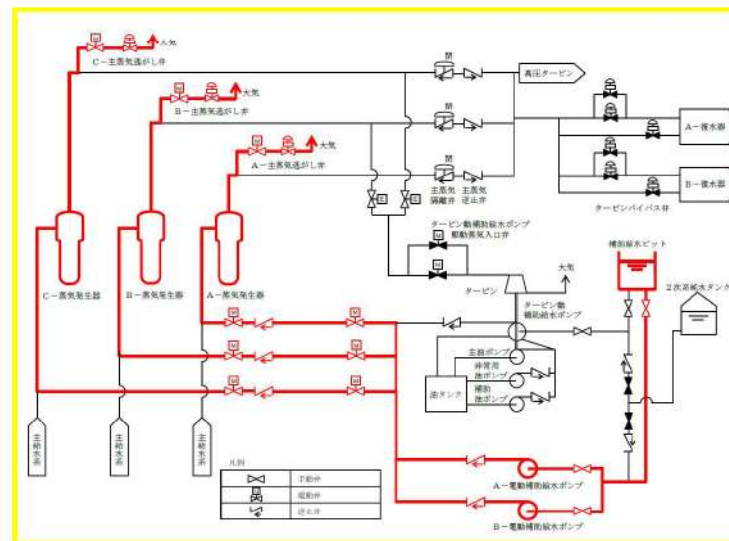


第42図 燃料冷却機能の系統概要図（高圧窒素ガス供給系（非常用））（3/7）

泊発電所3号炉



蒸気発生器2次側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの機能回復）



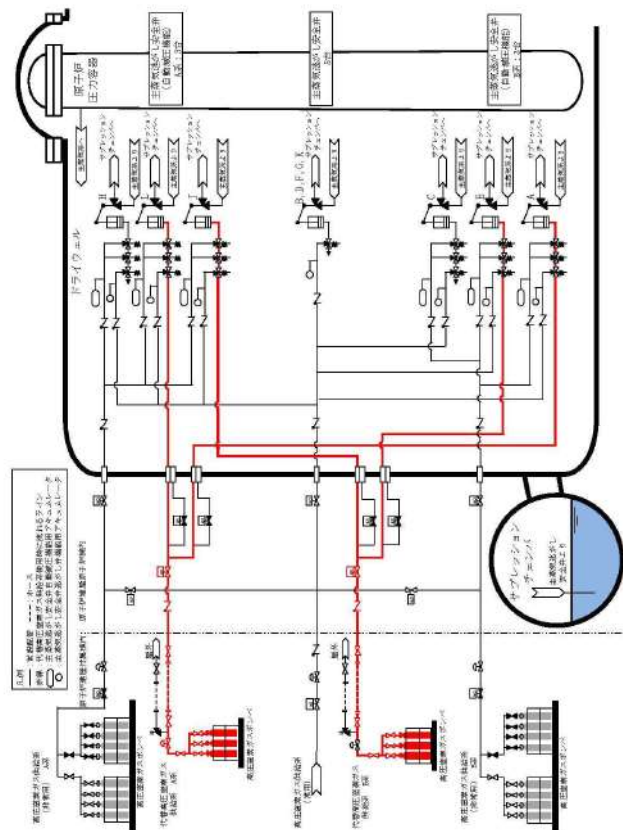
蒸気発生器2次側からの除熱（電動補助給水ポンプの機能回復）

第60図 燃料冷却機能の系統概要図（3/6）

相違理由

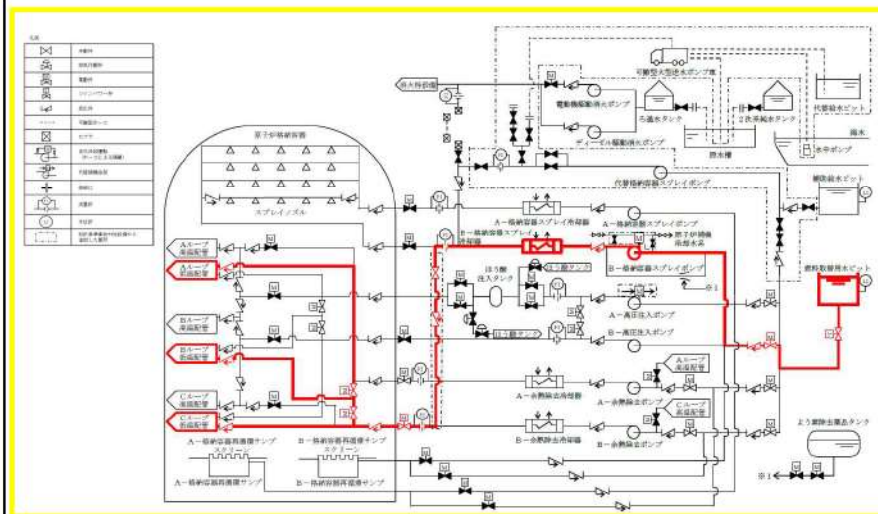
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

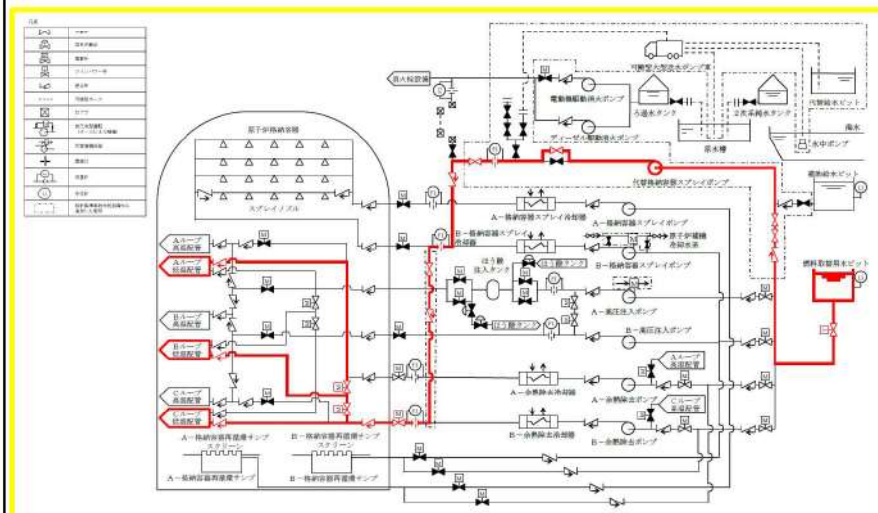


第42図 燃料冷却機能の系統概要図（代替高压窒素ガス供給系）（4/7）

泊発電所3号炉



代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ）



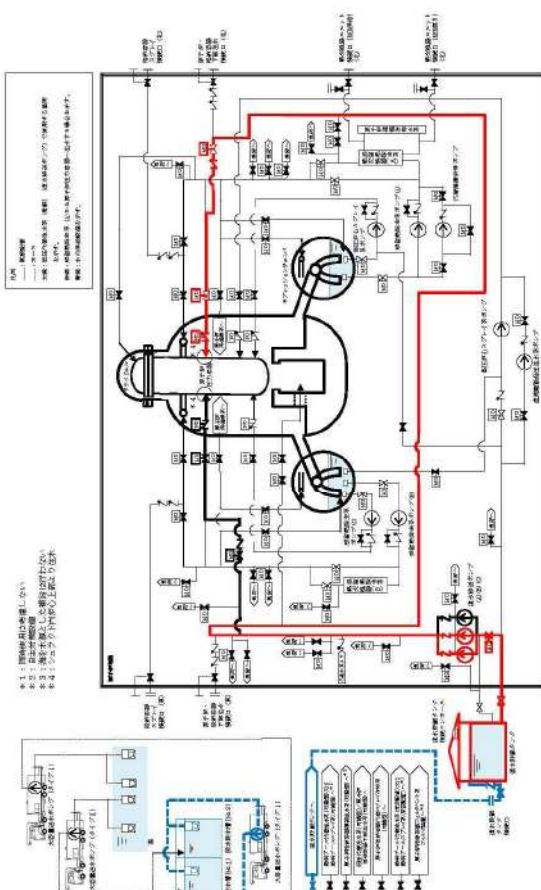
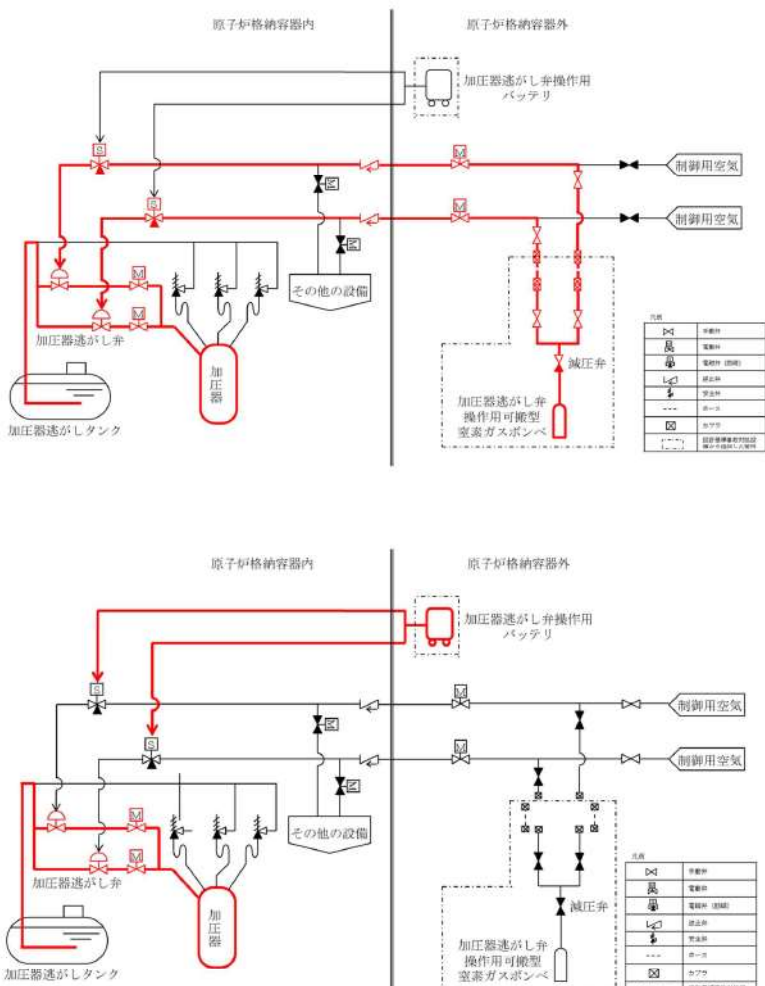
代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）

第60図 燃料冷却機能の系統概要図（4/6）

相違理由

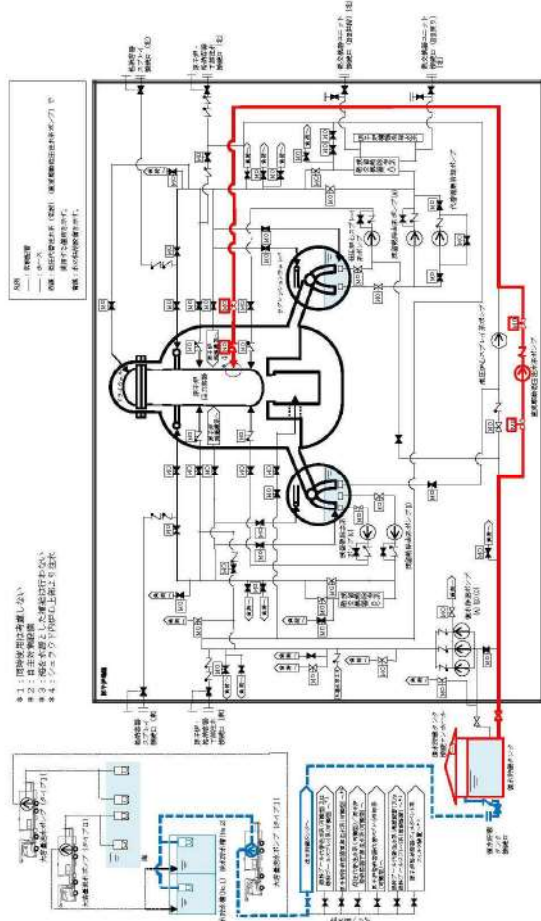
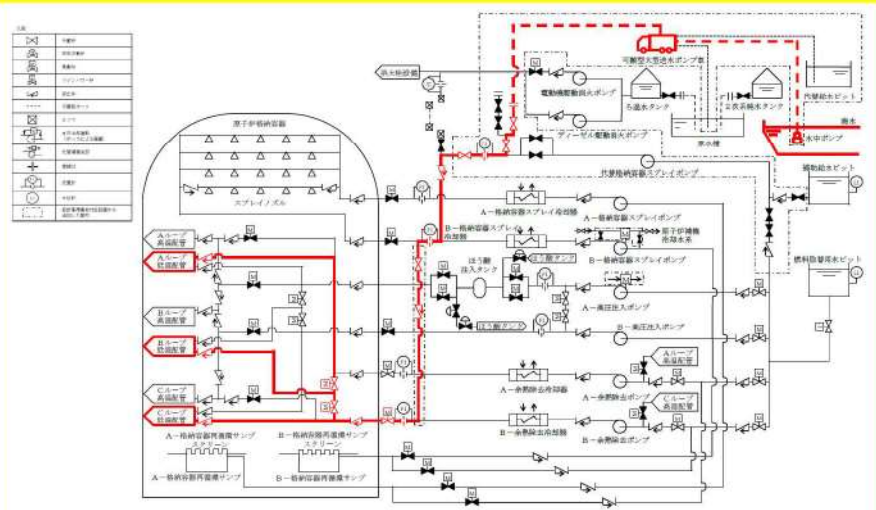


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第42図 燃料冷却機能の系統概要図          (低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)) (5/7)</p>	 <p>加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>第60図 燃料冷却機能の系統概要図 (5/6)</p>	



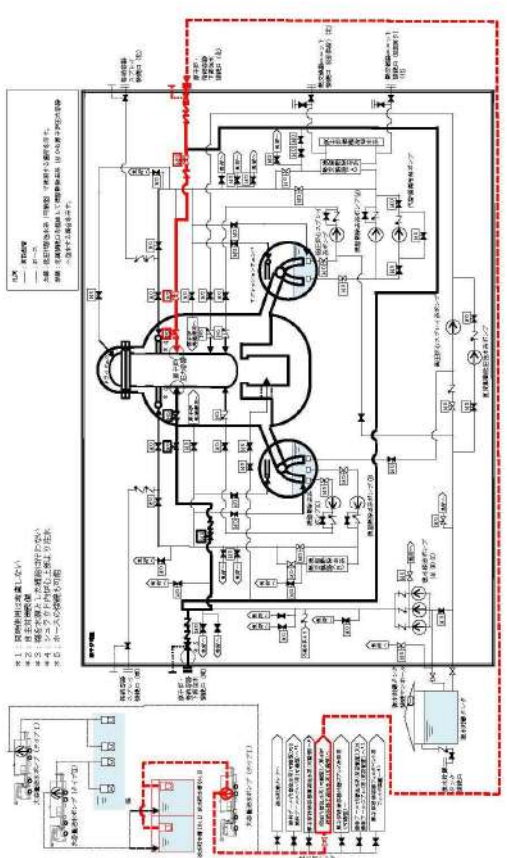
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第42図 燃料冷却機能の系統概要図          (低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ)) (6/7)</p>	 <p>代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車)          第60図 燃料冷却機能の系統概要図 (6/6)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第42図 燃料冷却機能の系統概要図（低圧代替注水系（可搬型））（7/7）</p>		

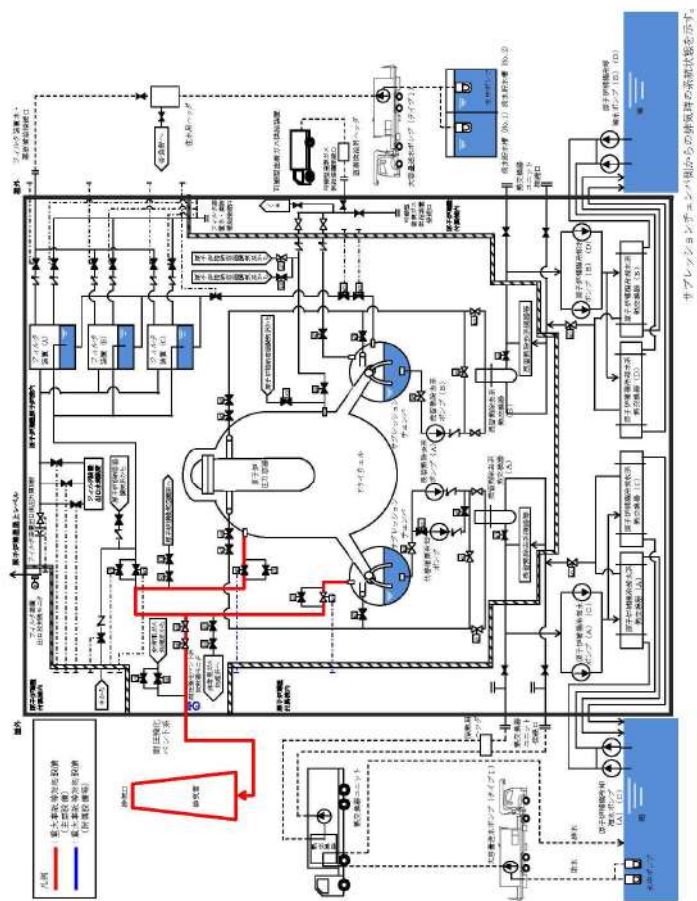
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.3 火災による格納容器除熱機能の維持について</p> <p>格納容器除熱機能を有する設計基準対象施設である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)が機能喪失した場合、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための常設重大事故防止設備である耐圧強化ベント系又は原子炉格納容器フィルタベント系で格納容器除熱機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によって耐圧強化ベント系及び原子炉格納容器フィルタベント系の電動弁が機能喪失した場合、遠隔手動弁操作設備の使用及び設置場所での人力操作によって耐圧強化ベント系を、また、遠隔手動弁操作設備の使用によって原子炉格納容器フィルタベント系を動作させることが可能であり、格納容器除熱機能を維持することができる。(第43図)</p>	<p>4. 3 火災による格納容器除熱機能の維持について</p> <p>格納容器除熱機能を有する設計基準事故対処設備である原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器除熱機能が喪失した場合、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための常設重大事故防止設備である代替格納容器スプレイ(代替格納容器スプレイポンプ)で格納容器除熱機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、火災によって代替格納容器スプレイ(代替格納容器スプレイポンプ)による格納容器除熱機能が喪失した場合、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための常設重大事故防止設備である格納容器内自然対流冷却(原子炉補機冷却水)によって、格納容器除熱機能を維持することが可能である。</p> <p>また、火災によって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、可搬型重大事故防止設備である可搬型大型送水ポンプ車を含めて使用する格納容器内自然対流冷却(海水)によって、格納容器除熱機能を維持することが可能である。(第61図)</p>	<p>設備の相違                      重大事故等対処設備の相違</p>

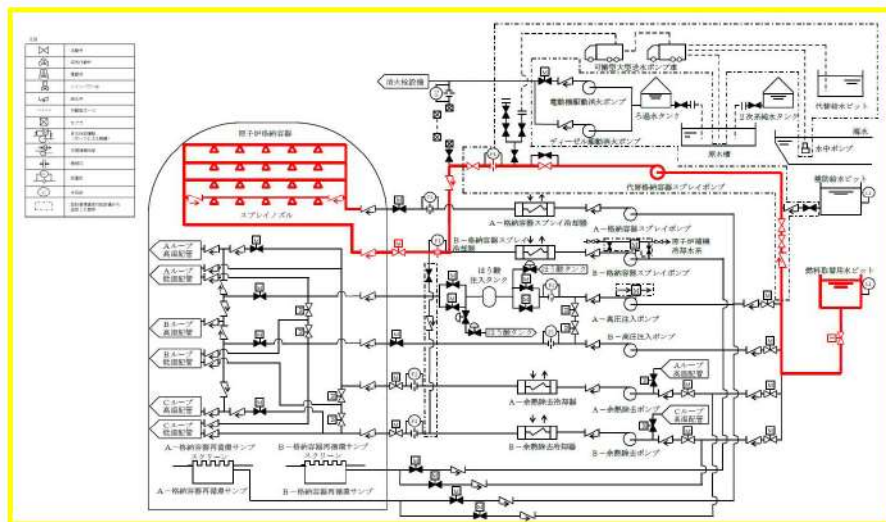
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

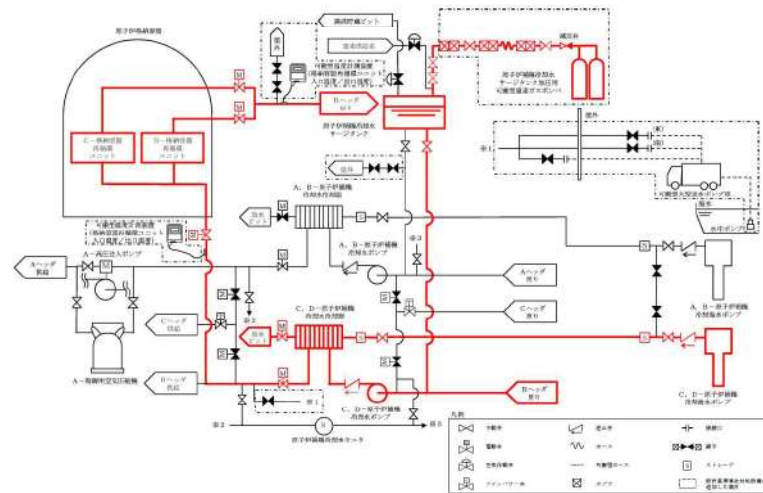


第43図 格納容器除熱機能の系統概略図（耐圧強化ベント系）（1/2）

泊発電所3号炉



代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）



格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水）

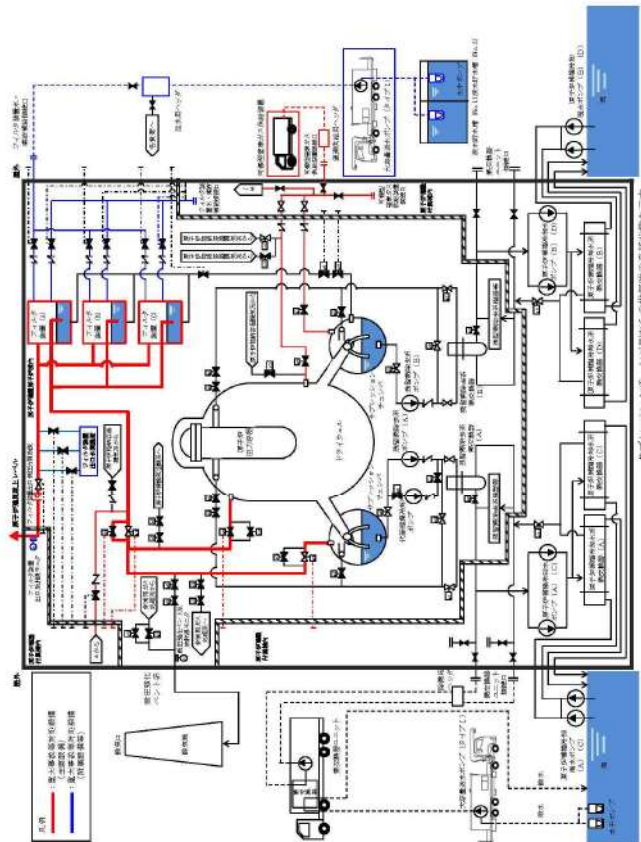
第61図 格納容器除熱機能の系統概要図（1/2）

相違理由



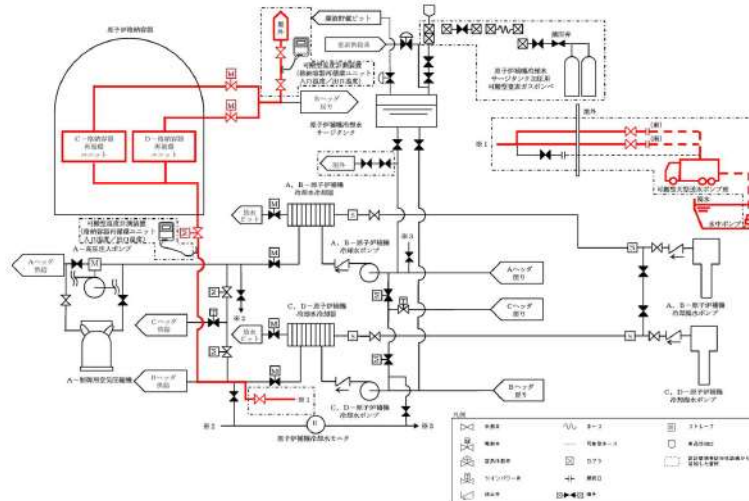
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

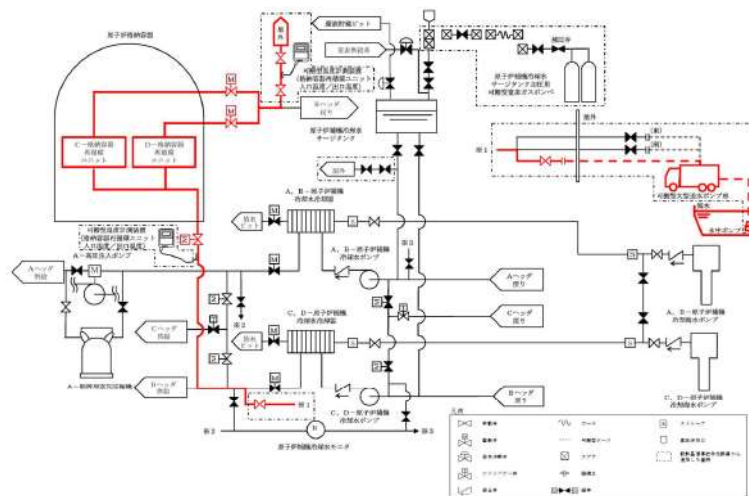


第43図 格納容器除熱機能の系統概略図（原子炉格納容器フィルタベント系）  
 (2/2)

泊発電所3号炉



(建屋外接続口を使用する場合)

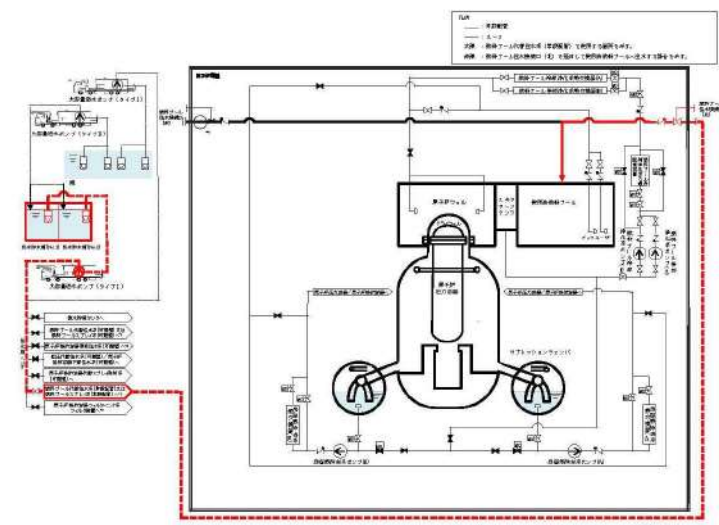
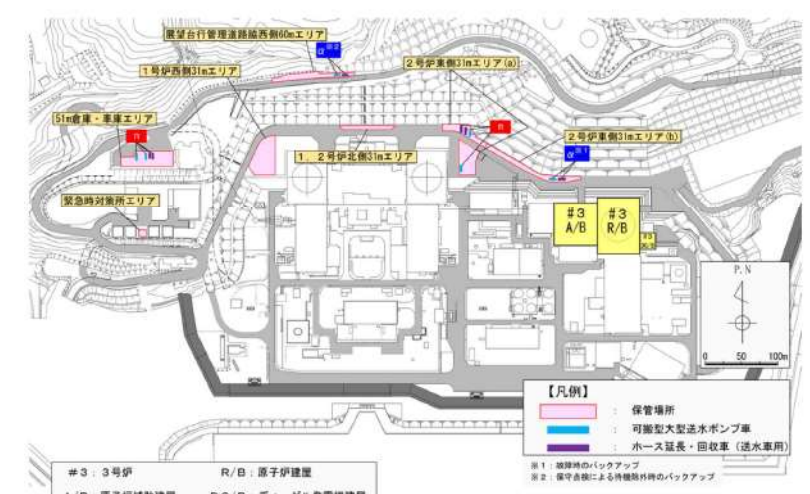


(建屋内接続口を使用する場合)

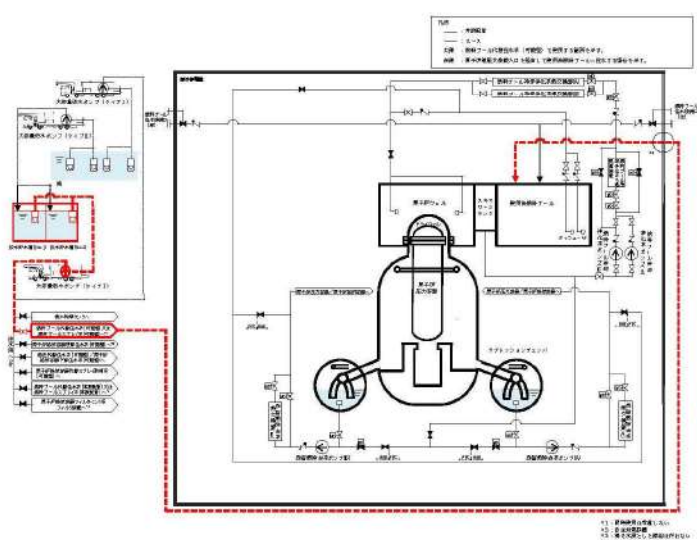
格納容器内自然対流冷却（海水）

第61図 格納容器除熱機能の系統概要図（2/2）

相違理由

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.4 火災による使用済燃料プール注水機能の維持について</p> <p>使用済燃料プール注水機能を有する設計基準対象施設である残留熱除去系（燃料プール水の冷却及び補給）及び燃料プール冷却浄化系が機能喪失した場合、使用済燃料プールの冷却等のための可搬型重大事故防止設備である燃料プール代替注水系（常設配管）及び燃料プール代替注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプ1）によって使用済燃料プール注水機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、大容量送水ポンプ(タイプ1)に火災が発生した場合、当該ポンプは第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアにそれぞれ位置的に分散して配置していることから、すべての大容量送水ポンプ(タイプ1)が火災によって機能喪失することはなく、使用済燃料プール注水機能を維持することができる。（第44-1図、第44-2図）</p>  <p>第44-1図 使用済燃料プール注水機能の系統概略図              （燃料プール代替注水系（常設配管））</p>	<p>4. 4 火災による使用済燃料ビット注水機能の維持について</p> <p>使用済燃料ビットの冷却機能を有する設計基準対象施設である使用済燃料ビットポンプ又は使用済燃料ビット冷却器の機能、及び使用済燃料ビットの注水機能を有する設計基準対象施設である燃料取替用水ポンプ若しくは燃料取替用水ビット又は2次系補給水ポンプ若しくは2次系純水タンクの機能が喪失した場合、使用済燃料ビットの冷却等のための可搬型重大事故防止設備である可搬型大型送水ポンプ車によって使用済燃料ビットへの注水機能を維持することが可能である。</p> <p>ここで、可搬型大型送水ポンプ車に火災が発生した場合、当該ポンプは51m倉庫・車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a),(b)、展望台行政管理道路脇西側60mエリアにそれぞれ位置的に分散して配置していることから、すべての可搬型大型送水ポンプ車が火災によって機能喪失することはなく、使用済燃料ビット注水機能を維持することができる。（第62図）</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>ホース延長・回収車（送水車用）</li> </ul> <p>※1：故障時のバックアップ      ※2：保守作業による待機時待機のバックアップ</p> <p>#3：3号炉 R/B：原子炉建屋      A/B：原子炉補助建屋 DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	<p>設備の相違              重大事故等対処設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第44-2図 使用済燃料プール注水機能の系統概略図      (燃料プール代替注水系 (可搬型))</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について</p>	<p>共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について</p>	

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について</p> <p>女川原子力発電所2号炉における、重大事故等対処設備を対象とした内部溢水に対する基本的な防護方針について以下に示す。</p> <p>1. 溢水防護の基本方針</p> <p>1.1 基本的な防護方針の整理</p> <p style="padding-left: 20px;">内部溢水が発生した場合の重大事故等対処設備に対する基本的な防護方針を以下に整理する。</p> <p>なお、想定する内部溢水は、設置許可基準規則第九条及び内部溢水影響評価ガイドにて定められる内部溢水と同等とする。</p> <p>さらに、運転員等による各種対応操作<sup>※1</sup>に関しても、溢水による影響を考慮した上で、期待することとする。</p> <p>また、使用済燃料プール等のスロッシングに伴う溢水の影響については、以下の方針とは独立に重大事故等対処設備の安全機能を損なわない方針とする。</p> <p><b>方針Ⅰ【独立性】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">重大事故防止設備は、内部溢水によって、対応する設計基準対象施設の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</p> <p><b>方針Ⅱ【修復性】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、修復性等も考慮の上、できる限り内部溢水に対する頑健性を確保すること</p> <p><b>方針Ⅲ【重大事故等対処設備のみによる安全機能の確保】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">内部溢水が発生した場合においても、設計基準対象施設の機能に期待せず、重大事故等対処設備によりプラントの安全性に関する主要な機能<sup>※2</sup>が損なわれるおそれのないこと</p> <p>※1 対応操作例：溢水の影響により一時的に電動弁の遠隔操作機能が喪失した場合に、現場の環境状況を考慮の上、運転員等が現場へアクセスし、手動にて弁操作を実施する、等</p> <p>※2 主要な機能：“未臨界移行”、“燃料冷却”、“格納容器除熱”及び“使用済燃料プール注水”機能とする</p>	<p style="text-align: center;">重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉における、重大事故等対処設備を対象とした内部溢水に対する基本的な防護方針について以下に示す。</p> <p>1. 溢水防護の基本方針</p> <p>1.1 基本的な防護方針</p> <p style="padding-left: 20px;">重大事故等対処設備は、内部溢水が発生した場合においても、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能と同時に要求される機能を損なうおそれのない設計とするために、没水影響に対して溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</p> <p>なお、想定する内部溢水は、設置許可基準規則第九条及び内部溢水影響評価ガイドにて定められる内部溢水と同等とする。</p>	<p style="color: red;">設計方針の相違</p> <p>女川は、方針Ⅰ～Ⅲにより、SA設備が機能喪失してもDB設備と同時に機能喪失しないこと、修復性等も考慮して頑健性を確保すること、を確認することを防護方針としている。</p> <p>が、泊はSA設備自体が内部溢水により機能喪失しないように設置・保管することを防護方針としているため、以降の評価が異なる。（以降、本防護方針の相違により相違する箇所は、「設計方針の相違【①】」と記載する。）</p> <p>（先行PWRはSA設備の溢水評価について設工認段階で示しているため、まとめ資料に同様の資料は無いが、泊の設計方針は先行PWRと同様）</p>

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 方針への適合性確認の流れ</p> <p>1.1にて示した防護方針への適合性の確認においては、まず、設置許可基準規則第四十三条～第六十二条の各条文に該当する重大事故等対処設備を抽出し、それらを“防止設備”、“緩和設備”、及び“防止でも緩和でもない設備”に分類する。これらの分類を行った上で、方針Ⅰ及びⅡへの適合性を確認する一次評価と、方針Ⅲへの適合性を確認する二次評価の、二つの段階にて確認する。</p> <p>(1) 方針Ⅰへの適合性の確認（一次評価）</p> <p>方針Ⅰへの適合について確認すべき対象は、“防止設備”に分類された設備であり、以下の流れでその適合性を確認する。</p> <p>①：各条文の防止設備が、溢水による影響でその機能を維持できるか                  ②：①にて維持できない場合は、同一の溢水により、対応する設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失していないか                  ③：②にて同時に喪失していた場合は、各種対応を実施する</p> <p>(2) 方針Ⅱへの適合性の確認（一次評価）</p> <p>方針Ⅱへの適合について確認すべき対象は、“緩和設備”及び“防止でも緩和でもない設備”に分類された設備であり、以下の流れでその適合性を確認する。</p> <p>①：各条文の緩和設備又は防止でも緩和でもない設備が、溢水による影響でその機能を維持できるか                  ②：①にて維持できない場合は、修復性等を考慮したできる限りの頑健性を確保する</p> <p>(3) 方針Ⅲへの適合性の確認（二次評価）</p> <p>方針Ⅲへの適合性については、以下の流れでその適合性を確認する。</p> <p>①：溢水による影響を考慮した上で、設計基準対象施設の機能に期待せず、重大事故等対処設備によって“未臨界移行”、“燃料冷却”、“格納容器除熱”及び“使用済燃料プール注水”機能が維持できるか                  ②：①にて維持できない場合は、各種対応を実施する</p>	<p>1.2 方針への適合性確認の流れ</p> <p>1.1にて示した防護方針の適合性の確認においては、設置許可基準規則第四十三条～第六十二条の各条文に該当する重大事故等対処設備を抽出し、以下の流れでその適合性を確認する。</p> <p>①設置許可基準規則第九条の内部溢水影響評価方針に基づき、重大事故等対処設備が設置される区画の溢水水位を算出し、重大事故等対処設備の機能喪失高さと比較することで評価を行う。                  ②重大事故等対処設備が機能維持できるか（機能喪失高さ＞溢水水位）                  ③機能維持できない場合は、同一の溢水により、対応する設計基準事故等対処設備等の機能が同時に喪失していないか                  ④同時に喪失していた場合は、各種対応を実施する</p>	<p>設計方針の相違                  【①】</p> <p>設計方針の相違                  【②】</p> <p>泊は、“緩和設備”及び“防止でも緩和でもない設備”であっても、上記の評価により適合性を確認する。これによりSA設備自体が機能喪失しないことを確認するため、女川の方針Ⅲに基づく確認は不要。</p>

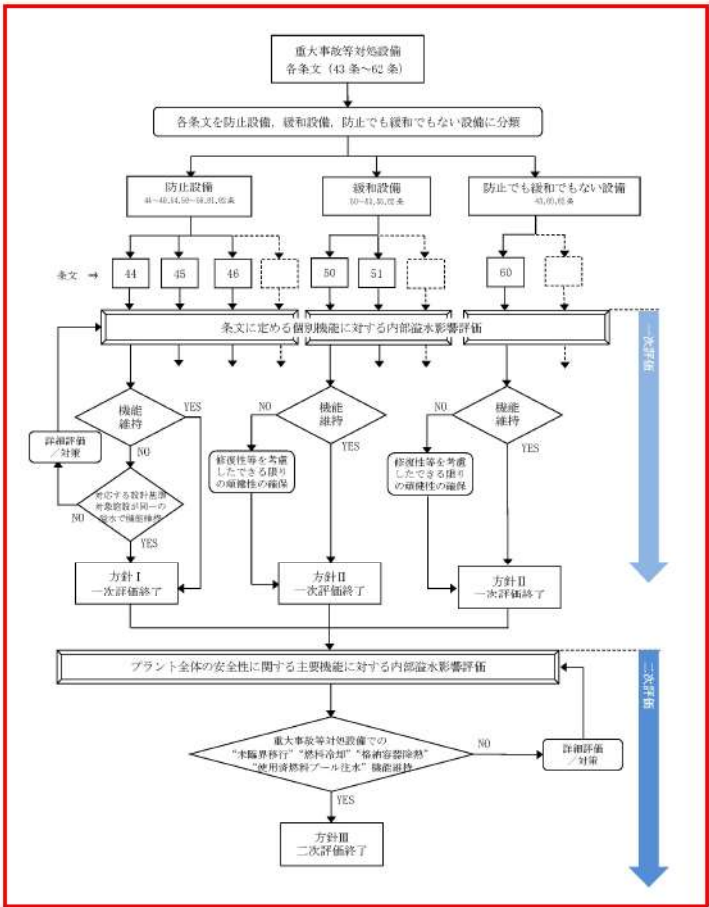
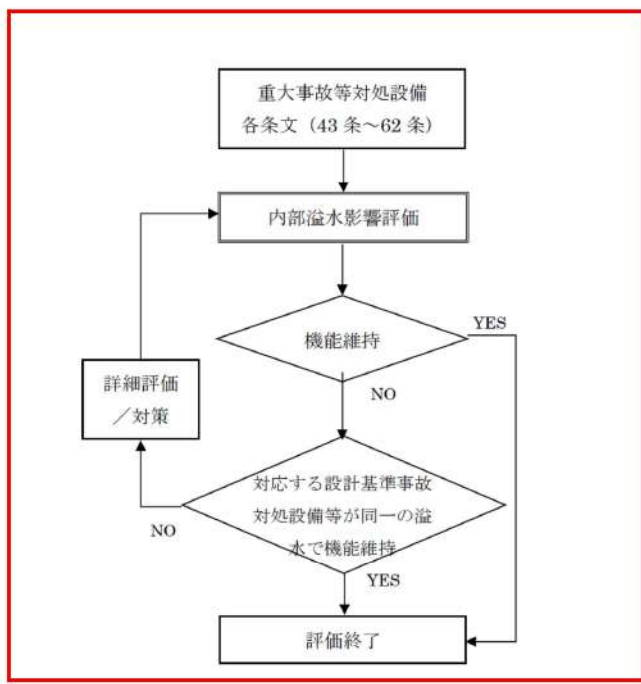


泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則第四十三条～第六十二条の各条文に該当する設備、それらの分類及び<b>対応する</b>設計基準対象施設を「共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について」に整理する。なお、本表には重大事故等対処設備として有効性評価にてその機能に期待する設備は全て含まれる。</p> <p>1.4 方針への適合性確認フロー</p> <p>上記を踏まえ、方針への適合性確認フローを図1に示す。なお、方針を満足しない場合には、安全施設の機能を確保した上で、溢水源に対する対策、溢水経路に対する対策、防護対象設備に対する対策又はこれらの組み合わせによる対策を行い、方針への適合性を確保する。各対策例を以下に示す。</p> <p>溢水源に対する対策 : 耐震対策工事、水消火を行わない消火手段の採用</p> <p>溢水経路に対する対策 : 壁、扉、堰等による溢水流入防止</p> <p>防護対象設備に対する対策：設置高さ嵩上げ又は移設、設備周囲への堰設置、耐環境仕様を有する機器への取替え</p>	<p>1.3 重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則第四十三条～第六十二条の各条文に該当する設備、それらの分類及び<b>当該重大事故等対処設備が代替する機能を有する</b>設計基準対象施設を「共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について」に整理する。なお、本表には重大事故等対処設備として有効性評価にてその機能に期待する設備は全て含まれる。</p> <p>1.4 方針への適合性確認フロー</p> <p>上記を踏まえ、方針への適合性確認フローを図1に示す。なお、方針を満足しない場合には、安全施設の機能を確保した上で、溢水源に対する対策、溢水経路に対する対策、防護対象設備に対する対策又はこれらの組み合わせによる対策を行い、方針への適合性を確保する。各対策例を以下に示す。</p> <p>溢水源に対する対策 : 耐震対策工事、水消火を行わない消火手段の採用</p> <p>溢水経路に対する対策 : 壁、扉、堰等による溢水流入防止</p> <p>防護対象設備に対する対策：設置高さ嵩上げ又は移設、設備周囲への堰設置、耐環境仕様を有する機器への取替え</p>	<p>記載内容の相違</p> <p>共-1の見出しと整合を図った記載とした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 方針への適合性確認フロー</p>	 <p>図1 方針への適合性確認フロー</p>	<p>設計方針の相違  <u>【①】</u></p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

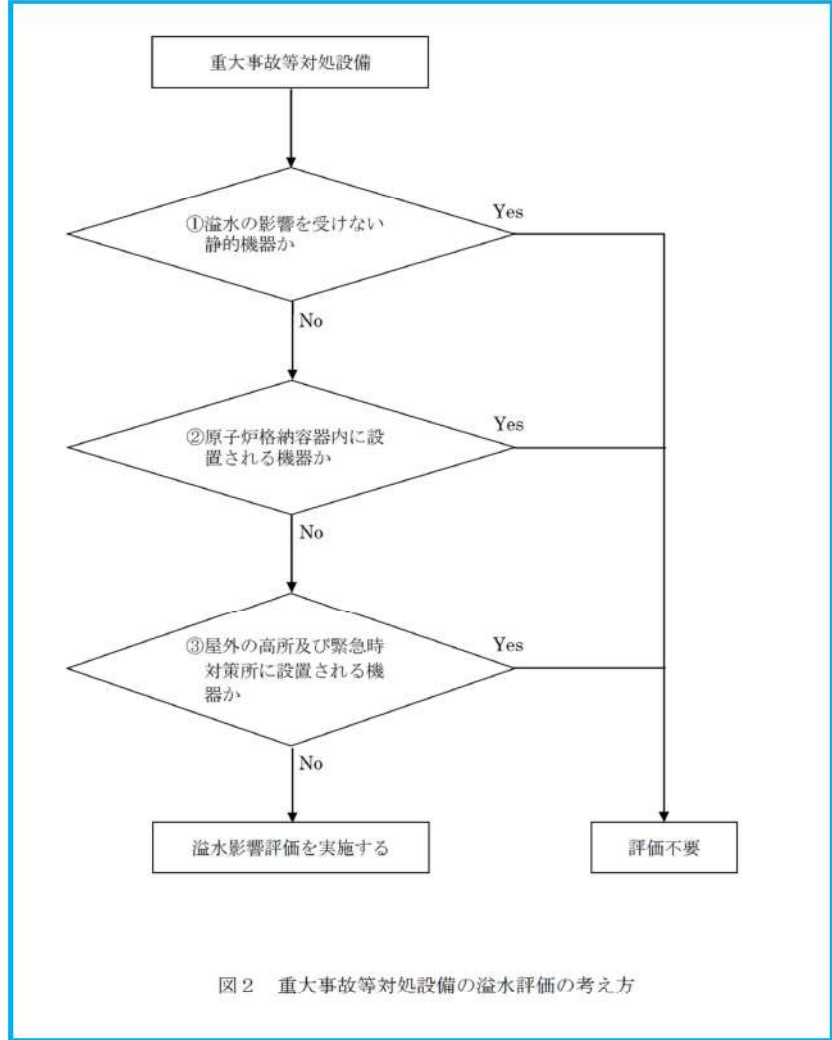
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 重大事故等対処設備を対象とした溢水評価結果</p> <p>重大事故等対処設備について、先行して実施した評価結果の一例を示す。</p>	<p>2. 重大事故等対処設備を対象とした溢水評価結果</p> <p>重大事故等対処設備について、先行して実施した溢水評価結果の一例を示す。</p> <p>2.1 重大事故等対処設備の溢水評価対象設備の選定</p> <p>重大事故等対処設備のうち、溢水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれのない設備については、以下の理由により評価対象外とする。</p> <p>① 溢水の影響を受けない静的機器</p> <p>構造が単純で外部からの動力の供給を必要としない容器、熱交換器、フィルタ、安全弁、逆止弁、手動弁、配管類は、溢水の影響を受けても要求される機能を損なわない。</p> <p>ポンペについては、没水及び被水による影響で要求される機能を損なうことはない。防護すべき設備に係るケーブルは没水に対する耐性を有しており、要求される機能を損なわない。</p> <p>② 原子炉格納容器内に設置される機器</p> <p>原子炉格納容器内に設置される機器は、想定される溢水であるLOCA及び主蒸気管・主給水管破断時の原子炉格納容器内の状態を考慮しても、要求される機能を損なわない設計としている。</p> <p>③ 屋外の高所及び緊急時対策所に設置される機器</p> <p>屋外のT.P.31mエリアより高い敷地及び緊急時対策所（T.P.39m）に設置又は保管される重大事故等対処設備は、屋外で発生を想定する溢水の影響を受けないため要求される機能を損なわない。</p> <p>重大事故等対処設備の溢水評価の考え方を図2に、溢水影響評価対象外とした設備のリストを表1に示す。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>溢水により要求される機能を損なうおそれのない設備は、評価対象外とする理由とそのリストを記載する。①際、「記載方針の相違【A】」と記載する。）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <pre> graph TD     A[重大事故等対処設備] --&gt; B{①溢水の影響を受けない 静的機器か}     B -- Yes --&gt; D[評価不要]     B -- No --&gt; C{②原子炉格納容器内に 設置される機器か}     C -- Yes --&gt; D     C -- No --&gt; E{③屋外の高所及び緊急時 対策所に設置される機器か}     E -- Yes --&gt; D     E -- No --&gt; F[溢水影響評価を実施する]   </pre> <p>図2 重大事故等対処設備の溢水評価の考え方</p>	<p>記載方針の相違【A】</p>

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備のうち評価対象外とした設備（1/4）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価対象外とする理由</th> <th>評価対象外とした設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="23" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ① 溢水の影響を受けない                      静的機器                 </td> <td>制御棒クラスター</td> </tr> <tr> <td>ほう酸タンク</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> </tr> <tr> <td>ほう酸フィルタ</td> </tr> <tr> <td>加圧器安全弁</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁作用可搬型窒素ガスポンペ</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ入口弁作用可搬型空気ポンペ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却器</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプル</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプルスクリーン</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水冷却器</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレナ</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレナ</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ</td> </tr> <tr> <td>格納容器空気サンプルライン隔離弁作用可搬型窒素ガスポンペ</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁等作用可搬型窒素ガスポンペ</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> </tr> <tr> <td>集水樹シルトフェンス</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA)</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象外とする理由	評価対象外とした設備	① 溢水の影響を受けない 静的機器	制御棒クラスター	ほう酸タンク	ほう酸注入タンク	ほう酸フィルタ	加圧器安全弁	主蒸気安全弁	蒸気発生器	補助給水ピット	加圧器逃がし弁作用可搬型窒素ガスポンペ	余熱除去ポンプ入口弁作用可搬型空気ポンペ	燃料取替用水ピット	蓄圧タンク	再生熱交換器	余熱除去冷却器	格納容器スプレイ冷却器	格納容器再循環サンプル	格納容器再循環サンプルスクリーン	C、D-格納容器再循環ユニット	C、D-原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水サージタンク	C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレナ	C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレナ	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ	格納容器空気サンプルライン隔離弁作用可搬型窒素ガスポンペ	アニュラス空気浄化フィルタユニット	アニュラス全量排気弁等作用可搬型窒素ガスポンペ	排気筒	放水砲	集水樹シルトフェンス	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	燃料タンク (SA)	<p style="text-align: center;">記載方針の相違【A】</p>
評価対象外とする理由	評価対象外とした設備																																			
① 溢水の影響を受けない 静的機器	制御棒クラスター																																			
	ほう酸タンク																																			
	ほう酸注入タンク																																			
	ほう酸フィルタ																																			
	加圧器安全弁																																			
	主蒸気安全弁																																			
	蒸気発生器																																			
	補助給水ピット																																			
	加圧器逃がし弁作用可搬型窒素ガスポンペ																																			
	余熱除去ポンプ入口弁作用可搬型空気ポンペ																																			
	燃料取替用水ピット																																			
	蓄圧タンク																																			
	再生熱交換器																																			
	余熱除去冷却器																																			
	格納容器スプレイ冷却器																																			
	格納容器再循環サンプル																																			
	格納容器再循環サンプルスクリーン																																			
	C、D-格納容器再循環ユニット																																			
	C、D-原子炉補機冷却水冷却器																																			
	原子炉補機冷却水サージタンク																																			
	C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレナ																																			
	C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレナ																																			
	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ																																			
格納容器空気サンプルライン隔離弁作用可搬型窒素ガスポンペ																																				
アニュラス空気浄化フィルタユニット																																				
アニュラス全量排気弁等作用可搬型窒素ガスポンペ																																				
排気筒																																				
放水砲																																				
集水樹シルトフェンス																																				
ディーゼル発電機燃料油貯油槽																																				
燃料タンク (SA)																																				

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備のうち評価対象外とした設備 (2/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価対象外とする理由</th> <th>評価対象外とした設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">① 溢水の影響を受けない静的機器</td> <td>                     中央制御室非常用循環フィルタユニット                      中央制御室透へい                      中央制御室給気ユニット                      緊急時対策所指揮所透へい                      緊急時対策所待機所透へい                      可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット                      空気供給装置（空気ポンプ）                      原子炉容器                      加圧器                      1次冷却材管                      加圧器サージ管                      原子炉格納容器                      使用済燃料ピット                      貯留堰                      取水口                      取水路                      取水ピットスクリーン室                      取水ピットポンプ室                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">② 原子炉格納容器内に設置される機器</td> <td>                     加圧器逃がし弁                      蓄圧タンク出口弁                      原子炉格納容器内水素処理装置                      格納容器水素イグナイタ                      原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置                      格納容器水素イグナイタ温度監視装置                      1次冷却材温度（広域－高温側）                      1次冷却材温度（広域－低温側）                      1次冷却材圧力（広域）                      加圧器水位                      原子炉容器水位                      格納容器内温度                      格納容器再循環サンプ水位（広域）                      格納容器再循環サンプ水位（狭域）                      格納容器水位                      原子炉下部キャビティ水位                 </td> </tr> </tbody> </table>	評価対象外とする理由	評価対象外とした設備	① 溢水の影響を受けない静的機器	中央制御室非常用循環フィルタユニット 中央制御室透へい 中央制御室給気ユニット 緊急時対策所指揮所透へい 緊急時対策所待機所透へい 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 空気供給装置（空気ポンプ） 原子炉容器 加圧器 1次冷却材管 加圧器サージ管 原子炉格納容器 使用済燃料ピット 貯留堰 取水口 取水路 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室	② 原子炉格納容器内に設置される機器	加圧器逃がし弁 蓄圧タンク出口弁 原子炉格納容器内水素処理装置 格納容器水素イグナイタ 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 格納容器水素イグナイタ温度監視装置 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材圧力（広域） 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器内温度 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位	<p style="text-align: center;">記載方針の相違【A】</p>
評価対象外とする理由	評価対象外とした設備							
① 溢水の影響を受けない静的機器	中央制御室非常用循環フィルタユニット 中央制御室透へい 中央制御室給気ユニット 緊急時対策所指揮所透へい 緊急時対策所待機所透へい 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 空気供給装置（空気ポンプ） 原子炉容器 加圧器 1次冷却材管 加圧器サージ管 原子炉格納容器 使用済燃料ピット 貯留堰 取水口 取水路 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室							
② 原子炉格納容器内に設置される機器	加圧器逃がし弁 蓄圧タンク出口弁 原子炉格納容器内水素処理装置 格納容器水素イグナイタ 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 格納容器水素イグナイタ温度監視装置 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材圧力（広域） 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器内温度 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位							

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備のうち評価対象外とした設備 (3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">評価対象外とする理由</th> <th style="width: 50%;">評価対象外とした設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 原子炉格納容器内に設置される機器</td> <td>                     格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）                      格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）                      出力領域中性子束                      中間領域中性子束                      中性子源領域中性子束                      蒸気発生器水位（狭域）                      蒸気発生器水位（広域）                      1次冷却材ポンプ                 </td> </tr> <tr> <td>③ 屋外の高所及び緊急時対策所に設置される機器</td> <td>                     可搬型大型送水ポンプ車                      原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）（緊急時対策所保管分）                      可搬型スプレィノズル                      可搬型大容量海水送水ポンプ車                      泡混合設備                      代替非常用発電機                      可搬型タンクローリー                      可搬型代替電源車                      可搬型直流電源用発電機                      可搬型計測器（緊急時対策所保管分）                      可搬型温度計測装置（緊急時対策所保管分）                      可搬型モニタリングポスト                      可搬型ダスト・よう素サンプラ                      Na I（T1）シンチレーションサーベイメータ                      GM汚染サーベイメータ                      α線シンチレーションサーベイメータ                      β線サーベイメータ                      電離箱サーベイメータ                      小型船舶                      可搬型気象観測設備                      可搬型緊急時対策所空気浄化ファン                      圧力計                      酸素濃度・二酸化炭素濃度計（緊急時対策所用）                      緊急時対策所可搬型エリアモニタ                 </td> </tr> </tbody> </table>	評価対象外とする理由	評価対象外とした設備	② 原子炉格納容器内に設置される機器	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束 蒸気発生器水位（狭域） 蒸気発生器水位（広域） 1次冷却材ポンプ	③ 屋外の高所及び緊急時対策所に設置される機器	可搬型大型送水ポンプ車 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）（緊急時対策所保管分） 可搬型スプレィノズル 可搬型大容量海水送水ポンプ車 泡混合設備 代替非常用発電機 可搬型タンクローリー 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機 可搬型計測器（緊急時対策所保管分） 可搬型温度計測装置（緊急時対策所保管分） 可搬型モニタリングポスト 可搬型ダスト・よう素サンプラ Na I（T1）シンチレーションサーベイメータ GM汚染サーベイメータ α線シンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ 電離箱サーベイメータ 小型船舶 可搬型気象観測設備 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン 圧力計 酸素濃度・二酸化炭素濃度計（緊急時対策所用） 緊急時対策所可搬型エリアモニタ	<p style="text-align: center;">記載方針の相違【A】</p>
評価対象外とする理由	評価対象外とした設備							
② 原子炉格納容器内に設置される機器	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束 蒸気発生器水位（狭域） 蒸気発生器水位（広域） 1次冷却材ポンプ							
③ 屋外の高所及び緊急時対策所に設置される機器	可搬型大型送水ポンプ車 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）（緊急時対策所保管分） 可搬型スプレィノズル 可搬型大容量海水送水ポンプ車 泡混合設備 代替非常用発電機 可搬型タンクローリー 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機 可搬型計測器（緊急時対策所保管分） 可搬型温度計測装置（緊急時対策所保管分） 可搬型モニタリングポスト 可搬型ダスト・よう素サンプラ Na I（T1）シンチレーションサーベイメータ GM汚染サーベイメータ α線シンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ 電離箱サーベイメータ 小型船舶 可搬型気象観測設備 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン 圧力計 酸素濃度・二酸化炭素濃度計（緊急時対策所用） 緊急時対策所可搬型エリアモニタ							



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備のうち評価対象外とした設備 (4/4)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 279 1366 311">評価対象外とする理由</th> <th data-bbox="1366 279 1892 311">評価対象外とした設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 311 1366 694">           ③ 屋外の高所及び緊急時対策所に設置される機器         </td> <td data-bbox="1366 311 1892 694">           データ表示端末            緊急時対策所用発電機            衛星電話設備（固定型）（緊急時対策所用）            衛星電話設備（FAX）（緊急時対策所用）            衛星電話設備（携帯型）（緊急時対策所用）            無線連絡設備（固定型）（緊急時対策所用）            無線連絡設備（携帯型）            インターフォン            テレビ会議システム（指揮所・待機所間）            統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（緊急時対策所用）            ホイールローダ            バックホウ         </td> </tr> </tbody> </table>	評価対象外とする理由	評価対象外とした設備	③ 屋外の高所及び緊急時対策所に設置される機器	データ表示端末 緊急時対策所用発電機 衛星電話設備（固定型）（緊急時対策所用） 衛星電話設備（FAX）（緊急時対策所用） 衛星電話設備（携帯型）（緊急時対策所用） 無線連絡設備（固定型）（緊急時対策所用） 無線連絡設備（携帯型） インターフォン テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（緊急時対策所用） ホイールローダ バックホウ	<p style="text-align: center;">記載方針の相違【A】</p>
評価対象外とする理由	評価対象外とした設備					
③ 屋外の高所及び緊急時対策所に設置される機器	データ表示端末 緊急時対策所用発電機 衛星電話設備（固定型）（緊急時対策所用） 衛星電話設備（FAX）（緊急時対策所用） 衛星電話設備（携帯型）（緊急時対策所用） 無線連絡設備（固定型）（緊急時対策所用） 無線連絡設備（携帯型） インターフォン テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（緊急時対策所用） ホイールローダ バックホウ					

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1 想定破損による没水影響評価</p> <p>単一機器の破損により生じる溢水箇所を起点とし、溢水経路を経由して最終的な貯留箇所へ到達するまでを一つの評価ケースと定め、溢水経路に位置する全ての溢水防護区画における溢水水位を算定した。算定した溢水水位と当該区画内の防護対象設備の機能喪失高さとを比較することにより、当該設備の機能への影響を評価し、1.の溢水防護の基本方針が確保されるかを判定した。</p> <p>図2に溢水伝播における水位の算定フローを示す。</p> <p>図2 溢水伝播における水位の算定フロー</p>	<p>2.2 没水影響評価</p> <p>重大事故等対処設備に対する没水影響評価は、溢水源として地震起因による溢水（使用済燃料ピットのスロッシングにより発生する溢水を含む）、想定破損による溢水および消火水の放水による溢水を想定し、設置許可基準規則第九条の内部溢水評価で設定した評価条件、水位算出方法等に基づき評価を実施した。重大事故等対処設備が設置される区画の溢水水位と重大事故等対処設備の機能喪失高さとを比較することにより当該設備への溢水影響を評価し、1.の溢水防護の基本方針が確保されるかを判定した。</p> <p>図3に溢水伝播における水位の算定フローを示す。</p> <p>図3 溢水伝播における水位の算定フロー</p>	<p>設計方針の相違  <u>【①】</u>          女川は、想定破損による評価を示しているが、泊はP.共9-3①に記載したとおり、DB9条の評価方針に基づいて溢水水位を算出しており、想定破損の他、地震起因による溢水（スロッシング含む）、消火水の放水による溢水も想定した水位により評価した。</p>

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(1)評価ケースの設定</p> <p>評価結果の一例を示す。</p> <p>○溢水発生区画</p> <p>原子炉建屋 地下3階 RCIC タービンポンプ室 (R-B3F-2)</p> <p>○溢水源</p> <p>R-B3F-2 内に敷設されている全溢水源とそれらの溢水量を以下にまとめる。このうち最も溢水量の大きい原子炉補機冷却水系を溢水源として設定する。</p> <table border="1" data-bbox="280 427 913 596"> <thead> <tr> <th>存在する溢水源</th> <th>溢水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>代表溢水源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>—*1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>—*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理系</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系</td> <td>265</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消火系</td> <td>207</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：静水頭圧の配管であるため溢水源から除く                  ※2：想定破損除外</p> <p>(2)溢水伝播評価</p> <p>溢水伝播評価モデルを用いて(1)の評価ケースにおける最終貯留区画に到達するまでの溢水経路に位置する溢水防護区画の溢水水位を評価する。</p> <p>(3)重大事故等対処設備の防護対象設備の機能喪失判定</p> <p>(2)で実施した溢水伝播評価の結果をもとに、各防護対象設備の機能喪失判定を実施した結果を表1に示す。</p> <p>なお、ここで示す溢水防護対象設備は、基本設計段階での設備であり、今後詳細設計等により変更となる場合は、溢水防護の基本方針を満足するよう各種対策を行う。</p>	存在する溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	代表溢水源	高圧炉心スプレイ系	—*1	—	原子炉隔離時冷却系	—*2	—	液体廃棄物処理系	55	—	原子炉補機冷却水系	265	○	消火系	207	—	<p>2.3 評価結果</p> <p>フローに従い実施した重大事故等対処設備に対する没水影響評価の結果を表2に示す。重大事故等対処設備は溢水影響を受けても機能喪失しないことを確認した。</p> <p>なお、ここで示す重大事故等対処設備に対する没水影響評価は、基本設計段階での評価であり、今後詳細設計等により変更となる場合は、溢水防護の基本方針を満足するよう各種対策を行う。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>【①】</p> <p>P.共-9-2 に記載したとおり、女川は、方針Ⅰ～Ⅲにより、SA設備が機能喪失してもDB設備と同時に機能喪失しないこと、修復性等も考慮して頑健性を確保すること、を確認することを防護方針としているが、泊はSA設備自体が内部溢水により機能喪失しないように設置・保管することを防護方針としているため、評価結果の示し方が異なる。</p>
存在する溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	代表溢水源																		
高圧炉心スプレイ系	—*1	—																		
原子炉隔離時冷却系	—*2	—																		
液体廃棄物処理系	55	—																		
原子炉補機冷却水系	265	○																		
消火系	207	—																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

表1 浸水影響評価結果

防護区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水位 (m)	防護対象設備		機能喪失高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
R-R3F-2	265	72.8	3.7	E51-F1004	RCIC ポンプ出口流量	1.245	×	○
				E51-PT001B	RCIC ポンプ入口圧力	1.375	×	○
				E51-PT003	RCIC ポンプ出口圧力	1.245	×	○
				E51-C001	原子炉隔離時冷却系ポンプ	0.883	×	×
				E51-F001	RCIC ポンプCST 吸込弁	0.445	×	×
				E51-F005	RCIC ポンプS/C 吸込弁	0.430	×	×
				E51-C002	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン	0.825	×	×
				E51-F009	RCIC タービン止め弁	2.694	×	×
				E51-F017	RCIC 冷却水ライン止め弁	2.713	×	×
				E51-F071	RCIC 主蒸気止め弁	0.883	×	×
				E51-F072	RCIC 蒸気加減弁	0.883	×	×
				E51-PT007	RCIC ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力	1.375	×	○
				E51-C004	原子炉隔離時冷却系ポンプ	0.105	×	×
				E51-C003	原子炉隔離時冷却系ポンプ	0.105	×	×
E11-C001A	残留除去系ポンプ(A)	0.060	×	×				
E11-F001A	RHM ポンプ(A)S/C 吸込弁	0.865	×	×				
E11-F017A	RHM ポンプ(A)停止時冷却吸込弁	0.865	×	×				
V10-D102	RHM ポンプ(A)至空調機	0.125	×	×				
E21-C001	低圧炉心スプレイ系ポンプ	0.065	×	×				
E21-F001	LPCS ポンプS/C 吸込弁	0.965	×	×				
T48-L1027	圧力調整水位	0.710	×	×				

※：上階からの溢水伝播がある場合は被水による影響も評価する。(ない場合は評価不要とし、「-」で示す。)

泊発電所3号炉

表2 浸水影響評価結果 (1/11)

溢水防護区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水位 (a)	防護対象設備		機能喪失高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
3AB-C-3	9.0	81.9	0.130	-	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	0.12	(○) <sup>※1</sup>	○
3AB-D-2	54.7	854.2	0.165	-	使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	0.28	○	○
3AB-F-1	54.0	466.5	0.216	3LT-208	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	0.20	○	○
3AB-F-2	54.0	466.5	0.216	3LT-206	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	0.58	○	○
3AB-F-20	54.0	466.6	0.261	B-ほう酸タンク水位 (11)	B-ほう酸タンク水位 (11)	0.99	○	○
3AB-F-21	54.0	475.7	0.264	3CSP2A	A-ほう酸ポンプ	0.59	○	○
3AB-G-5	37.6	139.1	0.421	3V-CS-541	緊急ほう酸注入弁	0.75	○	○
3AB-H-4	37.6	40.4	1.361	3CSP1C	C-充てんポンプ	0.68	○ <sup>※1</sup>	○
3AB-H-6	37.6	39.0	1.115	3CSP1B	B-充てんポンプ	0.68	○ <sup>※1</sup>	○
3AB-H-8	37.6	41.5	1.357	3CSP1A	A-充てんポンプ	0.68	○ <sup>※1</sup>	○
3AB-K-4	56.6	780.6	0.223	3FT-1925	B-格納容器スプレイ冷却器出口積溜流量(AM用)	0.92	○	○
				3FT-614	低圧注入流量 (IV)	1.00	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない  
 ※3：今後、当該設備の有する機能が維持されるよう、評価及び増番を実施

相違理由  
 設備の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

表1 浸水影響評価結果

防護区画番号	浸水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水水位 (m)	防護対象設備		機械損失高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
R-B3F-10	265	1017.3	0.3	T63-F065	FCYS排水移送ライン第二隔離弁	8.623	○	○
				T63-F066	FCYS排水移送ライン第一隔離弁	8.608	○	○
				T48-F063	S/C側FSI蒸気供給ライン第一隔離弁	10.475	○	○
				E11-F080	代管循環冷却ポンプ吸込弁	0.355	○	○
				D23-RE006A	代管循環冷却ポンプ流量調整弁	1.945	○	○
				D23-HA1、HA2	CAMSγ冷却器(A)/S/C	10.245	○	○
				D23-HB1、HB2	CAMS配管ヒータ(A)	7.695	○	○
				D23-RE006B	CAMSγ冷却器(B)/S/C	10.245	○	○
				E51-F015	RC/Cポンプミニマムフロー弁	9.187	○	○
				E11-F011A	RHR A系S/Cスプレイ隔離弁	10.120	○	○
				E11-F016A	RHR A系停止時冷却吸込第二隔離弁	11.108	○	○
				E11-F018A	RHR A系停止時冷却注入隔離弁	11.064	○	○
				E11-F024A	RHRポンプ(A)ミニマムフロー弁	9.180	○	○
				E11-F011B	RHR B系S/Cスプレイ隔離弁	10.117	○	○
				E11-F016B	RHR B系停止時冷却吸込第二隔離弁	11.203	○	○
				E11-F018B	RHR B系停止時冷却注入隔離弁	11.203	○	○
				E11-F024B	RHRポンプ(B)ミニマムフロー弁	9.373	○	○
				E11-F024C	RHRポンプ(C)ミニマムフロー弁	9.373	○	○
				E21-F009	LP/Sポンプ(C)ミニマムフロー弁	9.371	○	○
				E22-F011	HP/Sポンプ(CST)側ミニマムフロー第一弁	9.433	○	○
				E22-F012	HP/Sポンプ(CST)側ミニマムフロー第二弁	9.433	○	○
				E22-F013	HP/SポンプS/C側ミニマムフロー弁	9.435	○	○
				E51-F003	RC/C注入弁	11.296	○	○
E51-F011	RC/Cタービン排気ライン隔離弁	8.667	○	○				

※：上階からの溢水伝播がある場合は被水による影響も評価する。(ない場合は評価不要とし、「-」で示す。)

泊発電所3号炉

表2 浸水影響評価結果 (2/11)

溢水防護区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
3AB-F-4	56.6	780.6	0.223	3FT-922	高圧注入流量 (II)	1.01	○	○
				3FT-604	低圧注入流量 (III)	1.01	○	○
3AB-F-13	55.5	67.9	0.968	3FT-902	高圧注入流量 (I)	1.02	○	○
				3V-RH-005B	B-系熱除去ポンプ入口弁	1.87	○	○
3AB-F-21	55.5	69.5	0.949	3V-RH-005A	A-系熱除去ポンプ入口弁	1.88	○	○
				-	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	※4		
3AB-F-1	56.6	309.5	0.333	-	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)			
				-	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)			
3AB-F-2 (3AB-F-3)	56.6	371.7	0.303	3SIP1B	B-高圧注入ポンプ	0.32	○	○
				3CPT1B	B-格納容器スプレイポンプ	0.82	○	○
3AB-F-4	56.6	367.0	0.305	3RBP1B	B-系熱除去ポンプ	0.83	○	○
				3RBP1A	A-系熱除去ポンプ	0.83	○	○
3AB-F-5	56.6	373.1	0.302	3CPT1A	A-格納容器スプレイポンプ	0.83	○	○
				3RBP1A	A-系熱除去ポンプ	0.83	○	○
3AB-F-6	56.6	373.1	0.302	3CPT1A	A-格納容器スプレイポンプ	0.83	○	○
				3RBP1A	A-系熱除去ポンプ	0.83	○	○
3AB-F-7	56.6	376.7	0.301	3SIP1A	A-高圧注入ポンプ	0.32	○	○
				3SIP1A	A-高圧注入ポンプ	0.32	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水装置により機能喪失しない  
 ※3：今後、当該設備の有する機能が維持されるよう、評価及び対策を実施  
 ※4：設備建設中等により評価未完了

相違理由  
 設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

表1 浸水影響評価結果

防浸区画番号	浸水量 (m³)	滞留面積 (m²)	浸水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失高さ(m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
R-E3F-10	265	1017.3	0.3	T71-H2E205	原々町地区内水素モニタ中小区画水素濃度検出器(メタン系)	8.245	○	
				T48-F741	格納容器内雰囲気モニタ系(A)S/Cサンプリング装置	7.970	○	
				T48-F742	格納容器内雰囲気モニタ系(A)S/Cサンプリング装置	7.971	○	
				T48-F744	格納容器内雰囲気モニタ系(A)ドレン隔離弁戻り隔離弁	6.455	○	
				T48-F747	格納容器内雰囲気モニタ系(B)S/Cサンプリング装置	7.971	○	
				T48-F748	格納容器内雰囲気モニタ系(B)S/Cサンプリング装置	7.970	○	
				T48-F750	格納容器内雰囲気モニタ系(B)ドレン隔離弁戻り隔離弁	6.454	○	
				E51-F029	RCIC真空ポンプ吐出ライン隔離弁	6.404	○	
				E11-F012A	RWA系試験用調整弁	10.886	○	
				E11-F012B	RWB系試験用調整弁	10.879	○	
				E51-F082	RCIC蒸気供給ライン分離弁	5.988	○	
				E61-F050	HPACタービン止め弁	9.999	○	
				T48-F022	S/Cベント用出口隔離弁	10.896	○	
				T48-F011	D/W補給用蒸気ガス供給用第一隔離弁	11.245	○	

※：上階からの溢水伝播がある場合は被水による影響も評価する。(ない場合は評価不要とし、「-」で示す。)

泊発電所3号炉

表2 溢水影響評価結果 (3/1)

溢水防護区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
3AB-P-N1	9.0	821.8	0.111	3/SF22A	A-中央制御室非常用循環ファン	0.54	○	○
				3/SF22B	B-中央制御室非常用循環ファン	0.54	○	○
3AB-P-N1	9.0	821.8	0.111	3/SF21A	A-中央制御室給気ファン	1.12	○	○
				3/SF21B	B-中央制御室給気ファン	1.13	○	○
3AB-P-N2	3.7	77.3	0.148	3/SF20A	A-中央制御室循環ファン	0.17	○	○
				3/SF20B	B-中央制御室循環ファン	0.18	○	○
3AB-F-N2	18.0	428.8	0.142	3CMFP	共通東西故障対策用(自動制御) (ATWS 緩和設備)	0.10	!	-
3AB-F-N3	18.0	428.8	0.142	-	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	0.16	○	-
				-	可搬型照明(SA)	0.46	○	○
3AB-F-N7	18.0	247.9	0.173	-	可搬型照明(SA)	0.56	○	○
				-	可搬型温度計測装置	0.56	○	○
				-	可搬型湿度計測装置	0.56	○	○
				-	可搬型計測器	0.56	○	○
-	-	-	-	-	可搬型計測器	0.56	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない

設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果 (4/1)

溢水防護 区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		投水	被水
3AB-F-N7	18.0	247.9	0.173	-	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	0.56	○	○
				-	携帯型電話装置	0.56	○	○
3AB-F-N8	9.7	455.7	0.109	3WCB	運転コントロール (原子炉トリップスイッチ)	0.20	○	-
				-	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	0.56	○	-
				-	可搬型照明 (SA)	0.56	○	-
				-	衛星電話設備 (携帯型)	0.56	○	-
				-	無線連絡設備 (固定型)	0.56	○	-
				-	無線連絡設備 (携帯型)	0.56	○	-
				-	携帯型電話装置	0.56	○	-
				SPDS10	緊急時データ伝送システム10機 (データ収集計算機)	0.16	○	-
3AB-F-N10	18.0	417.7	0.144	SPDS	緊急時データ伝送システム計算機 (データ収集計算機、EISS伝送サーバ)	0.17	○	-
				TSCP	緊急時対策所情報収集システム計算機 (データ収集計算機、EISS伝送サーバ)	0.17	○	-
				3TGW	緊急時対策所用データウェア (データ収集計算機)	0.17	○	-
3AB-G-N1	-	-	-	-	後備蓄電池	0.87	-	-
3AB-H-N1	27.0	249.3	0.209	3PCC-B1	B-1直流コントロールセンター母線電圧	0.06	○	○
				3PCC-B2	B-1直流コントロールセンター母線電圧	0.06	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない

設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果 (5/11)

溢水防護 区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		没水	被水
3AB-H-N1	27.0	249.3	0.209	-	加圧器逃がし弁機作用バッテリー	0.09	○ <sup>赤</sup>	-
				3MC-B	6-A母線電圧	0.15	○ <sup>青</sup>	-
3AB-H-N3	27.0	249.3	0.209	-	可変型直流変換器	0.16	○ <sup>青</sup>	-
				-	可変型直流変換器	0.17	○ <sup>青</sup>	-
3AB-H-N4	27.0	249.3	0.209	3BATB	B-一番電池 (非常用)	0.57	○	-
				-	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	1.03	○	○
3AB-H-N6	27.0	249.3	0.209	3PCC-A1	A-直流コントロールセンター母線電圧	0.06	○ <sup>青</sup>	-
				3PCC-A2	A-直流コントロールセンター母線電圧	0.06	○ <sup>青</sup>	-
3AB-H-N7	27.0	249.3	0.209	-	加圧器逃がし弁機作用バッテリー	0.11	○ <sup>青</sup>	-
				3MC-A	6-A母線電圧	0.15	○ <sup>青</sup>	-
3AB-H-N7	27.0	249.3	0.209	-	可変型直流変換器	0.18	○ <sup>青</sup>	-
				3BATA	A-一番電池 (非常用)	0.57	○	-
3AB-C-1	35.0	912.4	0.139	-	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	0.28	○	○
				-	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	0.28	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない。  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない。

設備の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果 (6/11)

溢水防護 区画番号	溢水量 (m³)	滞留種 (m²)	溢水位 (m)	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		溢水	被水
30B-C-2	35.0	953.6	0.137	3VSP9A	A-アニュラス空気浄化ファン	1.10	○	○
				3VSP9B	B-アニュラス空気浄化ファン	1.10	○	○
30B-C-3	35.0	1285.4	0.128	-	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	(0.11) 89	○	○
				3LT-651	使用済燃料ピット水位(AM用)	0.19	○	○
30B-C-6	35.0	657.6	0.154	3LT-661	使用済燃料ピット水位(AM用)	0.19	○	○
				3LT-662	使用済燃料ピット水位(可搬型)	0.29	○	○
				3LT-662	使用済燃料ピット水位(可搬型)	0.30	○	○
				3TE-651	使用済燃料ピット温度(AM用)	0.35	○	○
				3TE-661	使用済燃料ピット温度(AM用)	0.36	○	○
				-	使用済燃料ピット監視カメラ	10.35	○	○
30B-D-52	-	-	-	-	格納容器器壁気ガス飲料採取設備	0.39	-	-
30B-D-1	35.0	996.4	0.239	3LT-1400	燃料取扱用水ピット水位 (I)	1.04	○	○
				3LT-1401	燃料取扱用水ピット水位 (II)	1.04	○	○
30B-D-2	35.0	949.2	0.201	-	可搬型ガスシヤンプル冷却器用冷却ポンプ	0.16	(○) 86	○
				-	可搬型ガスシヤンプル冷却器用冷却ポンプ	0.19	(○) 86	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない  
 ※3：今後、当該設備の有する機能が維持されるよう、  
 計画及び対策を考慮

設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果 (7/11)

溢水防護 区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		没水	被水
38B-D-2	35.0	349.2	0.201	-	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	0.27	○	○
				-	可搬型アニュウラス水素濃度計測ユニット	0.27	○	○
				-	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	0.28	○	○
				-	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	0.28	○	○
				-	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	0.29	○	○
				-	可搬型アニュウラス水素濃度計測ユニット	0.29	○	○
38B-D-3	35.0	422.5	0.183	3PT-594	格納容器圧力 (AM用) (1)	1.15	○	○
				3PT-596	格納容器圧力 (AM用) (2)	1.15	○	○
38B-F-2	54.0	748.9	0.223	3PT-592	原子炉格納容器圧力 (III)	1.12	○	○
				3PT-593	原子炉格納容器圧力 (IV)	1.12	○	○
38B-J-1	54.8	24.3	3.068	3V-SI-084B	B-安全注入ポンプ母循環サンプ側入口C/V外側隔 障弁	4.07	○	○
				3V-SI-084A	A-安全注入ポンプ母循環サンプ側入口C/V外側隔 障弁	3.86	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水装置により機能喪失しない

設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果 (S/II)

溢水防護 区画番号	溢水量 (m³)	滞留面積 (m²)	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
3BP-A-N1	-	-	-	-	原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	0.52	-	-
				3LT-1201	原子炉補機冷却水サージタンク水位 (IV)	1.00	-	○
3BP-C-N51	-	-	-	3LT-1200	原子炉補機冷却水サージタンク水位 (III)	1.02	-	○
				3V-MS-528C	C-主蒸気隔離弁	0.63	-	○
				3V-MS-528A	A-主蒸気隔離弁	0.63	-	○
				3V-MS-528B	B-主蒸気隔離弁	0.63	-	○
3BP-C-N1	-	-	-	3PT-467	A-主蒸気ライン圧力 (III)	0.79	-	○
				3PT-477	B-主蒸気ライン圧力 (III)	0.79	-	○
				3PT-478	B-主蒸気ライン圧力 (IV)	0.79	-	○
				3PT-487	C-主蒸気ライン圧力 (III)	0.79	-	○
				3PT-468	A-主蒸気ライン圧力 (IV)	0.80	-	○
				3V-MS-528B	B-主蒸気隔離弁	7.57	○	○
3BP-D-N51	49.7	180.0	0.377	3V-MS-528C	C-主蒸気隔離弁	7.58	○	○
				3V-MS-528A	A-主蒸気隔離弁	7.60	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない

設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果(9/11)

溢水影響 区画番号	溢水量 (m <sup>3</sup> )	滞留面積 (m <sup>2</sup> )	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
3BB-D-N51	49.7	180.0	0.377	3PCV-3620	B-主蒸気速がし弁	9.24	○	○
				3PCV-3610	A-主蒸気速がし弁	9.25	○	○
				3PCV-3630	C-主蒸気速がし弁	9.27	○	○
3BB-D-N3	-	-	-	3LT-3750	補助給水ピット水位 (I)	1.00	-	○
				3LT-3751	補助給水ピット水位 (II)	1.00	-	○
3BB-F-N3	18.0	341.7	0.153	3RTI	原子炉トリップ遮断器 (チャンネル I)	0.06	○ <sup>※2</sup>	-
				3RTII	原子炉トリップ遮断器 (チャンネル II)	0.06	○ <sup>※2</sup>	-
				3RTIII	原子炉トリップ遮断器 (チャンネル III)	0.06	○ <sup>※2</sup>	-
				3RTIV	原子炉トリップ遮断器 (チャンネル IV)	0.06	○ <sup>※2</sup>	-
3BB-H-N1	18.0	408.1	0.145	-	代替格納容器スプレイポンプ	0.53	○	○
				3FT-3776	B-補助給水流量 (III)	1.00	○	○
				3FT-3766	A-補助給水流量 (II)	1.02	○	○
				3FT-3786	C-補助給水流量 (IV)	1.02	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水装置により機能喪失しない

設備の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果 (10/1)

溢水防護 区画番号	溢水量 ( $m^3$ )	滞留面積 ( $m^2$ )	溢水水位 ( $m$ )	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
3RB-1-N4	18.0	33.8	0.533	3FPF1	タービン動補給給水ポンプ	0.67	○	○
				3V-MS-582B	タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	5.04	○	○
				3V-MS-582A	タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	5.05	○	○
3RB-1-N6	27.0	689.7	0.140	3FPE2A	A-電動補給給水ポンプ	0.66	○	○
				3FPE2B	B-電動補給給水ポンプ	0.67	○	○
3RB-1-N7	18.0	430.7	0.142	3COP1D	D-原子炉補機冷却水ポンプ	2.87	○	○
				3COP1C	C-原子炉補機冷却水ポンプ	2.88	○	○
3RB-X-N1	27.0	220.0	0.223	-	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	※4	-	-
				-	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)			
				-	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)			
				-	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)			
3RB-X-N4	27.0	248.4	0.209	30CE2B	B-ディーゼル発電機	0.37	-	○
				30CF2B	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	0.34	-	○
				30CE2A	A-ディーゼル発電機	0.38	-	○
				30CF2A	A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	0.33	-	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない  
 ※3：今後、当該設備の存する機能が維持されるよう、  
 評価及び対策を実施  
 ※4：設備建設中等により評価未完了

設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 溢水影響評価結果 (11/11)

溢水防護 区画番号	溢水量 (m <sup>3</sup> )	滞留面積 (m <sup>2</sup> )	溢水水位 (m)	防護対象設備		機能喪失 高さ (m)	判定	
				機器番号	機器名称		浸水	被水
3CWPB-B-301	24.0	73.3	0.427	3SWP1A	A-原子炉補給冷却海水ポンプ	1.5	○	○
				3SWP1B	B-原子炉補給冷却海水ポンプ	1.5	○	○
3CWPB-B-302	24.0	65.3	0.468	3SWP1C	C-原子炉補給冷却海水ポンプ	1.5	○	○
				3SWP1D	D-原子炉補給冷却海水ポンプ	1.5	○	○

※1：2系統同時に機能喪失しないため、問題ない  
 ※2：止水板設置により機能喪失しない

設備の相違

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4)判定</p> <p>(1)の評価ケースに対して、1.にて定めた方針を踏まえ、重大事故等対処施設の没水影響評価結果の判定を実施する。設置許可基準規則第四十三条～第六十二条の条文ごとに溢水による影響でその機能が維持できるか、また維持できない場合の対応について表2のとおり評価し、その判定結果を以下に示す。</p> <p>a. 重大事故防止設備の独立性</p> <p>(1)のケースでは、第四十五条（原子炉冷却材バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）の代替する機能を有する設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系が機能喪失するが、同様の機能を有する重大事故防止設備である高圧代替注水系が機能維持できている。</p> <p>したがって、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備が同時に機能喪失しないことが確認でき、重大事故防止設備は1.の方針Ⅰ【独立性】に適合していることを確認した。</p> <p>b. 重大事故緩和設備及び防止でも緩和でもない設備の修復性</p> <p>(1)のケースでは、“緩和設備”及び“防止でも緩和でもない設備”が機能喪失しないことを確認した。</p> <p>c. 重大事故等対処設備による安全機能の確保</p> <p>1.の方針Ⅲの観点から、設計基準対象施設の機能に期待せず、重大事故等対処設備によって“未臨界移行”、“燃料冷却”、“格納容器除熱”及び“使用済燃料プール注水”機能が維持できるか判断し、内部溢水事象が発生した場合でも、主要な安全機能が重大事故等対処設備によって確保されることを確認する。</p> <p>未臨界移行機能：第四十四条の設備（代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、出力急上昇の防止）により当該機能は維持される。</p> <p>燃料冷却機能：第四十六条の設備（主蒸気逃がし安全弁、原子炉減圧の自動化、可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁機能回復、高圧窒素ガス供給系（非常用）による窒素確保、代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧）による原子炉減圧、及び第四十七条の設備（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉の冷却、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉の冷却、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却）による注水機能が確保されるため当該機能は維持される。</p>		<p><u>設計方針の相違</u></p> <p>【①】</p> <p>泊は SA 設備自体が内部溢水により機能喪失しないように設置・保管することを防護方針としているため、評価結果の示し方が異なる。泊での結論は、P.共-9-13に記載している。</p> <p><u>設計方針の相違</u></p> <p>【①】</p> <p>泊は、P.共-9-2～3に記載したとおり、SA設備自体が内部溢水により機能喪失しないように設置・保管することを防護方針としているため、女川の方針IIIに基づく確認は不要。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>格納容器除熱機能：上記の燃料冷却機能及び第四十八条の設備（原子炉補機代替冷却水系による除熱，耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱，原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱）により原子炉格納容器の除熱機能が確保されるため，当該機能は維持される。</p> <p>使用済燃料プール注水機能：第五十四条の設備（燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水，燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水）により使用済燃料プールへの注水機能が確保されるため，当該機能は維持される。</p> <p>以上より，主要な安全機能が重大事故等対処設備によって維持されていることから，方針Ⅲ【重大事故等対処設備のみによる安全機能の確保】に適合していることを確認した。</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の浸水影響評価 まとめ

条文	系統施設名	重大事故等対処設備		分類 等	設計基準対象設備		相違性の 有無等	方針 I/II/ III判定
		系統施設名	条文 判定		設計基準対象設備 （代替する施設を有する 設計基準対象施設）	判定		
43	アクセルロード燃料	○	※4	なし	なし	なし	-	-
	代替燃料投入機による燃料格納緊急投入	○						
	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	○						
44	ほう水注入	○	○	防止	原子炉再循環系 副燃料格納設備 副燃料格納機内圧水注水制御ユニット 自動減圧弁	○	-	-
	出力急上昇の防止	○						
45	高圧代注水系による原子炉の冷却	○		防止	原子炉隔離時冷却系 高圧中心スプレイズ系 （原子炉隔離時の冷却） 高圧中心スプレイズ系	○	-	-
	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	×						
46	ほう水注入系による蒸気発生抑制	○		なし	なし	-	-	-
	主蒸気発生し安全弁	○						
46	原子炉減圧の自動化	○		防止	自動減圧弁 非常用直放電設備 125W 非常用2A 125W 非常用2B	○	-	-
	※主蒸気発生し安全弁（自動減圧機）のみ	○						
46	可搬型代替直放電設備による主蒸気発生し安全弁機能回復	○		防止	自動減圧弁 非常用直放電設備 125W 非常用2A 125W 非常用2B	○	-	-
	主蒸気発生し安全弁機能回復	○						
46	前圧減圧ガス供給系（非常用）による蒸気発生抑制	○		防止	主蒸気発生し安全弁がし、和機使用アキュムレータ （主蒸気発生し安全弁自動減圧機使用アキュムレータ）	○	-	-
	※主蒸気発生し安全弁（自動減圧機）のみ	○						
46	代替減圧等装置が併設系による原子炉減圧	○		防止	主蒸気発生し安全弁がし、和機使用アキュムレータ （主蒸気発生し安全弁自動減圧機使用アキュムレータ）	○	-	-
	※主蒸気発生し安全弁（自動減圧機）のみ	○						
46	インダクタンスレスシステムLOGA隔離弁	○		なし	なし	-	-	-
	フローアラートパネル	○						

※1 重大事故等対処設備（設計基準施設）は、重大事故等時に対処設備を期待する重大事故等対処設備と位置づけられていることから、本表においては掲載しない  
 ※2 条文ごとの重大事故等対処設備の分類（防止：重大事故防止設備、緩和：重大事故後援設備）  
 ※3 設備建設中等により評価対象外  
 ※4 防止でも緩和でもない設備  
 ※5 同一機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、○にて示す  
 ■ 重大事故等対処設備のみで機連維持が可能な場合等、考慮不要になる場合は網掛けしている

設計方針の相違  
【①】  
 泊は、P.共9-2～3  
 に記載したとおり、  
 SA設備自体が内部  
 溢水により機能喪  
 失しないように設  
 置・保管すること  
 を防護方針として  
 いるため、女川の  
 方針IIIに基づく確認  
 は不要であり、女川  
 の表2は不要。  
 （以降同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の浸水影響評価 まとめ

条文	重大事故等対処設備		分類 ※1	緊急 判定	設計基準対象施設		相違性 有無等	判定	方針 レベル、 III判定
	系統施設※2	機能維持判定			代替する機能を有する 設計基準対象施設※3	機能維持判定			
47	駆圧代管注水系統（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉の冷却	○	防止	○	残留熱除去系（駆圧注水モード）	○	-	-	○
	駆圧代管注水系統（常設）（直汲駆動）駆圧注水系統ポンプによる原子炉の冷却	※3			低圧炉心スプレイ系	×			
	駆圧代管注水系統（可搬型）による原子炉の冷却	○			残留熱除去系（低圧注水モード）	×			
	原子炉補機代管冷却水系統による除熱	○			低圧炉心スプレイ系	×			
48	駆圧代管注水系統（常設）（復水移送ポンプ）による残存設備中心の冷却	○	防止	○	原子炉補機代管冷却水系統（原子炉補機冷却用取水を含む。）	○	-	-	○
	駆圧代管注水系統（常設）（復水移送ポンプ）による残存設備中心の冷却	○			残留熱除去系（低圧注水モード）	×			
	駆圧代管注水系統（可搬型）による残存設備中心の冷却	○			低圧炉心スプレイ系	×			
	代管循環冷却系による残存設備中心の冷却	○			低圧炉心スプレイ系	×			
49	原子炉補機代管冷却水系統による除熱	○	防止	○	原子炉補機代管冷却水系統（原子炉補機冷却用取水を含む。）	○	-	-	○
	直汲駆動による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○			残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）	○			
	原子炉格納容器フィルタタペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○			原子炉補機冷却水系統（格納容器スプレイ冷却モードを含む。）	○			
	非常用取水設備	○			原子炉補機冷却水系統（原子炉補機冷却用取水を含む。）	○			
50	原子炉格納容器代管スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○	防止	○	（非常用取水設備）	○	-	-	○
	原子炉格納容器代管スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○			残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）	○			
	原子炉補機代管冷却水系統による除熱	○			原子炉補機冷却水系統（格納容器スプレイ冷却モード）	○			
	代管循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○			原子炉補機冷却水系統（原子炉補機冷却用取水を含む。）	○			

※1 重大事故等対処設備（設計基準対象）は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を喪失し、かつ位置づけられていることから、本表においては掲載しない。  
 ※2 条文ごとの重大事故等対処設備の分類（防止：重大事故防止設備、緑字：重大事故後設備）  
 ※3 設備維持中等により評価未完了  
 ※4 防止でも緩和でもない設備  
 ※5 同一機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、○にて示す  
 ■ 重大事故等対処設備のみで機能維持が可能な場合等、考慮不要になる場合は網掛けしている

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の没水影響評価 まとめ

条文	系統施設 <sup>※1</sup>	重大事故等対処設備	個別機能 種別判定	条文 判定	分類 ※2	設計基準対象施設		除外性 の 有無等	方針 I/II/ III判定
						代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※3</sup>	個別機能 種別判定		
51	原子炉格納容器下部注水系（常設）（低圧移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代容隔離冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	原子炉格納容器代容スプレッド冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水	○	○	凝固熱除去系（格納容器スプレッドモード）	○	なし	なし	なし	なし
	原子炉格納容器代容スプレッド冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	○	凝固熱除去系（格納容器スプレッドモード）	○	なし	なし	なし	なし
	代容隔離冷却系による原子炉格納容器下部への注水	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	高圧代容注水系	○	○	原子炉格納容器 高圧中心スプレッド	×	なし	なし	なし	なし
	低圧代容注水系（常設）（低圧移送ポンプ）	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	代容隔離冷却系	○	○	凝固熱除去系（低圧注水モード）	○	なし	なし	なし	なし
	可搬型蒸気発生器による原子炉格納容器内の下活性化	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
52	原子炉格納容器フィタルタレント系による原子炉格納容器内の水蒸気及び除沫の排出	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	原子炉格納容器内の水蒸気及び除沫濃度の監視	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	原子炉格納容器内の水蒸気発生器による水蒸気濃度監視	○	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※1 重大事故等対処設備（設計基準対象施設）は、重大事故時に設計基準の施設として機能を期待する重大事故等対処設備と位置づけられていることから、本表においては記載しない  
 ※2 条文中の重大事故等対処設備の分類（防止：重大事故防止設備、緩和：重大事故緩和設備）  
 ※3 設備動作等による前記完了  
 ※4 防止系も備前でもなす設備  
 ※5 機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、考慮不要になる場合は網掛けしている

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の没水影響評価 まとめ

条文	重大事故等対処設備		条文 判定	分類 等	設計基準等対処設備 代償する機能を有する 設計基準等対処設備	個別機能 維持判定	個別機能 維持判定	判定	印刷時の 有無等	判定	方針 レベル 別判定
	系統機能等	個別機能 維持判定									
	燃料プールの代償水系（常設配管）による使用済燃料プールの注水	○			使用済燃料プールの冷却及び補給	○	○				
	燃料プールの代償水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	○			燃料プールの冷却及び補給	○	○				
	燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	○			なし						
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	○			なし						
54	大気への放射物量の拡散抑制	○			なし						
	使用済燃料プールの監視	○		防止	燃料計測プール水位 燃料計測プール流量 使用済燃料プール水位/流量（サイドホール式） 燃料プール冷却浄化装置入口流量 燃料交換エリア放射線モニタ 燃料取扱エリア放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ	○	○				○
	重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	○			原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 燃料プール冷却浄化系	○	○				
	大気への放射物量の拡散抑制	○			原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 燃料プール冷却浄化系 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 燃料プール冷却浄化系 （非常用取水設備）	○	○				
55	大気への放射物量の拡散抑制	○			なし						
	放射線検出器への電源供給	○		緩和	なし						○
	放射線検出器への電源供給	○			なし						
56	重大事故等取水のための水量	○		防止	（リアプレッソポンジタンク） （取水貯蔵タンク）	○	○				○
	水の供給	○			なし						○

※1 重大事故等対処設備（設計基準配管）は、重大事故等時設計基準等対処設備として機能を期待する重大事故等対処設備と位置づけられていることから、本表においては掲載しない  
 ※2 条文ごとの重大事故等対処設備の分類（防止：重大事故防止設備、緩和：重大事故緩和設備）  
 ※3 設備建設中等により評価未完了  
 ※4 防止でも緩和でもない設備  
 ※5 同一機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、○にて示す  
 ■ 重大事故等対処設備のみで機能維持が可能な場合、考慮不要になる場合は網掛けしている



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の浸水影響評価 まとめ

条文	重大事故等対処設備		設計基準対象設備		相違性の有無等	判定	相違理由
	系統機能等 <sup>1)</sup>	系統機能 <sup>2)</sup>	多文 <sup>3)</sup>	分類 <sup>4)</sup>			
57	常設代替交直流電源設備による給電	○	非常用交直流電源設備	○	-	○	
	可搬型代替交直流電源設備による給電	○	非常用交直流電源設備	○			
	群内常設蓄電池式直流電源設備による給電	○	非常用交直流電源設備	○			
	常設代替蓄電池形設備による給電	○	非常用蓄電池電源設備	○			
	可搬型代替蓄電池式直流電源設備による給電	○	非常用蓄電池電源設備	○			
	代替貯内直流電源設備による給電	○	非常用貯内直流電源設備 (非常用直流電源設備)	○			
58	燃料補給設備	○	燃料貯心ナトリウムライネイ系ディーゼル発電設備燃料貯蔵タンク	○	-	○	
	原子炉圧力容器内の温度	○	主配パイプの他の検出器	○			
			原子炉圧力 (SA)	○			
	原子炉圧力容器内の圧力	○	原子炉圧力 (SA)	○			
			原子炉圧力 (圧力検)	○			
			原子炉圧力 (燃料検)	○			
			原子炉圧力 (SA (圧力検))	○			
			原子炉圧力 (SA (燃料検))	○			
			原子炉圧力 (SA (燃料検))	○			
			原子炉圧力 (SA (燃料検))	○			
原子炉圧力 (SA (燃料検))			○				
原子炉圧力 (SA (燃料検))	○	原子炉圧力 (SA (燃料検))	○				
原子炉圧力 (SA (燃料検))	○	原子炉圧力 (SA (燃料検))	○				

※1 重大事故等対処設備（設計基準対象）は、重大事故等時に設計基準対象設備として機能する重大事故等対処設備と位置づけられていることから、本表においては掲載しない。  
 ※2 条文ごとの重大事故等対処設備の分類（防止：重大事故防止設備、液封：重大事故液封設備）  
 ※3 設備建設中等により評価未定  
 ※4 防止でも検知でもない設備  
 ※5 同一機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、○) として示す  
 ■ 重大事故等対処設備のみで機能維持が可能な場合等、考慮不及になる場合は網掛けしている



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の浸水影響評価 まとめ

条文	重大事故等対処設備		設計基準対象施設		設備の 有無等	適合性 判定	有無等	相違理由
	系統機能 <sup>(1)</sup>	個別機能 維持判定	条文 判定	分類 (注)				
原子炉格納容器内の水位	○	○	同上	同上	主要パナメータの他の検出器 主要パナメータの他のチェンネル ドライトウェル圧力 サブプレッシャポンプ内水流量 圧力制御室内空気流量 圧力制御室圧力	○	同上	
	○	○	同上	同上	ドライトウェル流量 ドライトウェル圧力 圧力制御室圧力 圧力制御室内空気流量 主要パナメータの他のチェンネル 高圧代管注水ポンプ出口流量 残留熱除去系冷却ライン流量（残留熱除去系Aヘッド スプレイライン冷却装置） 残留熱除去系冷却ライン流量（残留熱除去系B系給 排水器冷却ライン配管流量） 高圧冷却機注水ポンプ出口流量 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイ冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器代管スプレイ流量 代管熱交換器冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 最大貯蔵タンク水位	○	同上	
原子炉格納容器内の水素濃度	○	○	同上	同上	格納容器内空気湿度 格納容器内水素濃度(0.1%) 格納容器内水素濃度(5%)	○	同上	
原子炉格納容器内の放射線量率	○	○	同上	同上	主要パナメータの他のチェンネル 平均出力領域モニタ 起動領域モニタ	○	同上	
未観測の維持又は監視	○	○	同上	同上		○	同上	

※1 重大事故等対処設備（設計基準対象）は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備と位置づけられていることから、本表においては掲載しない  
 ※2 条文ごとの重大事故等対処設備の分類（防止：重大事故防止設備、設計：重大事故復旧設備）  
 ※3 設備建設中等により評価未完了  
 ※4 防止でも緩和でもない設備  
 ※5 同一機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、( ) にて示す  
 重大事故等対処設備のみで機能維持が可能な場合等、考慮不要になる場合は欄外に記している







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の没水影響評価 まとめ

条文	重大事故等対処設備		設計基準対処設備		設計基準対処設備		設計基準対処設備	
	系統機能の 維持判定	条文 判定	分類 区分	代替する機能を有する 設計基準対処設備	個別機能 維持判定	個別機能 維持判定	個別機能 維持判定	個別機能 維持判定
原子力格納炉内部の熱源温度	○			主要パラメータの越えキャンセル 格納炉内部熱源温度監視モニタ(S10) 格納炉内部熱源温度監視モニタ(S10) ドライウエル圧力 圧力制御圧力	○	○	○	○
使用済燃料プールの監視	○			使用済燃料プール水位/温度(ロータリーモニタ) 使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブモニタ) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(放射線量) 使用済燃料プール監視カメラ	○	○	○	○
58	○	同上	同上	なし	○	○	○	○
その他	○			全計器 6-201母線電圧 6-201母線電圧 125%減速主母線33電圧 125%減速主母線33電圧 (4-20)母線電圧 (4-20)母線電圧 (50V)ばね圧力監視電圧 (HRS)50V交流主母線電圧 高圧室交流バス(保安室)AS入口圧力 (中央制御室)	○	○	○	○
居住性の確保	○	○	防止	(中央制御室避難) (中央制御室換気空調系) 送受線(バーシフト) 電力保安装置用電源設備 中央制御室照明 なし	○	○	○	○
59	○	○	防止	モニタリングホスト 放射線監視車 気象観測設備 なし	○	○	○	○
60	○	○	※4	放射線物濃度(空気中・水中・土壌中)及び海 上モニタリング モニタリングホストの代替交流電源からの給電 なし	○	○	○	○

※1 重大事故等対処設備(設計基準対処)は、重大事故等時の設計基準評価対象設備としての機能を有する重大事故等対処設備と位置づけられていることから、本表においては掲載しない  
 ※2 条文ごとの重大事故等対処設備の分類(防止：重大事故防止設備、検知：重大事故検知設備)  
 ※3 設備建設中等により評価未完了  
 ※4 防止でも検知でもない設備  
 ※5 同一機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、○にて示す  
 ■ 重大事故等対処設備のみで機能維持が可能な場合、考慮不要になる場合は網掛けしている

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 重大事故等対処設備の没水影響評価 まとめ

条文	重大事故等対処設備		設計基準等		設計基準等対象設備		修正性	
	系統機能① 個別機能 維持判定	条文 判定	分類 等②	代替する機能を有する 設計基準等対象設備③	個別機能 維持判定	判定	項目別の 有無等	判定
61	居住性の確保（緊急時対策所）	○		なし	○			
	電源の確保（緊急時対策所）	○	緩和	非常用電源設備	○			
	必要な情報の把握	○		なし	○			
	通信確保（緊急時対策所）	○		変圧器（バースジンの） 電力保安用自備用電話設備 電力保安用自備用電話設備	○			
62	発電所内の通信連絡	○	※4	なし	○			
	発電所外の通信連絡	○		なし	○			
その他	重大事故等時に対処するための設備、注水先、注	○	防止	（原子炉圧力容器）	○			
	入先、初出先等	○	防止	（原子炉冷却設備）	○			
		○	防止	（使用済燃料プール）	○			
		○	緩和	なし	○			
	非常用排水設備	○	防止	（貯留槽） （排水口） （排水路）	○			
未運営移行	○		（排水ポンプ室）	○				
燃料吊却	○			○				
燃料容器冷却	○			○				
使用済燃料プール注水	○			○				

※1 重大事故等対処設備（設計基準等）は、重大事故等時に設計基準等対象設備としての機能を期待する重大事故等対処設備と位置づけられていることから、本表においては掲載しない  
 ※2 条文ごとの重大事故等対処設備の分類（防止：重大事故防止設備、緩和：重大事故緩和設備）  
 ※3 設備建設中等により評価未完了  
 ※4 防止でも緩和でもない設備  
 ※5 同一機能の重大事故等対処設備を兼ねる場合は、○にて示す  
 ■ 重大事故等対処設備のみで機能維持が可能な場合等、考慮不要になる場合は削除している

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2 例示評価以外の影響評価プロセス</p> <p>2.1 にて示した想定破損による没水評価以外のケースについても、同様の評価プロセスで1.の方針に適合していることを今後確認していく。</p> <p>3. スロッシングに伴う溢水による重大事故等対処設備への影響</p> <p>使用済燃料プール等のスロッシングに伴う溢水が発生した場合の重大事故等対処設備への影響について評価し、重大事故等対処設備の機能に影響のないことを確認する。</p> <p>使用済燃料プール等のスロッシングは原子炉建屋 地上3階で発生し、当該エリアで0.2m以下の溢水水位となる。その後の伝播の流れとして、床ファンネル、階段室及びエレベータ室への止水処置は実施していないことから、それらを介して最地下階（地下3階）へ溢水の伝播が発生することとなり、更にその周囲の防護区画へは水密扉等により止水処置を施していることから伝播はせず、通路部が最終的な貯留区画となる。この場合の通路部における溢水水位は、水平方向（NS又はEW）と鉛直方向（UD）の地震力を組み合わせた場合の溢水量で約0.6m、水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた場合の溢水量（EW+UD方向での溢水量とNS+UD方向での溢水量の和）で約1.2mである。</p> <p>表3にスロッシングに伴う溢水による重大事故等対処設備への影響評価結果を示す。</p>		<p>設計方針の相違</p> <p>【①】</p> <p>泊は2.2項でスロッシングに伴う溢水も含めて評価している。（以降同様）</p>



43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3 スロッシングに伴う浴水による重大事故等対処設備への影響評価結果

条文	重大事故等対処設備		スロッシングによる影響 個別機能 維持判定*	条文相違**
	系統機能			
43	アクセスルート確保	○	○	○
44	代替制御挿入機能による制御挿入	○		
	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力制御	○		○
	ほう酸水注入 出力急上昇の防止	○		
45	高圧代替注水系による原子炉の冷却	○		
	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	○		○
	ほう酸水注入系による進展抑制	○		
46	主蒸気逃がし安全弁	○		
	原子炉減圧の自動化	○		
	密主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）のみ	○		
	可搬型代替直電発電設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	○		
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁機能回復	○		
	高圧変素ガス供給系（非常用）による変素確保	○		○
	密主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）のみ	○		
	代替高圧変素ガス供給系による原子炉減圧	○		
47	密主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）のみ	○		
	インターフェイスシステムLOCA隔離弁 ブローアウトバルブ	○		
48	乾圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉の冷却	○		
	乾圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉の冷却	○		
	乾圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却	○		○
	原子炉補機代替冷却水系による除熱	○		
	乾圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却	○		
	乾圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却	○		
49	代替簡略冷却系による残存溶融炉心の冷却	○		
	原子炉補機代替冷却水系による除熱	○		
50	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○		○
	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○		
51	非常用取水設備	○		
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却	○		
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却	○		○
	原子炉補機代替冷却水系による除熱	○		
52	代替簡略冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○		○
	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○		
	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替簡略冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○		○
53	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	代替簡略冷却系による原子炉格納容器下部への注水	○		
	溶融炉心の落下遅延・防止	○		
54	可搬型変素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化	○		○
	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	○		
55	原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	○		○
	静的燃焼式水素再結合装置による水素濃度抑制	○		
56	原子炉格納容器内の水素濃度監視	○		○
	原子炉建屋内の水素濃度監視	○		

※ ○：当該設備の有する機能が維持されることを確認  
 (○)：今後、当該設備の有する機能が維持されるよう、評価及び対策を実施

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表3 スロッシングに伴う溢水による重大事故等対処設備への影響評価結果				
条文	重大事故等対処設備	スロッシングによる影響	条文判定 <sup>※</sup>	
	系統機能	個別機能 維持判定 <sup>※</sup>		
54	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	○	○	
	燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	○		
	燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	○		
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	○		
	大気への放射性物質の拡散抑制	○		
55	使用済燃料プールの監視	○	○	
	重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	○		
56	大気への放射性物質の拡散抑制	○	○	
	航空機燃料火災への消滅火	○		
57	海洋への放射性物質の拡散抑制	○	○	
	重大事故等収束のための水源	○		
58	水の供給	○	○	
	常設代替交流電源設備による給電	○		
	可搬型代替交流電源設備による給電	○		
	所内常設蓄電池直流電源設備による給電	○		
	常設代替直流電源設備による給電	○		
	可搬型代替直流電源設備による給電	○		
	代替所内電気設備による給電	○		
	非常用直流電源設備	○		
	燃料補給設備	○		
	原子炉圧力容器内の温度	○		
原子炉圧力容器内の圧力	○			
原子炉圧力容器内の水位	○			
原子炉圧力容器への注水量	○			
原子炉格納容器への注水量	○			
原子炉格納容器内の温度	○			
原子炉格納容器内の圧力	○			
原子炉格納容器内の水位	○			
原子炉格納容器内の水素濃度	○			
原子炉格納容器内の放射線量率	○			
未臨界の維持又は監視	○			
最終ヒートシンクの確保（代替循環冷却系）	○			
最終ヒートシンクの確保（原子炉格納容器フィルタベント系）	○			
最終ヒートシンクの確保（耐圧強化ベント系）	○			
最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）	○			
格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）	○			
格納容器バイパスの監視（原子炉格納容器内の状態）	○			
格納容器バイパスの監視（原子炉建屋内の状態）	○			
水源の確保	○			
原子炉建屋内の水素濃度	○			
原子炉格納容器内の酸素濃度	○			
使用済燃料プールの監視	○			
発電所内の通信連絡	○			
温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	○			
その他	○			
59	居住性の確保	○	○	
	被ばく線量の低減	○		
60	モニタリングポストの代替測定	○	○	
	放射能観測車の代替測定	○		
	気象観測設備の代替測定	○		
	放射線量の測定	○		
	放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング	○		
モニタリングポストの代替交流電源からの給電	○			

※ ○：当該設備の有する機能が維持されることを確認  
 (○)：今後、当該設備の有する機能が維持されるよう、評価及び対策を実施

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表3 スロッシングに伴う溢水による重大事故等対処設備への影響評価結果				
条文	重大事故等対処設備	スロッシングによる影響		
	系統機能	個別機能 維持判定 <sup>※</sup>	条文判定 <sup>※</sup>	
61	居住性の確保（緊急時対策所）	○	○	
	電源の確保（緊急時対策所）	○		
	必要な情報の把握	○		
	通信連絡（緊急時対策所）	○		
62	発電所内の通信連絡	○	○	
	発電所外の通信連絡	○		
その他	重大事故等時に対処するための流路、注水先、注入先、排出元等	○	○	
	非常用取水設備	○		
	未臨界移行	○		
	燃料冷却	○		
	格納容器除熱	○		
	使用済燃料プール注水	○		
<p>※ ○：当該設備の有する機能が維持されることを確認          (○)：今後、当該設備の有する機能が維持されるよう、評価及び対策を実施</p>				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>共-10 重大事故等対処設備の許可状況について</p>	<p>共-10 重大事故等対処設備の許可状況について</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等対処設備の許可状況について</p> <p>重大事故等対処設備と位置づける設備について、許可の状況を表1に整理した。</p> <p>整理においては、既往の設置許可申請において許可された設備及び既往の工事計画認可申請において認可された設備を、既許可の対象設備とした。</p> <p>なお、既許可の対象設備であっても、重大事故等対処設備に位置づけるに当たり設備改造を行うものについては、既許可の対象外と整理とした。</p>	<p style="text-align: center;">重大事故等対処設備の許可状況について</p> <p>重大事故等対処設備と位置づける設備について、許可の状況を表1に整理した。</p> <p>整理においては、既往の設置許可申請において許可された設備及び既往の工事計画認可申請において認可された設備について、既許可の対象設備とした。</p> <p>なお、既許可の対象設備であっても、重大事故等対処設備に位置づけるに当たり設備改造を行うものについては、既許可の対象外と整理した。</p>	

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																										
<p>表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>系統機能</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">43条</td> <td rowspan="2">アクセスルート確保</td> <td>ブルドーザ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">44条</td> <td rowspan="3">代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</td> <td>ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）</td> <td>—</td> <td>AM設備</td> </tr> <tr> <td>制御棒</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動機構</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</td> <td>制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）</td> <td>—</td> <td>AM設備</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力急上昇の防止</td> <td>ほう酸水注入系貯蔵タンク</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		条文	系統機能		設備	既許可の対象	備考	43条	アクセスルート確保	ブルドーザ	—		バックホウ	—		44条	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）	—	AM設備	制御棒	対象		制御棒駆動機構	対象		原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット	対象		ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	—	AM設備	ほう酸水注入	対象		出力急上昇の防止	ほう酸水注入系貯蔵タンク	対象			ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）	—		<p>表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">43条</td> <td rowspan="2">アクセスルートの確保</td> <td>ホイールローダ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">44条</td> <td rowspan="4">手動による原子炉緊急停止</td> <td>原子炉トリップスイッチ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒クラスタ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ遮断器</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">44条</td> <td rowspan="10">原子炉出力抑制（自動）</td> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">44条</td> <td rowspan="7">原子炉出力抑制（手動）</td> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">44条</td> <td rowspan="5">ほう酸水注入（ほう酸タンク→充てんライン）</td> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急ほう酸注入弁 [流路]</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸タンク [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸フィルタ [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">44条</td> <td rowspan="3">ほう酸水注入（燃料取替用水ビット→充てんライン）</td> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	43条	アクセスルートの確保	ホイールローダ	—		バックホウ	—		44条	手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ	—		制御棒クラスタ	対象		原子炉トリップ遮断器	—		共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）	—		44条	原子炉出力抑制（自動）	主蒸気隔離弁	対象		電動補助給水ポンプ	対象		タービン動補助給水ポンプ	対象		補助給水ビット [水源]	対象		加圧器逃がし弁	対象		加圧器安全弁	対象		主蒸気逃がし弁	対象		主蒸気安全弁	対象		蒸気発生器	対象		44条	原子炉出力抑制（手動）	主蒸気隔離弁	対象		電動補助給水ポンプ	対象		タービン動補助給水ポンプ	対象		補助給水ビット [水源]	対象		加圧器逃がし弁	対象		加圧器安全弁	対象		蒸気発生器	対象		44条	ほう酸水注入（ほう酸タンク→充てんライン）	ほう酸ポンプ	対象		緊急ほう酸注入弁 [流路]	—		ほう酸タンク [水源]	対象		充てんポンプ	対象		ほう酸フィルタ [流路]	対象		44条	ほう酸水注入（燃料取替用水ビット→充てんライン）	再生熱交換器 [流路]	対象		充てんポンプ	対象		燃料取替用水ビット [水源]	対象				再生熱交換器 [流路]	対象	
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考																																																																																																																																																										
43条	アクセスルート確保	ブルドーザ	—																																																																																																																																																											
		バックホウ	—																																																																																																																																																											
44条	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）	—	AM設備																																																																																																																																																										
		制御棒	対象																																																																																																																																																											
		制御棒駆動機構	対象																																																																																																																																																											
	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット	対象																																																																																																																																																											
		ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	—	AM設備																																																																																																																																																										
		ほう酸水注入	対象																																																																																																																																																											
出力急上昇の防止	ほう酸水注入系貯蔵タンク	対象																																																																																																																																																												
	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）	—																																																																																																																																																												
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																																																																																																																																										
43条	アクセスルートの確保	ホイールローダ	—																																																																																																																																																											
		バックホウ	—																																																																																																																																																											
44条	手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ	—																																																																																																																																																											
		制御棒クラスタ	対象																																																																																																																																																											
		原子炉トリップ遮断器	—																																																																																																																																																											
		共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）	—																																																																																																																																																											
44条	原子炉出力抑制（自動）	主蒸気隔離弁	対象																																																																																																																																																											
		電動補助給水ポンプ	対象																																																																																																																																																											
		タービン動補助給水ポンプ	対象																																																																																																																																																											
		補助給水ビット [水源]	対象																																																																																																																																																											
		加圧器逃がし弁	対象																																																																																																																																																											
		加圧器安全弁	対象																																																																																																																																																											
		主蒸気逃がし弁	対象																																																																																																																																																											
		主蒸気安全弁	対象																																																																																																																																																											
		蒸気発生器	対象																																																																																																																																																											
		44条	原子炉出力抑制（手動）	主蒸気隔離弁	対象																																																																																																																																																									
電動補助給水ポンプ	対象																																																																																																																																																													
タービン動補助給水ポンプ	対象																																																																																																																																																													
補助給水ビット [水源]	対象																																																																																																																																																													
加圧器逃がし弁	対象																																																																																																																																																													
加圧器安全弁	対象																																																																																																																																																													
蒸気発生器	対象																																																																																																																																																													
44条	ほう酸水注入（ほう酸タンク→充てんライン）	ほう酸ポンプ	対象																																																																																																																																																											
		緊急ほう酸注入弁 [流路]	—																																																																																																																																																											
		ほう酸タンク [水源]	対象																																																																																																																																																											
		充てんポンプ	対象																																																																																																																																																											
		ほう酸フィルタ [流路]	対象																																																																																																																																																											
44条	ほう酸水注入（燃料取替用水ビット→充てんライン）	再生熱交換器 [流路]	対象																																																																																																																																																											
		充てんポンプ	対象																																																																																																																																																											
		燃料取替用水ビット [水源]	対象																																																																																																																																																											
		再生熱交換器 [流路]	対象																																																																																																																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
45条	高压代替注水系による原子炉の冷却	高压代替注水系ポンプ 復水貯蔵タンク[水源]	- 対象					<p><u>設備の相違</u></p> <p>(女川欄の補足)                      ・女川欄の表に表タイトルがないのは、泊の条文に対応する範囲をトリミングしているためである。                      (以降同様)</p>
	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	原子炉隔離時冷却系ポンプ	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)				
		復水貯蔵タンク[水源]	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)				
	高压炉心スプレイ系による原子炉の冷却	高压炉心スプレイ系ポンプ	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)				
		復水貯蔵タンク[水源]	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)				
		サブレーションチェーン[水源]	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)				
ほう酸水注入系による進展抑制	ほう酸水注入系	(44条に記載)						
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表								
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考				
45条	1次冷却系のフィードアンドブリード	高压注入ポンプ	対象					
		加圧器逃がし弁	対象					
		燃料取替用水ピット[水源]	対象					
		蓄圧タンク	対象					
		蓄圧タンク出口弁	対象					
		余熱除去ポンプ	対象					
		余熱除去冷却器	対象					
		格納容器再循環サンブ	対象					
		格納容器再循環サンブスクリーン	対象					
		ほう酸注入タンク[流路]	対象					
	蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)			
		主蒸気逃がし弁	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)			
		補助給水ピット[水源]	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)			
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁		-	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)	蒸気発生器	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	電動補助給水ポンプ	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	主蒸気逃がし弁	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
監視及び制御に用いる設備	補助給水ピット[水源]	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	蒸気発生器	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	加圧器水位		(58条に記載)					
	蒸気発生器水位(広域)		(58条に記載)					
	蒸気発生器水位(狭域)		(58条に記載)					
蒸気発生器2次側からの除熱	補助給水流量		(58条に記載)					
	補助給水ピット水位		(58条に記載)					
	電動補助給水ポンプ	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	タービン動補助給水ポンプ	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	補助給水ピット[水源]	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	主蒸気逃がし弁	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				
	蒸気発生器	対象	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
46条	主蒸気逃がし安全弁	主蒸気逃がし安全弁	対象					設備の相違	
		主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	対象						
		主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ	対象						
	原子炉減圧の自動化 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ	代替自動減圧回路(代替自動減圧機能) ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)	— —	AM設備					
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	可搬型代替直流電源設備	(57条に記載)						
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁機能回復	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	—						
	高圧窒素ガス供給系(非常用)による窒素確保 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ	高圧窒素ガスポンプ	—						
	代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ	高圧窒素ガスポンプ	—						
	インターフェイスシステム LOCA隔離弁	HPCS注入隔離弁	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)					
	ブローアウトパネル	原子炉建屋ブローアウトパネル	対象	原子炉建屋原子炉棟の一部であることから、既許可の対象と整理					
				表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					
				条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	
				46条	1次冷却系のフィードアンドブリード	加圧器逃がし弁	対象		
						高圧注入ポンプ	対象		
						燃料取替用水ピット[水源]	対象		
						蓄圧タンク	対象		
						蓄圧タンク出口弁	対象		
						余熱除去ポンプ	対象		
						余熱除去冷却器	対象		
						格納容器再循環サンパ	対象		
						格納容器再循環サンパスクリーン	対象		
						ほう露注入タンク[液路]	対象		
				蒸気発生器2次側からの除熱	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					補助給水ピット[水源]	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
				蒸気発生器	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					補助給水ピット[水源]	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
				蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	—	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
				蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)	補助給水ピット[水源]	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
					加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンプ	—			
				加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	—			
					加圧器逃がし弁	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
				加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧(炉心損傷時)	加圧器逃がし弁	対象			
					1次冷却系の蒸圧(SG圧壊破損発生時、IS-LOCA発生時)	主蒸気逃がし弁 加圧器逃がし弁	対象 対象		
				余熱除去設備の隔離(IS-LOCA発生時)	余熱除去ポンプ入口弁	—			
					余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンプ	—			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">46条</td> <td>加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧</td> <td>加圧器逃がし弁</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蓄圧注入</td> <td>蓄圧タンク</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク出口弁</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸気発生器2次側からの除熱</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット【水源】</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器</td> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	46条	加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧	加圧器逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蓄圧注入	蓄圧タンク	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蓄圧タンク出口弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器2次側からの除熱	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	補助給水ピット【水源】	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	<p style="color: red;">設備の相違</p>
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																
46条	加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧	加圧器逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																
	蓄圧注入	蓄圧タンク	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																
		蓄圧タンク出口弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																
	蒸気発生器2次側からの除熱	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																
		タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																
		補助給水ピット【水源】	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																
		主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																
	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由							
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表												
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	設備の相違  (泊記載の補足) ・泊3号炉では、貯留 堰、取水口等は、最終 ページの「非常用取 水設備」に記載する。 (補足説明資料「共 一1 重大事故等対 処設備の設備分類及 び選定について」の 表においても、貯留 堰、取水口等は、は 「非常用取水設備に 記載」する整理とし ている。以降同様)							
47条	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉の冷却	復水移送ポンプ	対象		47条	炉心注水(充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	充てんポンプ	対象			燃料取替用水ピット【水源】 再生熱交換器	対象					
		復水貯蔵タンク【水源】	対象				代替炉心注水(B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	B-格納容器スプレイポンプ	対象			燃料取替用水ピット【水源】 B-格納容器スプレイ冷却器【流路】	対象				
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉の冷却	直流駆動低圧注水系ポンプ	-		代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	代替格納容器スプレイポンプ	-		代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	可搬型大型送水ポンプ車	-						
		復水貯蔵タンク【水源】	対象			燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】	対象			高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)					
	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却	大容量送水ポンプ(タイプ1)	-		再循環運転(高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	格納容器再循環サンプ【水源】	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	格納容器再循環サンプスクリーン【流路】 安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁【流路】 ほう酸注入タンク【流路】	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	格納容器再循環サンプ【水源】 格納容器再循環サンプスクリーン【流路】 B-格納容器スプレイ冷却器	対象				
		残留熱除去系(低圧注水モード)による低圧注水	残留熱除去系ポンプ	対象		重大事故等対処設備(設計基準拡張)	格納容器再循環サンプスクリーン【流路】	対象		重大事故等対処設備(設計基準拡張)	ほう酸注入タンク【流路】		対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	-	
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉停止時冷却	残留熱除去系ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	原子炉補機代替冷却水系による除熱 ※水源は海を使用	熱交換器ユニット	-		炉心注水(高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	代替炉心注水(充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	充てんポンプ	対象		
		残留熱除去系熱交換器	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		大容量送水ポンプ(タイプ1)	-			燃料取替用水ピット【水源】 再生熱交換器【流路】	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		代替炉心注水(B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	B-格納容器スプレイポンプ	対象	
	低圧炉心スプレイ系による低圧注水	低圧炉心スプレイ系ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	貯留堰	-		代替再循環運転(B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	格納容器再循環サンプ【水源】	対象		代替格納容器スプレイポンプ	-		燃料取替用水ピット【水源】 B-格納容器スプレイ冷却器【流路】	対象	
		サブプレッションチェンバ【水源】	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	取水口	-			格納容器再循環サンプスクリーン【流路】	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		ほう酸注入タンク【流路】	対象		重大事故等対処設備(設計基準拡張)	補助給水ピット【水源】
	原子炉補機代替冷却水系による除熱 ※水源は海を使用	熱交換器ユニット	-		非常用取水設備	貯留堰	-		代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	可搬型大型送水ポンプ車	-		代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系故障時)	代替格納容器スプレイポンプ	-		
		大容量送水ポンプ(タイプ1)	-			取水口	-			燃料取替用水ピット【水源】	対象			補助給水ピット【水源】	対象		
		貯留堰	-			取水路	-			ほう酸注入タンク【流路】	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)					
		取水口	-			海水ポンプ室	-										
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※水源は海を使用	原子炉補機冷却水ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)	(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉の冷却に記載)		代替格納容器スプレイポンプ	-		燃料取替用水ピット【水源】 B-格納容器スプレイ冷却器【流路】	対象				
		原子炉補機冷却海水ポンプ	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却	低圧代替注水系(可搬型)	(低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却に記載)			燃料取替用水ピット【水源】		対象				
		原子炉補機冷却水系熱交換器	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)			代替循環冷却系	(50条に記載)			補助給水ピット【水源】		対象				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">47条</td> <td rowspan="4">代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-充てんポンプ</td> <td>対象外</td> <td>設備改造するため既許可の対象外とする</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕</td> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（代替循環冷却）） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕</td> <td>格納容器再循環サンプ〔水源〕</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁</td> <td>－</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">格納容器スプレイ（格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）</td> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却器〔流路〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）</td> <td>燃料取替用水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸気発生器2次側からの除熱 〔1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系故障時〕</td> <td>補助給水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸気発生器2次側からの除熱（代替電源） 〔1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系故障時〕</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット〔水源〕</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	47条	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	代替格納容器スプレイポンプ	－		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象		補助給水ビット〔水源〕	対象		可搬型大型送水ポンプ車	－		代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	可搬型大型送水ポンプ車	－		B-充てんポンプ	対象外	設備改造するため既許可の対象外とする	燃料取替用水ビット〔水源〕	対象		代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	再生熱交換器〔流路〕	対象		A-高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	可搬型大型送水ポンプ車	－		代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（代替循環冷却）） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	格納容器再循環サンプ〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	ほう酸注入タンク	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	－	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器スプレイ（格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）	格納容器スプレイポンプ	対象		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象		格納容器スプレイ冷却器〔流路〕	対象		代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）	代替格納容器スプレイポンプ	－		代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）	燃料取替用水ビット〔水源〕	対象		補助給水ビット〔水源〕	対象		電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器2次側からの除熱 〔1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系故障時〕	補助給水ビット〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器2次側からの除熱（代替電源） 〔1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系故障時〕	タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	補助給水ビット〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	<p>設備の相違</p>
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																																																																																							
47条	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	代替格納容器スプレイポンプ	－																																																																																																								
		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象																																																																																																								
		補助給水ビット〔水源〕	対象																																																																																																								
		可搬型大型送水ポンプ車	－																																																																																																								
	代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	可搬型大型送水ポンプ車	－																																																																																																								
		B-充てんポンプ	対象外	設備改造するため既許可の対象外とする																																																																																																							
		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象																																																																																																								
	代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	再生熱交換器〔流路〕	対象																																																																																																								
		A-高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																							
		可搬型大型送水ポンプ車	－																																																																																																								
	代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（代替循環冷却）） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時〕	格納容器再循環サンプ〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																							
		格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																							
		ほう酸注入タンク	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																							
		A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	－	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																							
	格納容器スプレイ（格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）	格納容器スプレイポンプ	対象																																																																																																								
		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象																																																																																																								
		格納容器スプレイ冷却器〔流路〕	対象																																																																																																								
		代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）	代替格納容器スプレイポンプ	－																																																																																																							
	代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）（残留溶融炉心の冷却） 〔1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融炉心が原子炉容器に残存する場合）	燃料取替用水ビット〔水源〕	対象																																																																																																								
		補助給水ビット〔水源〕	対象																																																																																																								
電動補助給水ポンプ		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
タービン動補助給水ポンプ		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
蒸気発生器2次側からの除熱 〔1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系故障時〕	補助給水ビット〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
蒸気発生器2次側からの除熱（代替電源） 〔1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系故障時〕	タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
	補助給水ビット〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								
	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																													
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="28" style="text-align: center; vertical-align: middle;">47条</td> <td rowspan="3">炉心注水（充てんポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>充てんポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉心注水（高圧注入ポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">再循環運転（高圧注入ポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]</td> <td>-</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイ冷却器</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蒸気発生器2次側からの除熱 （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	47条	炉心注水（充てんポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	充てんポンプ	対象		燃料取替用水ピット [水源]	対象		再生熱交換器 [流路]	対象		炉心注水（高圧注入ポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	燃料取替用水ピット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	ほう酸注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	B-格納容器スプレイポンプ	対象		B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]	対象		代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	代替格納容器スプレイポンプ	-		燃料取替用水ピット [水源]	対象		代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	補助給水ピット [水源]	対象		可搬型大型送水ポンプ車	-		再循環運転（高圧注入ポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	-	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	ほう酸注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	B-格納容器スプレイポンプ	対象		格納容器再循環サンプ [水源]	対象		格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象		B-格納容器スプレイ冷却器	対象		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	-		蒸気発生器2次側からの除熱 （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	補助給水ピット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	代替格納容器スプレイポンプ	-		燃料取替用水ピット [水源]	対象		補助給水ピット [水源]	対象		代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	可搬型大型送水ポンプ車	-		<p style="text-align: center;">設備の相違</p>
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																																																																																											
47条	炉心注水（充てんポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	充てんポンプ	対象																																																																																																												
		燃料取替用水ピット [水源]	対象																																																																																																												
		再生熱交換器 [流路]	対象																																																																																																												
	炉心注水（高圧注入ポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		燃料取替用水ピット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		ほう酸注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
	代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	B-格納容器スプレイポンプ	対象																																																																																																												
		B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]	対象																																																																																																												
	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	代替格納容器スプレイポンプ	-																																																																																																												
		燃料取替用水ピット [水源]	対象																																																																																																												
	代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	補助給水ピット [水源]	対象																																																																																																												
		可搬型大型送水ポンプ車	-																																																																																																												
	再循環運転（高圧注入ポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	-	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		ほう酸注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
	代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ） （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	B-格納容器スプレイポンプ	対象																																																																																																												
		格納容器再循環サンプ [水源]	対象																																																																																																												
		格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象																																																																																																												
		B-格納容器スプレイ冷却器	対象																																																																																																												
		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	-																																																																																																												
	蒸気発生器2次側からの除熱 （原子炉停止中の場合、フロントライン系故障時）	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		補助給水ピット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
		蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																																											
	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	代替格納容器スプレイポンプ	-																																																																																																												
燃料取替用水ピット [水源]		対象																																																																																																													
補助給水ピット [水源]		対象																																																																																																													
代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ車） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	可搬型大型送水ポンプ車	-																																																																																																													



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47条</td> <td rowspan="3">代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）</td> <td>B-充てんポンプ</td> <td>対象外</td> <td>設備改修するため既許可の対象外とする</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（代替補機冷却）） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）</td> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>ほう殿注入タンク [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸気発生器2次側からの除熱（代替電源） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）</td> <td>A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]</td> <td>-</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉心注水（高圧注入ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</td> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉心注水（余熱除去ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</td> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>ほう殿注入タンク [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉心注水（余熱除去ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</td> <td>余熱除去冷却器 [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉心注水（充てんポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</td> <td>充てんポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替炉心注水（B-格納容器スプレィポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</td> <td>B-格納容器スプレィポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレィ冷却器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	47条	代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	B-充てんポンプ	対象外	設備改修するため既許可の対象外とする	燃料取替用水ビット [水源]	対象		再生熱交換器 [流路]	対象		代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（代替補機冷却）） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	A-高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	可搬型大型送水ポンプ車	-		格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	ほう殿注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器2次側からの除熱（代替電源） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	-	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	補助給水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	炉心注水（高圧注入ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	炉心注水（余熱除去ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	ほう殿注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	炉心注水（余熱除去ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	余熱除去冷却器 [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	炉心注水（充てんポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	充てんポンプ	対象		燃料取替用水ビット [水源]	対象		再生熱交換器 [流路]	対象		代替炉心注水（B-格納容器スプレィポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	B-格納容器スプレィポンプ	対象		燃料取替用水ビット [水源]	対象		B-格納容器スプレィ冷却器 [流路]	対象		<p>設備の相違</p>
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																																																																													
47条	代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	B-充てんポンプ	対象外	設備改修するため既許可の対象外とする																																																																																													
		燃料取替用水ビット [水源]	対象																																																																																														
		再生熱交換器 [流路]	対象																																																																																														
	代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（代替補機冷却）） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	A-高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																													
		可搬型大型送水ポンプ車	-																																																																																														
		格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																													
		格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																													
		ほう殿注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																													
	蒸気発生器2次側からの除熱（代替電源） （原子炉停止中の場合、サポート系故障時）	A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	-	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																													
		電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																													
タービン動補助給水ポンプ		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
補助給水ビット [水源]		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
炉心注水（高圧注入ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
	蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
	高圧注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
炉心注水（余熱除去ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
	ほう殿注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
炉心注水（余熱除去ポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	余熱除去冷却器 [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
	燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																																														
炉心注水（充てんポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	充てんポンプ	対象																																																																																															
	燃料取替用水ビット [水源]	対象																																																																																															
	再生熱交換器 [流路]	対象																																																																																															
代替炉心注水（B-格納容器スプレィポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	B-格納容器スプレィポンプ	対象																																																																																															
	燃料取替用水ビット [水源]	対象																																																																																															
	B-格納容器スプレィ冷却器 [流路]	対象																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<p style="text-align: center;">表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">47条</td> <td rowspan="3">代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）</td> <td>B-充てんポンプ</td> <td>対象外</td> <td>設備改造するため既許可の対象外とする</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源）（溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">余熱除去設備</td> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">高压注入系 高压時再循環</td> <td>高压注入ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">低圧注入系 低圧時再循環</td> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>対象</td> <td>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	47条	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	代替格納容器スプレイポンプ	-		燃料取替用水ビット [水源]	対象		補助給水ビット [水源]	対象		代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	B-充てんポンプ	対象外	設備改造するため既許可の対象外とする	燃料取替用水ビット [水源]	対象		再生熱交換器 [流路]	対象		代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源）（溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	代替格納容器スプレイポンプ	-		燃料取替用水ビット [水源]	対象		補助給水ビット [水源]	対象		余熱除去設備	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	余熱除去冷却器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	高压注入系 高压時再循環	高压注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	ほう酸注入タンク [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	低圧注入系 低圧時再循環	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	余熱除去冷却器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	<p>設備の相違</p>
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																																																									
47条	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	代替格納容器スプレイポンプ	-																																																																										
		燃料取替用水ビット [水源]	対象																																																																										
		補助給水ビット [水源]	対象																																																																										
	代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却）） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	B-充てんポンプ	対象外	設備改造するため既許可の対象外とする																																																																									
		燃料取替用水ビット [水源]	対象																																																																										
		再生熱交換器 [流路]	対象																																																																										
	代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源）（溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	代替格納容器スプレイポンプ	-																																																																										
		燃料取替用水ビット [水源]	対象																																																																										
		補助給水ビット [水源]	対象																																																																										
	余熱除去設備	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																									
		余熱除去冷却器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																									
	高压注入系 高压時再循環	高压注入ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																									
燃料取替用水ビット [水源]		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
格納容器再循環サンプ [水源]		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
格納容器再循環サンプスクリーン [流路]		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
ほう酸注入タンク [流路]		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
低圧注入系 低圧時再循環	余熱除去ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
	余熱除去冷却器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
	燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
	格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				
48条	原子炉補機代替冷却水系による除熱 ※水源は海を使用	熱交換器ユニット	-	
		大容量送水ポンプ（タイプ1）	-	
		貯留堰	-	
		取水口	-	
		取水路	-	
		海水ポンプ室	-	
	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	耐圧強化ベント系	-	AM設備

条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考
48条	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	-	
		フィルタ装置出口側圧力開放板	-	
		可機型窒素ガス供給装置	-	
		遠隔手動弁操作設備	-	
	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による原子炉停止時冷却	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）	(47条に記載)	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内の冷却	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）	(49条に記載)	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）によるサブプレッションチェンバプール水の冷却	残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）	(49条に記載)	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※水源は海を使用	原子炉補機冷却水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		原子炉補機冷却海水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		原子炉補機冷却水系熱交換器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	高圧炉心スプレイ補機冷却水系（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。） ※水源は海を使用	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器		対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
非常用取水設備	貯留堰	-		
	取水口	-		
	取水路	-		
	海水ポンプ室	-		

泊発電所3号炉				
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表				
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考
48条	蒸気発生器2次側からの除熱（フロントライン系故障時）	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		補助給水ピット〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		格納容器内自然対流冷却（海水）（フロントライン系故障時）	C、D-格納容器再循環ユニット	対象
	代替補機冷却（A-高圧注入ポンプ（代替補機冷却））（フロントライン系故障時）	可搬型大型送水ポンプ車	-	
	蒸気発生器2次側からの除熱（代替電源）（サポート系故障時）	電動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		タービン動補助給水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		補助給水ピット〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		主蒸気逃がし弁	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		蒸気発生器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
格納容器内自然対流冷却（海水）（サポート系故障時）		C、D-格納容器再循環ユニット	対象	
代替補機冷却（A-高圧注入ポンプ（代替補機冷却））（サポート系故障時）	可搬型大型送水ポンプ車	-		
原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
	原子炉補機冷却海水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
	原子炉補機冷却水冷却器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
	原子炉補機冷却水サージタンク	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	

設備の相違

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表				
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考
48条	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	—	
		フィルタ装置出口側圧力開放板	—	
		可搬型窒素ガス供給装置	—	
		遠隔手動弁操作設備	—	
	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による原子炉停止時冷却	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）	(47条に記載)	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内の冷却	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）	(49条に記載)	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）によるサブプレッションチェンバプール水の冷却	残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）	(49条に記載)	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※水源は海を使用	原子炉補機冷却水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		原子炉補機冷却海水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		原子炉補機冷却水系熱交換器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	高圧炉心スプレイ補機冷却水系（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。） ※水源は海を使用	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
		高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）
	非常用取水設備	貯留堰	—	
取水口		—		
取水路		—		
海水ポンプ室		—		

設備の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
49条	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却	復水移送ポンプ	対象					設備の相違	
		復水貯蔵タンク〔水源〕	対象						
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却	大容量送水ポンプ（タイプ1）	-						
	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内の冷却	残留熱除去系ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）					
		残留熱除去系熱交換器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）					
		サブプレッションチェンバ〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）					
	残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）によるサブプレッションチェンバプール水の冷却	残留熱除去系ポンプ	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）					
		残留熱除去系熱交換器	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）					
		サブプレッションチェンバ〔水源〕	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）					
	原子炉補機代替冷却水系による除熱 ※水源は海を使用	熱交換器ユニット	-						
		大容量送水ポンプ（タイプ1）	-						
		貯留堰	-						
		取水口	-						
		取水路	-						
原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※水源は海を使用	原子炉補機冷却水ポンプ	対象							
	原子炉補機冷却海水ポンプ	対象							
	原子炉補機冷却水系熱交換器	対象							
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表									
49条	格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水）（炉心の著しい損傷防止、フロントライン系故障時）	C、D-格納容器再循環ユニット	対象						
		C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	対象						
		C、D-原子炉補機冷却水冷却器	対象						
		原子炉補機冷却水サージタンク	対象						
		原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ	-						
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ	対象						
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ〔流路〕	対象						
		C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ〔流路〕	対象						
		代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）	代替格納容器スプレイポンプ	-					
		燃料取替用水ビット〔水源〕	燃料取替用水ビット〔水源〕	対象					
		補助給水ビット〔水源〕	補助給水ビット〔水源〕	対象					
		代替格納容器スプレイ（代替電源）（炉心の著しい損傷防止、サポート系故障時）	代替格納容器スプレイポンプ	-					
	燃料取替用水ビット〔水源〕		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象					
	補助給水ビット〔水源〕		補助給水ビット〔水源〕	対象					
	格納容器内自然対流冷却（海水）（炉心の著しい損傷防止、サポート系故障時）	可搬型大型送水ポンプ車	-						
		C、D-格納容器再循環ユニット	対象						
	格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水）（格納容器破損防止、フロントライン系故障時）	C、D-格納容器再循環ユニット	対象						
		C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	対象						
		C、D-原子炉補機冷却水冷却器	対象						
		原子炉補機冷却水サージタンク	対象						
		原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ	-						
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ	対象						
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	対象						
		C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ	対象						
代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ）		代替格納容器スプレイポンプ	-						
燃料取替用水ビット〔水源〕		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象						
補助給水ビット〔水源〕		補助給水ビット〔水源〕	対象						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表						
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	設備の相違	
49条	非常用取水設備	貯留堰	-	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	49条	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (格納容器破損防止, サポート系統臨時)	代替格納容器スプレイポンプ	-			設備の相違
		取水口	-	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)			燃料取替用水ビット [水源]	対象			
		取水路	-	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)			補助給水ビット [水源]	対象			
		海水ポンプ室	-	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)			格納容器内自然対流冷却 (海水)	-			
50条	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	代替循環冷却ポンプ	-		50条	格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	可搬型大型送水ポンプ車	-		設備の相違	
		残留熱除去系熱交換器	対象				C, D - 格納容器再循環ユニット	対象			
		サブプレッションチェンバ[水源]	対象				格納容器スプレイポンプ	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		
		熱交換器ユニット	-				格納容器スプレイ冷却器	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		
		大容量送水ポンプ (タイプ1)	-				燃料取替用水ビット [水源]	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		
		原子炉補機冷却水ポンプ	対象				格納容器再循環サンプ [水源]	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		
		原子炉補機冷却海水ポンプ	対象				格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		
		原子炉補機冷却水系熱交換器	対象				格納容器スプレイ (格納容器スプレイポンプ)	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		
		貯留堰	-				(交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	燃料取替用水ビット [水源]	対象		重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
		取水口	-				格納容器スプレイ冷却器 [流路]	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		
		取水路	-				C, D - 格納容器再循環ユニット	対象			
		海水ポンプ室	-				C, D - 原子炉補機冷却水ポンプ	対象			
		フィルタ装置	-				C, D - 原子炉補機冷却水冷却器	対象			
		原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	-				原子炉補機冷却水サージタンク	対象			
原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	-		原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプ	-							
可搬型窒素ガス供給装置	-		C, D - 原子炉補機冷却海水ポンプ	対象							
遠隔手動弁操作設備	-		C, D - 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	対象							
			C, D - 原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ	対象							
			代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ)	-							
			(交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	燃料取替用水ビット [水源]	対象						
			格納容器内自然対流冷却 (海水)	補助給水ビット [水源]	対象						
			(全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	C, D - 格納容器再循環ユニット	対象						
			代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源)	可搬型大型送水ポンプ車	-						
			(全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	-						
				燃料取替用水ビット [水源]	対象						
				補助給水ビット [水源]	対象						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
51条	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク〔水源〕	対象 対象					設備の相違	
	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	代替循環冷却ポンプ サブプレッションチェンバ〔水源〕	— 対象						
	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	大容量送水ポンプ（タイプ1）	—						
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク〔水源〕	対象 対象						
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	大容量送水ポンプ（タイプ1）	—						
	代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	代替循環冷却ポンプ	—						
		残留熱除去系熱交換器	対象						
		サブプレッションチェンバ〔水源〕	対象						
		熱交換器ユニット	—						
		大容量送水ポンプ（タイプ1）	—						
		原子炉補機冷却水ポンプ	対象						
		原子炉補機冷却海水ポンプ	対象						
		原子炉補機冷却水系熱交換器	対象						
		貯留堰	—						
		取水口	—						
	取水路	—							
	海水ポンプ室	—							
	溶融炉心の落下遅延・防止	高压代替注水系	（45条に記載）						
		ほう酸水注入系	（44条に記載）						
		低压代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）	（47条に記載）						
	低压代替注水系（可搬型）	（47条に記載）							
	代替循環冷却系	（50条に記載）							
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表									
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考					
51条	原子炉格納容器下部への注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源）（金交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	格納容器スプレイポンプ	対象						
		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象						
		格納容器スプレイ冷却器〔流路〕	対象						
		代替格納容器スプレイポンプ	—						
	原子炉格納容器下部への注水（代替格納容器スプレイポンプ）（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	燃料取替用水ビット〔水源〕	対象						
		補助給水ビット〔水源〕	対象						
		代替格納容器スプレイポンプ	—						
		燃料取替用水ビット〔水源〕	対象						
	溶融炉心の落下遅延・防止	補助給水ビット〔水源〕	対象						
		炉心注水（高圧注入ポンプ）	（47条に記載）						
炉心注水（余熱除去ポンプ）		（47条に記載）							
炉心注水（充てんポンプ）		（47条に記載）							
代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ）		（47条に記載）							
代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）		（47条に記載）							
52条	水素濃度低減（原子炉格納容器内水素処理装置）	原子炉格納容器内水素処理装置	—						
		原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	—						
	水素濃度低減（格納容器水素イグナイタ）	格納容器水素イグナイタ	—						
		格納容器水素イグナイタ温度監視装置	—						
	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	—						
		可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	—						
		可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	—						
		格納容器空気をサンプリングライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンプ	—						
		可搬型大型送水ポンプ車	—						
		格納容器雰囲気ガス試料採取設備	対象						
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表									
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考					
52条	原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止	（原子炉格納容器調気系）	対象	設計基準対象施設（重大事故等対処設備ではない）					
		可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化	可搬型窒素ガス供給装置	—					
	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	フィルタ装置	—						
		フィルタ装置出口側圧力開放板	—						
		フィルタ装置出口放射線モニタ	—						
		フィルタ装置出口水素濃度	—						
	原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	可搬型窒素ガス供給装置	—						
		格納容器内水素濃度（D/W）	—						
		格納容器内水素濃度（S/C）	—						
		格納容器内雰囲気水素濃度	—		設備改造するため既許可の対象外と整理				
	格納容器内雰囲気酸素濃度	—		設備改造するため既許可の対象外と整理					

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>系統機能</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">53条</td> <td rowspan="2">静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制</td> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水</td> <td>大容量送水ポンプ(タイプI)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水</td> <td>大容量送水ポンプ(タイプI)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プールのスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ</td> <td>スプレイノズル</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">燃料プールのスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ</td> <td>大容量送水ポンプ(タイプI)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプレイノズル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">重大事故等時における使用済燃料プールの除熱</td> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系熱交換器</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">貯留堰</td> <td>貯留堰</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">取水路</td> <td>取水路</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				条文	系統機能	設備	既許可の対象		備考	53条	静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	静的触媒式水素再結合装置	-		静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	-		54条	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内水素濃度	-		燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水	大容量送水ポンプ(タイプI)	-	54条	燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水	大容量送水ポンプ(タイプI)	-		燃料プールのスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ	スプレイノズル	-	54条	燃料プールのスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ	大容量送水ポンプ(タイプI)	-		スプレイノズル	-		54条	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)	-		使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式)	-		54条	重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	燃料プール冷却浄化系ポンプ	対象		燃料プール冷却浄化系熱交換器	対象		54条	貯留堰	貯留堰	-		取水口	-		54条	取水路	取水路	-		海水ポンプ室	-		<p>表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">53条</td> <td rowspan="2">アニュラス空気浄化設備による水素排出(交流動力電源及び直流電源が健全である場合)</td> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">53条</td> <td rowspan="2">アニュラス空気浄化設備による水素排出(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</td> <td>排気筒</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">53条</td> <td rowspan="2">水素濃度監視</td> <td>B-アニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">使用済燃料ビットへの注水</td> <td>排気筒</td> <td>対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">使用済燃料ビットへのスプレイ</td> <td>使用済燃料ビットへの注水</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水</td> <td>使用済燃料ビットへのスプレイ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレイノズル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">使用済燃料ビットの監視</td> <td>燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">使用済燃料ビットの監視</td> <td>放水砲</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット水位(AM用)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">使用済燃料ビットの監視</td> <td>使用済燃料ビット水位(可搬型)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット温度(AM用)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54条</td> <td rowspan="2">使用済燃料ビットの監視</td> <td>使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット監視カメラ(使用済燃料ビット監視カメラ室冷装置を含む。)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">55条</td> <td rowspan="2">大気への放射線物質の拡散抑制</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">55条</td> <td rowspan="2">海洋への放射線物質の拡散抑制</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集水樹シルトフェンス</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">55条</td> <td rowspan="2">航空機燃料火災への泡消火</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレイノズル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">55条</td> <td rowspan="2">航空機燃料火災への泡消火</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">55条</td> <td rowspan="2">航空機燃料火災への泡消火</td> <td>泡混合設備</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	53条	アニュラス空気浄化設備による水素排出(交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	対象		アニュラス空気浄化フィルタユニット	対象		53条	アニュラス空気浄化設備による水素排出(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	排気筒	対象		B-アニュラス空気浄化ファン	対象		53条	水素濃度監視	B-アニュラス空気浄化フィルタユニット	対象		アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ	-		54条	使用済燃料ビットへの注水	排気筒	対象		可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	-		54条	使用済燃料ビットへのスプレイ	使用済燃料ビットへの注水	-		可搬型大型送水ポンプ車	-		54条	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水	使用済燃料ビットへのスプレイ	-		可搬型スプレイノズル	-		54条	使用済燃料ビットの監視	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水	-		可搬型大容量海水送水ポンプ車	-		54条	使用済燃料ビットの監視	放水砲	-		使用済燃料ビット水位(AM用)	-		54条	使用済燃料ビットの監視	使用済燃料ビット水位(可搬型)	-		使用済燃料ビット温度(AM用)	-		54条	使用済燃料ビットの監視	使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ	-		使用済燃料ビット監視カメラ(使用済燃料ビット監視カメラ室冷装置を含む。)	-		55条	大気への放射線物質の拡散抑制	可搬型大容量海水送水ポンプ車	-		放水砲	-		55条	海洋への放射線物質の拡散抑制	可搬型大容量海水送水ポンプ車	-		集水樹シルトフェンス	-		55条	航空機燃料火災への泡消火	可搬型大型送水ポンプ車	-		可搬型スプレイノズル	-		55条	航空機燃料火災への泡消火	可搬型大容量海水送水ポンプ車	-		放水砲	-		55条	航空機燃料火災への泡消火	泡混合設備	-	
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考																																																																																																																																																																																																			
53条	静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	静的触媒式水素再結合装置	-																																																																																																																																																																																																				
		静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	-																																																																																																																																																																																																				
54条	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内水素濃度	-																																																																																																																																																																																																				
		燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水	大容量送水ポンプ(タイプI)	-																																																																																																																																																																																																			
54条	燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水	大容量送水ポンプ(タイプI)	-																																																																																																																																																																																																				
		燃料プールのスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ	スプレイノズル	-																																																																																																																																																																																																			
54条	燃料プールのスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ	大容量送水ポンプ(タイプI)	-																																																																																																																																																																																																				
		スプレイノズル	-																																																																																																																																																																																																				
54条	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)	-																																																																																																																																																																																																				
		使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式)	-																																																																																																																																																																																																				
54条	重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	燃料プール冷却浄化系ポンプ	対象																																																																																																																																																																																																				
		燃料プール冷却浄化系熱交換器	対象																																																																																																																																																																																																				
54条	貯留堰	貯留堰	-																																																																																																																																																																																																				
		取水口	-																																																																																																																																																																																																				
54条	取水路	取水路	-																																																																																																																																																																																																				
		海水ポンプ室	-																																																																																																																																																																																																				
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																																																																																																																																																																																			
53条	アニュラス空気浄化設備による水素排出(交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	対象																																																																																																																																																																																																				
		アニュラス空気浄化フィルタユニット	対象																																																																																																																																																																																																				
53条	アニュラス空気浄化設備による水素排出(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	排気筒	対象																																																																																																																																																																																																				
		B-アニュラス空気浄化ファン	対象																																																																																																																																																																																																				
53条	水素濃度監視	B-アニュラス空気浄化フィルタユニット	対象																																																																																																																																																																																																				
		アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ	-																																																																																																																																																																																																				
54条	使用済燃料ビットへの注水	排気筒	対象																																																																																																																																																																																																				
		可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	-																																																																																																																																																																																																				
54条	使用済燃料ビットへのスプレイ	使用済燃料ビットへの注水	-																																																																																																																																																																																																				
		可搬型大型送水ポンプ車	-																																																																																																																																																																																																				
54条	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水	使用済燃料ビットへのスプレイ	-																																																																																																																																																																																																				
		可搬型スプレイノズル	-																																																																																																																																																																																																				
54条	使用済燃料ビットの監視	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等)への放水	-																																																																																																																																																																																																				
		可搬型大容量海水送水ポンプ車	-																																																																																																																																																																																																				
54条	使用済燃料ビットの監視	放水砲	-																																																																																																																																																																																																				
		使用済燃料ビット水位(AM用)	-																																																																																																																																																																																																				
54条	使用済燃料ビットの監視	使用済燃料ビット水位(可搬型)	-																																																																																																																																																																																																				
		使用済燃料ビット温度(AM用)	-																																																																																																																																																																																																				
54条	使用済燃料ビットの監視	使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ	-																																																																																																																																																																																																				
		使用済燃料ビット監視カメラ(使用済燃料ビット監視カメラ室冷装置を含む。)	-																																																																																																																																																																																																				
55条	大気への放射線物質の拡散抑制	可搬型大容量海水送水ポンプ車	-																																																																																																																																																																																																				
		放水砲	-																																																																																																																																																																																																				
55条	海洋への放射線物質の拡散抑制	可搬型大容量海水送水ポンプ車	-																																																																																																																																																																																																				
		集水樹シルトフェンス	-																																																																																																																																																																																																				
55条	航空機燃料火災への泡消火	可搬型大型送水ポンプ車	-																																																																																																																																																																																																				
		可搬型スプレイノズル	-																																																																																																																																																																																																				
55条	航空機燃料火災への泡消火	可搬型大容量海水送水ポンプ車	-																																																																																																																																																																																																				
		放水砲	-																																																																																																																																																																																																				
55条	航空機燃料火災への泡消火	泡混合設備	-																																																																																																																																																																																																				



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
56条	重大事故等収束のための水源 ※水源としては海も使用可能	復水貯蔵タンク	対象	56条	重大事故等収束のための水源 ※水源としては海も使用可能	補助給水ピット	対象	設備の相違
		サブプレッションチェンバ	対象			燃料取替用水ピット	対象	
		ほう酸水注入系貯蔵タンク	対象			ほう酸タンク	対象	
	水の供給	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	—	56条	水の供給（代替淡水源又は海を水源）	可搬型大型送水ポンプ車	—	
		大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	—			可搬型大容量海水送水ポンプ車	—	
		貯留堰	—		水の供給（原子炉格納容器を水源）	格納容器スプレイポンプ	(47条及び49条に記載)	
		取水口	—			高圧注入ポンプ	(47条に記載)	
		取水路	—			余熱除去ポンプ	(47条に記載)	
海水ポンプ室	—							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
57条	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機	—					設備の相違	
		ガスタービン発電設備軽油タンク	—						
		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	—						
		軽油タンク	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
	可搬型代替交流電源設備による給電	タンクローリ	—						
		電源車	—						
	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	軽油タンク	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
		ガスタービン発電設備軽油タンク	—						
		タンクローリ	—						
		125V 蓄電池 2A	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
	常設代替直流電源設備による給電	125V 蓄電池 2B	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
		125V 充電器 2A	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
		125V 充電器 2B	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
		125V 代替蓄電池	—						
	可搬型代替直流電源設備による給電	250V 蓄電池	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
		125V 代替蓄電池	—						
		250V 蓄電池	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
		電源車	—						
	可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替充電器	—						
		250V 充電器	—	設備改造するため既許可の対象外と整理					
軽油タンク		—	設備改造するため既許可の対象外と整理						
ガスタービン発電設備軽油タンク		—							
		タンクローリ	—						
				表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					
	57条	常設代替交流電源設備による給電	代替非常用発電機	—					
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽	—					
			燃料タンク (SA)	—					
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	—					
			可搬型タンクローリ	—					
			代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	—					
		可搬型代替電源車	—						
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽	—					
			燃料タンク (SA)	—					
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	—					
			可搬型タンクローリ	—					
			代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	—					
		所内常設蓄電式直流電源設備による給電	蓄電池 (非常用)	対象					
			後備蓄電池	—					
			A充電器	対象					
			B充電器	対象					
		可搬型代替直流電源設備による給電	可搬型直流電源用発電機	—					
			可搬型直流変換器	—					
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽	—					
			燃料タンク (SA)	—					
			可搬型タンクローリ	—					
		代替非常用発電機	—						
		可搬型代替電源車	—						
		代替所内電気設備変圧器	—						
		代替所内電気設備分電盤	—						
			代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	—					
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽	—					
			燃料タンク (SA)	—					
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	—					
			可搬型タンクローリ	—					
		燃料補給設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	—					
			燃料タンク (SA)	—					
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	—					
			可搬型タンクローリ	—					
		非常用交流電源設備	ディーゼル発電機	対象		重大事故等対処設備 (設計基準拡張)			
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽	—					
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	—					
			ディーゼル発電機燃料油サービスタンク	対象		重大事故等対処設備 (設計基準拡張)			

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表				
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考
57条	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤	—	
		緊急用高圧母線 2F 系	—	
		緊急用高圧母線 2G 系	—	
		緊急用動力変圧器 2G 系	—	
		緊急用低圧母線 2G 系	—	
		緊急用交流電源切替盤 2G 系	—	
		緊急用交流電源切替盤 2C 系	—	
		緊急用交流電源切替盤 2D 系	—	
		非常用高圧母線 2C 系	対象	
		非常用高圧母線 2D 系	対象	
	非常用交流電源設備	非常用ディーゼル発電機	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
		非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
		軽油タンク	—	設備改造するため既許可の対象外と整理
		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	—	
	非常用直流電源設備	125V 蓄電池 2A	—	設備改造するため既許可の対象外と整理
		125V 蓄電池 2B	—	設備改造するため既許可の対象外と整理
		125V 蓄電池 2H	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
		125V 充電器 2A	—	設備改造するため既許可の対象外と整理
		125V 充電器 2B	—	設備改造するため既許可の対象外と整理
		125V 充電器 2H	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
	燃料補給設備	軽油タンク	—	設備改造するため既許可の対象外と整理
		ガスタービン発電設備軽油タンク	—	
		タンクローリ	—	

設備の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表						
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	設備の相違	
58条	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	—	設備改造するため既許可の対象外と整理	50条	温度計測（原子炉圧力容器内の温度）	1次冷却材温度（広域-高温側）	対象			設備の相違
		原子炉圧力	対象				1次冷却材温度（広域-低温側）	対象			
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)	—			圧力計測（原子炉圧力容器内の圧力）	1次冷却材圧力（広域）	対象			
		原子炉水位（広帯域）	対象				水位計測（原子炉圧力容器内の水位）	加圧器水位	対象		
	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位（燃料域）	対象			原子炉容器水位		対象			
		原子炉水位 (SA 広帯域)	—			注水量計測（原子炉圧力容器への注水量）	高圧注入流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		
	原子炉水位 (SA 燃料域)	—		低圧注入流量			対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）			
	原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系ポンプ出口流量	—				代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量	—			
		残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレィライン洗浄流量）	—	AM 設備			B-格納容器スプレィ冷却器出口積算流量（AM用）	—			
		残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	—				注水量計測（原子炉格納容器への注水量）	代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量	—		
		直流駆動低圧注水ポンプ出口流量	—					B-格納容器スプレィ冷却器出口積算流量（AM用）	—		
		代替循環冷却ポンプ出口流量	—				高圧注入流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		
		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）			低圧注入流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		
	高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	温度計測（原子炉格納容器内の温度）			格納容器内温度	対象			
	残留熱除去系ポンプ出口流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）				原子炉格納容器圧力	対象			
	低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	圧力計測（原子炉格納容器内の圧力）		格納容器圧力（AM用）	—				
	原子炉格納容器への注水量	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレィライン洗浄流量）	—			AM 設備	格納容器再循環サンプ水位（広域）	対象			
		残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	—			格納容器再循環サンプ水位（狭域）	対象				
		原子炉格納容器代替スプレィ流量	—			格納容器水位	—				
		代替循環冷却ポンプ出口流量	—			原子炉下部キャビティ水位	—				
	原子炉格納容器内の温度	原子炉格納容器下部注水流量	—			注水量計測（最終ヒートシンクの確保）	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	—			
		ドライウエル温度	—				水素濃度計測（フェニクス部の水素濃度）	—			
		圧力抑制室内空気温度	—	設備改造するため既許可の対象外と整理		線量計測（原子炉格納容器内の放射線量率）	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	対象			
		サブプレッションプール水温度	—	設備改造するため既許可の対象外と整理			格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	対象			
	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器下部温度	—			出力計測（未臨界の維持又は監視）	出力領域中性子束	対象			
		ドライウエル圧力	—	AM 設備			中間領域中性子束	対象			
	原子炉格納容器内の圧力	圧力抑制室圧力	—	AM 設備		中性子源領域中性子束	対象				
		圧力抑制室水位	—	AM 設備		温度計測（最終ヒートシンクの確保）	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）	—			
	原子炉格納容器内の水位	原子炉格納容器下部水位	—				蒸気発生器水位（狭域）	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		
		ドライウエル水位	—			蒸気発生器水位（広域）	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）			
	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度 (D/W)	—			水位計測（最終ヒートシンクの確保）	原子炉補機冷却水サージタンク水位	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		
		格納容器内水素濃度 (S/C)	—				補助給水流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		
	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	対象			注水量計測（最終ヒートシンクの確保）	補給給水流量	対象	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		
		格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	対象								
	未臨界の維持又は監視	移動領域モニタ	対象								
		平均出力領域モニタ	対象								
	最終ヒートシンクの確保（代替循環冷却系）	サブプレッションプール水温度	—	設備改造するため既許可の対象外と整理							
		残留熱除去系熱交換器入口温度	対象								
		代替循環冷却ポンプ出口流量	—								
		フィルタ装置水位（広帯域）	—								
最終ヒートシンクの確保（原子炉格納容器フィルタベント系）	フィルタ装置入口圧力（広帯域）	—									
	フィルタ装置出口圧力（広帯域）	—									
	フィルタ装置水温度	—									
	フィルタ装置出口放射線モニタ	—									
		フィルタ装置出口水素濃度	—								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考	条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	設備の相違
58条	最終ヒートシンクの確保(耐圧強化ベント系)	耐圧強化ベント系放射線モニタ	—		58条	圧力計測(最終ヒートシンクの確保)	原子炉格納容器圧力	対象		
		残留熱除去系熱交換器入口温度	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)			主要気ライン圧力	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	
	最終ヒートシンクの確保(残留熱除去系)	残留熱除去系熱交換器出口温度	—		原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)	—				
		残留熱除去系ポンプ出口流量	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	水位計測(格納容器バイパスの監視)	対象	蒸気発生器水位(狭域)	対象		
		原子炉補機冷却水系統流量	—		圧力計測(格納容器バイパスの監視)	主要気ライン圧力	対象			
		残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	—			1次冷却材圧力(広域)	対象			
	格納容器バイパスの監視(原子炉圧力容器内の状態)	原子炉水位(広帯域)	対象		水位計測(水源の確保)	燃料取替用水ビット水位	対象			
		原子炉水位(燃料域)	—			ほう酸タンク水位	対象			
		原子炉水位(SA広帯域)	—		補助給水ビット水位	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)			
		原子炉水位(SA燃料域)	—		水位計測(使用済燃料ビットの監視)	—				
	格納容器バイパスの監視(原子炉格納容器内の状態)	原子炉圧力(SA)	—		温度計測(使用済燃料ビットの監視)	—				
		ドライウェル温度	—		重量計測(使用済燃料ビットの監視)	—				
	格納容器バイパスの監視(原子炉格納容器内の状態)	ドライウェル圧力	—	AM設備	状態監視(使用済燃料ビットの監視)	使用済燃料ビット監視カメラ(使用済燃料ビット監視カメラ冷却装置を含む。)	—			
		高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		温度、圧力、水位及び流量に係わるものの計測	—			
		残留熱除去系ポンプ出口圧力	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	パラメータ記録	可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	—			
		低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		データ収集計算機	—			
	水源の確保	復水貯蔵タンク水位	—		データ表示端末	—				
		圧力抑制室水位	—	AM設備	その他	6-A、B母線電圧	—	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
		高圧代替注水系ポンプ出口圧力	—			A、B-直流コントロールセンタ母線電圧	—	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		
		直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力	—			A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量(AM用)	—			
		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	対象	重大事故等対処設備(設計基準拡張)		A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量(AM用)	—			
		復水移送ポンプ出口圧力	—			原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量(AM用)	—			
	代替循環冷却ポンプ出口圧力	—		原子炉補機冷却水供給母管流量(AM用)		—				
	原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	—							
	原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内雰囲気酸素濃度	—	設備改造するため既許可の対象外と整理						
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)	—							
		使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルス式)	—							
		使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)	—							
		使用済燃料プール監視カメラ	—							
	発電所内の通信連絡	安全パラメータ表示システム(SPDS)	—							
温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	可搬型計測器	—								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表					
条文	系統機能	設備	既許可の対象	備考	<u>設備の相違</u>
58条	その他	6-2F-1 母線電圧	—		
		6-2F-2 母線電圧	—		
		6-2C 母線電圧	—		
		6-2D 母線電圧	—		
		6-2H 母線電圧	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	
		4-2C 母線電圧	—		
		4-2D 母線電圧	—		
		125V 直流主母線 2A 電圧	—		
		125V 直流主母線 2B 電圧	—		
		125V 直流主母線 2A-1 電圧	—		
		125V 直流主母線 2B-1 電圧	—		
		250V 直流主母線電圧	—		
		HPCS125V 直流主母線電圧	対象	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	
		高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力	—		
		代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給 止め弁入口圧力	—		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由					
59条	居住性の確保	中央制御室遮蔽	対象	表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表	条文	対応手段	設備		既許可の対象	備考	設備の相違		
		中央制御室送風機	対象					中央制御室遮へい				対象	
		中央制御室排風機	対象					中央制御室非常用循環ファン				対象	
		中央制御室再循環送風機	対象					中央制御室給気ファン				対象	
		中央制御室再循環フィルタ装置	対象					中央制御室循環ファン				対象	
		中央制御室待避所	—					中央制御室非常用循環フィルタユニット				対象	
		中央制御室待避所遮蔽	—					中央制御室給気ユニット				対象	
		中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）	—					可搬型照明（SA）				—	
		差圧計	—					酸素濃度・二酸化炭素濃度計				—	
		酸素濃度計	—					汚染の持ち込み防止				可搬型照明（SA）	—
		二酸化炭素濃度計	—					放射性物質の濃度低減 （交流動力電源及び直流電源が健全である場合）				アニュラス空気浄化ファン	対象
		無線連絡設備（固定型）	—									アニュラス空気浄化フィルタユニット	対象
		衛星電話設備（固定型）	—					排気筒 [流路]				対象	
		データ表示装置（待避所）	—					放射性物質の濃度低減 （全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合）				B-アニュラス空気浄化ファン	対象
		可搬型照明（SA）	—									B-アニュラス空気浄化フィルタユニット	対象
	被ばく線量の低減	非常用ガス処理系排風機	対象					アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ				—	
		原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	—					排気筒 [流路]				対象	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>モニタリングポストの代替測定</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射能観測車の代替測定</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射能観測車の代替測定</td> <td>β線サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線量の測定</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング</td> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの代替交流電源からの給電</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>(57条に記載)</td> <td></td> </tr> </table>				モニタリングポストの代替測定	可搬型モニタリングポスト	-			放射能観測車の代替測定	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-		γ線サーベイメータ	-		放射能観測車の代替測定	β線サーベイメータ	-		代替気象観測設備	-		放射線量の測定	可搬型モニタリングポスト	-		電離箱サーベイメータ	-		放射線物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング	小型船舶	-		可搬型ダスト・よう素サンプラ	-		γ線サーベイメータ	-		β線サーベイメータ	-		α線サーベイメータ	-		モニタリングポストの代替交流電源からの給電	常設代替交流電源設備	(57条に記載)		<p>表1 重大事故等対処設備の許可状況整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>対応手段</th> <th>設備</th> <th>既許可の対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">60条</td> <td>モニタリングポストの代替測定</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射能観測車の代替測定</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Nal(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60条</td> <td>放射線量の測定</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">60条</td> <td rowspan="7">放射線物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング</td> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Nal(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60条</td> <td>気象観測設備の代替測定</td> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61条</td> <td>緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</td> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">61条</td> <td rowspan="10">居住性の確保（緊急時対策所）</td> <td>緊急時対策所遮蔽</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">61条</td> <td rowspan="10">電源の確保（緊急時対策所）</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>-</td> <td>設備改造するため既許可の対象外と整理</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機接続盤</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線2F系</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所軽油タンク</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用高圧母線J系</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">61条</td> <td rowspan="3">必要な情報の把握</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">61条</td> <td rowspan="4">通信連絡（緊急時対策所）</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（FAX）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">61条</td> <td rowspan="7">通信連絡（緊急時対策所）</td> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ収集計量機</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E R S S伝送サーバ</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">61条</td> <td rowspan="10">電源の確保（緊急時対策所）</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（FAX）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考	60条	モニタリングポストの代替測定	可搬型モニタリングポスト	-		放射能観測車の代替測定	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-		Nal(Tl)シンチレーションサーベイメータ	-		GM汚染サーベイメータ	-		60条	放射線量の測定	可搬型モニタリングポスト	-		電離箱サーベイメータ	-		60条	放射線物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング	小型船舶	-		可搬型ダスト・よう素サンプラ	-		Nal(Tl)シンチレーションサーベイメータ	-		GM汚染サーベイメータ	-		α線シンチレーションサーベイメータ	-		β線サーベイメータ	-		小型船舶	-		60条	気象観測設備の代替測定	可搬型気象観測設備	-		61条	緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	可搬型気象観測設備	-		61条	居住性の確保（緊急時対策所）	緊急時対策所遮蔽	-		緊急時対策所非常用送風機	-		緊急時対策所非常用フィルタ装置	-		緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	-		圧力計	-		酸素濃度計	-		二酸化炭素濃度計	-		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	-		可搬型モニタリングポスト	-		可搬型気象観測設備	-		61条	電源の確保（緊急時対策所）	ガスタービン発電機	-		ガスタービン発電設備軽油タンク	-		タンクローリ	-		軽油タンク	-	設備改造するため既許可の対象外と整理	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	-		ガスタービン発電機接続盤	-		緊急用高圧母線2F系	-		電源車（緊急時対策所用）	-		緊急時対策所軽油タンク	-		緊急時対策所用高圧母線J系	-		61条	必要な情報の把握	安全パラメータ表示システム（SPDS）	-		無線連絡設備（固定型）	-		無線連絡設備（携帯型）	-		61条	通信連絡（緊急時対策所）	衛星電話設備（固定型）	-		衛星電話設備（FAX）	-		衛星電話設備（携帯型）	-		無線連絡設備（固定型）	-		61条	通信連絡（緊急時対策所）	無線連絡設備（携帯型）	-		インターフォン	-		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	-		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	-		データ収集計量機	-		E R S S伝送サーバ	-		データ表示端末	-		61条	電源の確保（緊急時対策所）	緊急時対策所用発電機	-		衛星電話設備（固定型）	-		衛星電話設備（FAX）	-		衛星電話設備（携帯型）	-		無線連絡設備（固定型）	-		無線連絡設備（携帯型）	-		インターフォン	-		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	-		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	-	
モニタリングポストの代替測定	可搬型モニタリングポスト	-																																																																																																																																																																																																																																																													
放射能観測車の代替測定	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
	γ線サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
放射能観測車の代替測定	β線サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
	代替気象観測設備	-																																																																																																																																																																																																																																																													
放射線量の測定	可搬型モニタリングポスト	-																																																																																																																																																																																																																																																													
	電離箱サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
放射線物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング	小型船舶	-																																																																																																																																																																																																																																																													
	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
	γ線サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
	β線サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
	α線サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
モニタリングポストの代替交流電源からの給電	常設代替交流電源設備	(57条に記載)																																																																																																																																																																																																																																																													
条文	対応手段	設備	既許可の対象	備考																																																																																																																																																																																																																																																											
60条	モニタリングポストの代替測定	可搬型モニタリングポスト	-																																																																																																																																																																																																																																																												
	放射能観測車の代替測定	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
Nal(Tl)シンチレーションサーベイメータ		-																																																																																																																																																																																																																																																													
GM汚染サーベイメータ		-																																																																																																																																																																																																																																																													
60条	放射線量の測定	可搬型モニタリングポスト	-																																																																																																																																																																																																																																																												
	電離箱サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																													
60条	放射線物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング	小型船舶	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		可搬型ダスト・よう素サンプラ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		Nal(Tl)シンチレーションサーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		GM汚染サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		α線シンチレーションサーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		β線サーベイメータ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		小型船舶	-																																																																																																																																																																																																																																																												
60条	気象観測設備の代替測定	可搬型気象観測設備	-																																																																																																																																																																																																																																																												
61条	緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	可搬型気象観測設備	-																																																																																																																																																																																																																																																												
61条	居住性の確保（緊急時対策所）	緊急時対策所遮蔽	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		緊急時対策所非常用送風機	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		緊急時対策所非常用フィルタ装置	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		圧力計	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		酸素濃度計	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		二酸化炭素濃度計	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		可搬型モニタリングポスト	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		可搬型気象観測設備	-																																																																																																																																																																																																																																																												
61条	電源の確保（緊急時対策所）	ガスタービン発電機	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		ガスタービン発電設備軽油タンク	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		タンクローリ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		軽油タンク	-	設備改造するため既許可の対象外と整理																																																																																																																																																																																																																																																											
		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		ガスタービン発電機接続盤	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		緊急用高圧母線2F系	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		電源車（緊急時対策所用）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		緊急時対策所軽油タンク	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		緊急時対策所用高圧母線J系	-																																																																																																																																																																																																																																																												
61条	必要な情報の把握	安全パラメータ表示システム（SPDS）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		無線連絡設備（固定型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		無線連絡設備（携帯型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
61条	通信連絡（緊急時対策所）	衛星電話設備（固定型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		衛星電話設備（FAX）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		衛星電話設備（携帯型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		無線連絡設備（固定型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
61条	通信連絡（緊急時対策所）	無線連絡設備（携帯型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		インターフォン	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		データ収集計量機	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		E R S S伝送サーバ	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		データ表示端末	-																																																																																																																																																																																																																																																												
61条	電源の確保（緊急時対策所）	緊急時対策所用発電機	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		衛星電話設備（固定型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		衛星電話設備（FAX）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		衛星電話設備（携帯型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		無線連絡設備（固定型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		無線連絡設備（携帯型）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		インターフォン	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	-																																																																																																																																																																																																																																																												
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	-																																																																																																																																																																																																																																																												



43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
62条	発電所内の通信連絡	携帯型通話装置	-	62条	発電所内の通信連絡	衛星電話設備(固定型)	-	設備の相違		
		無線連絡設備(固定型)	-			衛星電話設備(携帯型)	-			
		無線連絡設備(携帯型)	-			無線連絡設備(固定型)	-			
		衛星電話設備(固定型)	-			無線連絡設備(携帯型)	-			
		衛星電話設備(携帯型)	-			携帯型通話装置	-			
		安全パラメータ表示システム (SPDS)	-			インターフォン	-			
	発電所外の通信連絡	衛星電話設備(固定型)	-	62条	発電所外の通信連絡	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	-			
		衛星電話設備(携帯型)	-			データ収集計算機	-			
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	-			データ表示端末	-			
		データ伝送設備	-			衛星電話設備(固定型)	-			
	その他の設備	重大事故等時に対処するための流路、注水先、注入先、排出元等	原子炉圧力容器	対象	1次冷却設備	1次冷却設備	蒸気発生器		対象	
			原子炉格納容器	対象			1次冷却材ポンプ		対象	
			使用済燃料プール	対象			原子炉容器(炉心支持構造物を含む)		対象	
			原子炉建屋原子炉棟	対象			加圧器		対象	
非常用取水設備		貯留堰	-	1次冷却材管			対象			
		取水口	-	加圧器サージ管			対象			
62条	その他の設備	取水路	-	原子炉格納容器	原子炉格納容器	対象				
		海水ポンプ室	-	使用済燃料貯蔵槽	使用済燃料ピット	対象				
		1次冷却設備	重大事故等時に対処するための流路、注水先、注入先、排出元等	原子炉圧力容器	対象	非常用取水設備	非常用取水設備	貯留堰	-	
				原子炉格納容器	対象			取水口	対象	
				使用済燃料貯蔵槽	対象			取水路	対象	
				貯留堰	-			取水ビットスクリーン室	対象	取水ビットとして既許可の対象
				取水口	-			取水ビットポンプ室	対象	取水ビットとして既許可の対象
		非常用取水設備	重大事故等時に対処するための流路、注水先、注入先、排出元等	原子炉圧力容器	対象	1次冷却設備	1次冷却設備	加圧器	対象	
				原子炉格納容器	対象			1次冷却材管	対象	
				使用済燃料貯蔵槽	対象			加圧器サージ管	対象	
貯留堰	-			原子炉格納容器	原子炉格納容器			対象		
取水口	-			使用済燃料貯蔵槽	使用済燃料ピット			対象		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>共-9 自主対策設備の悪影響防止について</p>	<p>共-11 自主対策設備の悪影響防止について</p>	

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. はじめに                      自主対策設備として使用するものについて、他の設備への悪影響防止について記載する。</p> <p>2. 想定される悪影響について                      重大事故等時においては、重大事故等対処設備として配備している機器の他に、事故対応の運用性の向上のために配置・配備している自主対策設備を用いる場合がある。この場合には、自主対策設備を使用することにより、他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼすことがないように考慮する必要がある。</p> <p>この場合に想定される悪影響については、自主対策設備の使用時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する必要がある。また、地震、火災、溢水等による波及的影響を考慮する必要がある。</p> <p>これらの自主対策設備を使用することの影響について類型化すると、以下に示す2種類の影響について考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主対策設備を使用することによって生じる直接的な影響</li> <li>・自主対策設備を使用することによって生じる間接的な影響</li> </ul> <p>直接的な影響として考慮すべき事項には、自主対策設備を使用する際、接続する他の設備の設計条件を上回る条件で使用する場合の影響、薬品の使用による腐食や化学反応による影響、他の設備との干渉により使用条件が限定されることによる影響等が挙げられる。</p> <p>一方、間接的な影響として考慮すべき事項には、自主対策設備の損傷により生じる波及的影響、自主対策設備を使用することにより他の機器の環境条件を悪化させる影響等が挙げられる。</p> <p>さらに、これらの影響とは別に、自主対策設備を使用する場合に、発電所構内にあらかじめ確保されている水源や燃料、人員等の運用リソースを必要とする場合がある。</p> <p>これらの影響により、他の設備の機能に悪影響を及ぼすことがないように、自主対策設備の設計及び運用において、以下のとおり考慮する。</p> <p>(1) 直接的な影響に対する考慮                      自主対策設備を使用することにより、接続される他の設備の設計条件を超える場合には、事前に健全性を確認した上で使用する。</p> <p>自主対策設備において薬品や海水を使用することにより、他の設備に腐食等の影響が懸念される自主対策設備については、事前にその影響や使用時間等を考慮して使用する。また、電気設備の短絡等により生じる電気的影響については、保護継電装置等により、他の設備に悪影響を及ぼさないよう考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備の配管にホースを接続する等により、他の設備の機能を喪失させる自主対策設備については、当該設備を使用すべき状況になった場合に自主対策設備の使用を中止することで、他の設備に悪影響を及ぼさないよう考慮する。</p>	<p>1. はじめに                      自主対策設備として使用するものについて、他の設備への悪影響防止について記載する。</p> <p>2. 想定される悪影響について                      重大事故等時においては、重大事故等対処設備として配備している機器の他に、事故対応の運用性の向上のために配置・配備している自主対策設備を用いる場合がある。この場合には、自主対策設備を使用することにより、他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼすことがないように考慮する必要がある。</p> <p>この場合に想定される悪影響については、自主対策設備の使用時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する必要がある。また、地震、火災、溢水等による波及的影響を考慮する必要がある。</p> <p>これらの自主対策設備を使用することの影響について類型化すると、以下に示す2種類の影響について考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主対策設備を使用することによって生じる直接的な影響</li> <li>・自主対策設備を使用することによって生じる間接的な影響</li> </ul> <p>直接的な影響として考慮すべき事項には、自主対策設備を使用する際、接続する他の設備の設計条件を上回る条件で使用する場合の影響、薬品の使用による腐食や化学反応による影響、他の設備との干渉により使用条件が限定されることによる影響等が挙げられる。</p> <p>一方、間接的な影響として考慮すべき事項には、自主対策設備の損傷により生じる波及的影響、自主対策設備を使用することにより他の機器の環境条件を悪化させる影響等が挙げられる。</p> <p>さらに、これらの影響とは別に、自主対策設備を使用する場合に、発電所構内にあらかじめ確保されている水源や燃料、人員等の運用リソースを必要とする場合がある。</p> <p>これらの影響により、他の設備の機能に悪影響を及ぼすことがないように、自主対策設備の設計及び運用において、以下のとおり考慮する。</p> <p>(1) 直接的な影響に対する考慮                      自主対策設備を使用することにより、接続される他の設備の設計条件を超える場合には、事前に健全性を確認した上で使用する。</p> <p>自主対策設備において海水を使用することにより、他の設備に腐食等の影響が懸念される自主対策設備については、事前にその影響や使用時間等を考慮して使用する。また、電気設備の短絡等により生じる電気的影響については、保護継電装置等により、他の設備に悪影響を及ぼさないよう考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備の配管にホースを接続する等により、他の設備の機能を喪失させる自主対策設備については、当該設備を使用すべき状況になった場合に自主対策設備の使用を中止することで、他の設備に悪影響を及ぼさないよう考慮する。</p>	<p>設備の相違                      泊の自主対策設備に薬品を用いる対策はない。</p>



女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 間接的な影響に対する考慮</p> <p>自主対策設備が損傷し溢水等が生じることによる波及的影響について考慮し、耐震性を確保すること、溢水経路を確認すること、必要な強度を有していることを確認すること等により、他の設備に波及的影響を及ぼさないよう考慮する。</p> <p>高温箇所への注水により水蒸気が発生する場合等、自主対策設備の使用により他の設備の周辺環境が悪化する場合には、環境悪化による他の設備の機能への影響を評価した上で使用する。また、自主対策設備の内部を高放射線量の流体が流れることにより、当該機器の周辺へのアクセスが困難になることが想定される場合には、必要に応じて遮蔽体を設置する等の被ばく低減対策を講じる。</p> <p>大型設備を運搬して使用する場合や、通路にホース等を敷設して使用する場合等、現場でのアクセス性を阻害する自主対策設備については、あらかじめ通路を確保するよう配置することや、他の設備を使用する場合には移動することにより、他の設備の使用に影響を及ぼさないよう考慮して使用する。</p> <p>(3) 発電所における運用リソースに対する考慮</p> <p>注水に淡水を用いる場合、駆動源の燃料として軽油を使用する場合、操作に人員を要する場合等、発電所構内の運用リソースを必要とする自主対策設備については、他の設備の使用に影響を及ぼさないよう考慮して使用する。</p> <p>これらの影響を考慮する主要な自主対策設備について、次項に示す。</p>	<p>(2) 間接的な影響に対する考慮</p> <p>自主対策設備が損傷し溢水等が生じることによる波及的影響について考慮し、耐震性を確保すること、溢水経路を確認すること、必要な強度を有していることを確認すること等により、他の設備に波及的影響を及ぼさないよう考慮する。</p> <p>原子炉格納容器内への注水により水蒸気が発生する場合等、自主対策設備の使用により他の設備の周辺環境が悪化する場合には、環境悪化による他の設備の機能への影響を評価した上で使用する。また、自主対策設備の内部を高放射線量の流体が流れることにより、当該機器の周辺へのアクセスが困難になることが想定される場合には、必要に応じて遮蔽体を設置する等の被ばく低減対策を講じる。</p> <p>大型設備を運搬して使用する場合や、通路にホース等を敷設して使用する場合等、現場でのアクセス性を阻害する自主対策設備については、あらかじめ通路を確保するよう配置することや、他の設備を使用する場合には移動することにより、他の設備の使用に影響を及ぼさないよう考慮して使用する。</p> <p>(3) 発電所における運用リソースに対する考慮</p> <p>注水に淡水を用いる場合、駆動源の燃料として軽油を使用する場合、操作に人員を要する場合等、発電所構内の運用リソースを必要とする自主対策設備については、他の設備の使用に影響を及ぼさないよう考慮して使用する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>泊の自主対策設備には、女川が「主要な自主対策設備」として記載するような、特記すべき悪影響防止対策を要する自主対策設備はないため、後段の一覧表にて整理する。</p>



43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 主要な自主対策設備の状況</p> <p>3.1 原子炉格納容器 pH調整系</p> <p>(1) 設備概要</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する際、サブプレッションチェンバのプール水及び原子炉格納容器下部の保有水が酸性化することを防止し、サブプレッションチェンバのプール水及び原子炉格納容器下部の保有水中によう素を保持することでよう素の放出量を低減するための設備として、原子炉格納容器 pH調整系を設ける。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心に含まれるよう素がサブプレッションチェンバのプール水へ流入し溶解する。また、原子炉格納容器内のケーブル被覆材には塩素等が含まれており、重大事故等時にケーブルの放射線分解と熱分解により塩酸等の酸性物質が大量に発生するため、サブプレッションチェンバのプール水及び原子炉格納容器下部の保有水が酸性化する可能性がある。サブプレッションチェンバのプール水及び原子炉格納容器下部の保有水が酸性化すると、水中に溶解しているよう素が有機よう素として気相部へ放出されるという知見がある。そこで、サブプレッションチェンバのプール水及び原子炉格納容器下部の保有水をアルカリ性に保つため、pH調整として水酸化ナトリウムをサブプレッションチェンバ及び原子炉格納容器下部に注入する。サブプレッションチェンバのプール水及び原子炉格納容器下部の保有水をアルカリ性に保つことで、気相部へのよう素の移行を低減することが期待できる。</p> <p>本系統は、原子炉格納容器 pH調整系ポンプ及び弁を中央制御室から遠隔操作することで、原子炉格納容器 pH調整系貯蔵タンク内の水酸化ナトリウムを原子炉格納容器 pH調整系配管からサブプレッションチェンバ及び原子炉格納容器下部に注入する構成とする。</p> <p>(2) 他の設備への悪影響について</p> <p>原子炉格納容器 pH調整系では、アルカリ薬液である水酸化ナトリウムを原子炉格納容器へ注入する。このため、原子炉格納容器 pH調整系を使用することで、他の設備への影響として考慮すべき事象としては、以下の項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的影響：アルカリ薬液による原子炉格納容器バウンダリの腐食           <ul style="list-style-type: none"> <li>アルカリ薬液と原子炉格納容器内の保温材及びグレーチングとの反応による水素発生による圧力上昇</li> <li>アルカリ薬液と原子炉格納容器内の保温材及びグレーチングとの反応による水素発生による燃焼リスク</li> </ul> </li> <li>・間接的影響：原子炉格納容器 pH調整系貯蔵タンクの破損によるアルカリ薬液の漏えい</li> </ul> <p>これらの影響について、以下のとおり確認した。</p> <p>原子炉格納容器バウンダリの腐食については、pH調整したサブプレッションチェンバのプール水の水酸化ナトリウムは低濃度であり、原子炉格納容器バウンダリを主に構成しているステンレス鋼や炭素鋼の腐食領域ではないため悪影響はない。同様に、原子炉格納容器のシール材についても耐アルカリ性を確認した改良 EPDMを使用することから、原子炉格納容器バウンダリのシール性に対する悪影響はない。</p>		<p>自主対策設備の相違</p> <p>泊の自主対策設備に女川のpH調整系のような対策はない。</p>

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、水素の発生については、原子炉格納容器内では配管の保温材やグレーチングに両性金属であるアルミニウムや亜鉛を使用しており、水酸化ナトリウムと反応することで水素が発生する。しかしながら、原子炉格納容器内のアルミニウムと亜鉛が全量反応し水素が発生すると仮定しても、気相部に占める割合が十分に小さいため、原子炉格納容器の異常な圧力上昇は生じない。さらに、原子炉格納容器内は窒素により不活性化されており、本反応では酸素の発生がないことから、水素の燃焼も発生しない。</p> <p>一方、原子炉格納容器 pH 調整系貯蔵タンクの破損によるアルカリ薬液の漏えいについては、原子炉格納容器 pH 調整系貯蔵タンクを十分な強度を有する設計とするとともに、原子炉格納容器 pH 調整系貯蔵タンク周囲に堰を設け、悪影響を及ぼさないよう考慮する。</p> <p>なお、運用リソースに関する影響については、必要な人員を想定した手順を準備しており、手順に基づいた対応を行うため、悪影響はない。また、電源を必要とするが、他の設備の使用に悪影響を及ぼさないよう必要な電源を確保できる場合にのみ使用する。</p> <p>3.2 原子炉格納容器頂部注水系                      (1) 設備概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器頂部を冷却することで原子炉格納容器外への水素漏えいを抑制し、原子炉建屋の水素爆発を防止するため、原子炉格納容器頂部注水系を設ける。</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系は、原子炉ウェルに水を注水し、ドライウェル主フランジシール材を原子炉格納容器外部から冷却することを目的とした系統であり、常設及び可搬型がある。</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系（常設）は、燃料プール補給水ポンプ等で構成しており、炉心の著しい損傷が発生した場合において、復水貯蔵タンクの水を原子炉ウェルに注水し原子炉格納容器頂部を冷却することで、原子炉格納容器頂部からの水素漏えいを抑制する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）は、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、接続口等で構成しており、炉心の著しい損傷が発生した場合において、淡水貯水槽の水又は海水を原子炉ウェルに注水し原子炉格納容器頂部を冷却することで、原子炉格納容器頂部からの水素漏えいを抑制する設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）を接続する接続口は、位置的分散を図った複数箇所に設置する。</p> <p>なお、事故時に速やかにドライウェル主フランジシール材を冠水させるように原子炉ウェルに水を張ることが必要であり、その際の必要注水量は冠水分と余裕分も見込んだ注水量とする。また、原子炉格納容器頂部注水系は、必要注水量を注水開始から速やかに達成できる設計とする。</p>		<p><u>自主対策設備の相違</u></p> <p>泊の自主対策設備に女川の原子炉格納容器頂部注水系のような対策はない。</p>

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 他の設備への悪影響について</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系を使用することで、原子炉ウエルに水が注水される。このため、原子炉格納容器頂部注水系を使用することで、他の設備への影響として考慮すべき事象としては、以下の項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的影響：原子炉格納容器頂部が急冷され、鋼材部が熱収縮することによる原子炉格納容器閉じ込め機能への影響</li> <li>・間接的影響：原子炉格納容器頂部を冷却することにより、原子炉格納容器内の水素漏えいが低減されることによる原子炉建屋水素爆発防止機能への影響</li> </ul> <p>原子炉格納容器頂部を冷却することで、原子炉建屋に水蒸気が発生することによる原子炉建屋水素爆発防止機能への影響</p> <p>原子炉格納容器頂部が急冷され、原子炉格納容器が除熱されることによる原子炉格納容器負圧破損の影響</p> <p>これらの影響について、以下のとおり確認した。</p> <p>このうち、原子炉格納容器頂部を急冷することによる原子炉格納容器閉じ込め機能への影響については、原子炉格納容器頂部締付ボルト冷却時の発生応力を評価した結果、ボルトが急冷された場合でも応力値は降伏応力を下回っていることからボルトが破損することはない。</p> <p>また、ドライウエル主フランジからの水素漏えいを防ぐことによる、原子炉建屋水素爆発防止機能への影響については、水素の漏えい箇所を原子炉建屋原子炉棟下層階（地上1階、地下1階及びトーラス室）のみとして原子炉建屋原子炉棟内の水素挙動を評価した結果、原子炉建屋原子炉棟下層階において可燃限界に至ることはなく、かつ、原子炉建屋燃料取替床においても静的触媒式水素再結合装置により可燃限界に至らないことが確認できているため、原子炉建屋水素爆発防止機能に悪影響を与えない。</p> <p>原子炉ウエルに溜まった水が蒸発することによる原子炉建屋水素爆発防止機能への影響については、原子炉建屋燃料取替床に水蒸気が追加で流入した場合の原子炉建屋原子炉棟内の水素挙動を評価し、可燃限界に至ることはないことが確認できているため、原子炉建屋水素爆発防止機能に悪影響を与えない。</p> <p>原子炉格納容器の負圧破損に対する影響については、原子炉ウエルに注水し原子炉格納容器頂部を冷却することによる原子炉格納容器の除熱効果は小さいため、原子炉格納容器を負圧にするような悪影響はない。</p> <p>なお、運用リソースに関する影響については、必要な人員を想定した手順を準備しており、手順に基づいた対応を行うため、悪影響はない。</p> <p>また、淡水、電源又は燃料を必要とするが、淡水の使用量は水源である淡水貯水槽が保有する水量に比べて十分小さく、悪影響はない。また、電源又は燃料については、他の設備の使用に悪影響を及ぼさないよう必要な電源又は燃料を確保できる場合にのみ使用する。</p>		



43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.3 コリウムシールド</p> <p>(1) 設備概要</p> <p>炉心損傷後に原子炉圧力容器底部が破損し、原子炉格納容器下部への熔融炉心の落下に至り、落下してきた熔融炉心がドライウェル床ドレンサンプ内に流入する場合、ドライウェル床ドレンサンプ底面コンクリートの侵食により原子炉格納容器のバウンダリ機能が損なわれるおそれがある。</p> <p>熔融炉心は、原子炉格納容器下部への注水によって、原子炉格納容器下部からドライウェル床ドレンサンプに通じるドレン配管内で止まることを確認しているが、コリウムシールドを原子炉格納容器下部からドライウェル床ドレンサンプに通じるドレン配管内に設置し、原子炉格納容器下部への注水と併せて、ドライウェル床ドレンサンプへの熔融炉心の流入を防ぐことで、サンプ底面のコンクリートの侵食を抑制し、熔融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止する。</p> <p>コリウムシールドは、実効的な流路径を小さくすることで冷却を促進し、熔融炉心を早期に固化・停止させるものである。</p> <p>(2) 他の設備への悪影響について</p> <p>コリウムシールドを設置することによる他の設備への影響として考慮すべき事象としては、以下の項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的影響：原子炉格納容器の閉じ込め機能への影響                     <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器下部注水機能への影響</li> <li>原子炉冷却材漏えい検出機能への影響</li> </ul> </li> <li>・間接的影響：コリウムシールドの破損による波及的影響</li> </ul> <p>これらの影響について、以下のとおり確認した。</p> <p>原子炉格納容器の閉じ込め機能への影響については、コリウムシールドは原子炉格納容器の構造強度を要する箇所に設置するものではなく、コンクリート侵食及び非凝縮性ガスの発生を抑制することから、原子炉格納容器の閉じ込め機能への悪影響はない。</p> <p>原子炉格納容器下部注水機能への影響については、コリウムシールドはドレン配管内に設置するため、原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備とは独立しており、また、原子炉格納容器下部の空間に設置するものではないことから、原子炉格納容器下部への注水を妨げることはなく、原子炉格納容器下部注水機能への悪影響はない。</p>		<p>自主対策設備の相違</p> <p>泊の自主対策設備に女川のコリウムシールドのような対策はない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材漏えい検出機能への影響については、ドライウェル床ドレンサンプへの不明確な箇所からの漏えい率が保安規定で定める値以上となった場合に、原子炉冷却材の漏えいを検出できる設計とする必要があるが、コリウムシールドは、原子炉格納容器下部に2箇所あるドライウェル床ドレンサンプに通じるドレン配管内に設置し、1箇所当たりの通水可能流量が保安規定で定める値以上となるよう、コリウムシールドの開口面積を設定しており、不明確な箇所からの漏えい率の検出に対する機能への悪影響はない。さらに、ドライウェル床ドレンサンプ及びドライウェル機器ドレンサンプの総漏えい率についても保安規定で定める値以上となった場合に、原子炉冷却材の漏えいを検出できる設計とする必要があるが、ドライウェル機器ドレンサンプについては設備変更がないことから、総漏えい率の検出に対する機能への悪影響はない。</p> <p>また、コリウムシールドの破損による波及的影響については、コリウムシールドの耐熱材には、高い融点を有するジルコニアを用い、十分な強度を有する設計としていることから、破損による悪影響はない。</p> <p>なお、コリウムシールドは操作が不要なことから、運用リソースへの悪影響はない。</p> <p>上記に示す設備を含む自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果について、表1に示す。</p>	<p>上記に示す設備を含む自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果について、表1に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表1 自主対策設備を使用することによる影響評価検討結果

本文番号 技術的 能力番号	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討結果
	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	
自主対策設備	原子炉手動スクラムポンプタン	-	原子炉手動スクラムポンプタンは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉手動スクラムポンプタンは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉手動スクラムポンプタンは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
	原子炉モータースイッチ	-	原子炉モータースイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉モータースイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉モータースイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
44 (1.1)	原子炉手動制御系、制御機駆動水	-	原子炉手動制御系、制御機駆動水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉手動制御系、制御機駆動水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉手動制御系、制御機駆動水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
	スクラムシステムスイッチ	-	スクラムシステムスイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	スクラムシステムスイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	スクラムシステムスイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
45 (1.2)	制御機駆動水注入系による原子炉注水	-	制御機駆動水注入系は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	制御機駆動水注入系は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	制御機駆動水注入系は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
	スクラムシステムスイッチ	-	スクラムシステムスイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	スクラムシステムスイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	スクラムシステムスイッチは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。

※ (O)：影響の発生を想定する。 (△)：設計・運用・維持を必要とする項目  
 (-)：影響の発生を想定しない。 (○)：影響の発生を想定しない。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 自主対策設備を使用することによる影響評価検討結果

技術的 能力番号	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討結果
	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	
1.2	自主対策設備	-	56でポンプを使用し、1次冷却系のフリードランドアンダーモードによる発電機冷却水の供給は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	56でポンプを使用し、1次冷却系のフリードランドアンダーモードによる発電機冷却水の供給は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	56でポンプを使用し、1次冷却系のフリードランドアンダーモードによる発電機冷却水の供給は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
	原子炉手動制御系、制御機駆動水	-	原子炉手動制御系、制御機駆動水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉手動制御系、制御機駆動水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	原子炉手動制御系、制御機駆動水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
1.2	56直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	-	56直接給水用高圧ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	56直接給水用高圧ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	56直接給水用高圧ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
	海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる蒸気発生器への注水	O	海水を用いた可搬型大型送水ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	海水を用いた可搬型大型送水ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	海水を用いた可搬型大型送水ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
1.2	代替給水ピットを本水	-	代替給水ピットを本水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	代替給水ピットを本水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	代替給水ピットを本水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。
	可搬型大型送水ポンプによる蒸気発生器への注水	-	可搬型大型送水ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	可搬型大型送水ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。	可搬型大型送水ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による影響はない。

※ (O)：影響の発生を想定する。 (△)：設計・運用・維持を必要とする項目  
 (-)：影響の発生を想定しない。 (○)：影響の発生を想定しない。

自主対策設備の相違  
 自主対策設備は相違  
 するが、影響防止  
 対策に差異はない。

記載方針の相違  
 泊の自主対策設備  
 は、同様の設備を複  
 数の条文・技術的能  
 力番号で使用すること  
 から、代表的な技  
 術的能力番号を記載  
 し、同一手段が重複  
 しないよう整理し  
 た。(以降同様)









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表1 自主対策設備を使用することによる影響評価結果

本文 番号 〔技術的 能力番号〕	自主対策設備	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響	
		検討 要否	検討結果	検討 要否	検討結果
31 (1.8)	ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の 管路下部への注水（ろ過水ポン プ、ろ過水タンク）	-	ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の 管路は、設計基準対象施設としての設計条件下で使用 することから、使用による悪影響はない。	○	ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の 管路は、設計基準対象施設としての設計条件下で使用 することから、使用による悪影響はない。
	ろ過水ポンプによる原子炉注水 （冷却炉心の常下送送及び防口） （ろ過水ポンプ、ろ過水タンク）	-	ろ過水ポンプによる原子炉注水の管路は、設計基準 対象施設としての設計条件下で使用することから、使用に よる悪影響はない。	○	ろ過水ポンプによる原子炉注水の管路は、設計基準 対象施設としての設計条件下で使用することから、使用に よる悪影響はない。
	制御機器駆動水圧系による原子炉 注水（制御炉心の常下送送及び防 口）	-	制御機器駆動水圧系は、設計基準対象施設として使用 することから、使用による悪影響はない。	-	制御機器駆動水圧系は、設計基準対象施設として使用 することから、使用による悪影響はない。

※ (O)：影響が懸念されるため、自主対策設備を使用する項目  
 (一)：影響が大きい、対応設備・運用と併用する必要がある項目

女川原子力発電所2号炉

- (3) 発電機における運用リソースの消費
- ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の  
操作に人員を要するが、必要な人員を想定した手順が  
確立され、それに基づき対応する人員も、悪影響はない。
  - ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水  
は、水漏れ及び電源を要するが、他の設備の使用に悪影  
響が生じないよう必要の水漏れ及び電源を確保できる  
場合のみ使用する。
  - ろ過水ポンプによる原子炉注水の管路は、必要な  
人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応す  
るため、悪影響はない。
  - 制御機器駆動水圧系は、水漏れ及び電源を要するが、他  
の設備の使用に悪影響が生じないよう必要の水漏れ及  
び電源を確保できる場合のみ使用する。

泊発電所3号炉

※ (O)：影響が懸念されるため、自主対策設備を使用する項目  
 (一)：影響が大きい、対応設備・運用と併用する必要がある項目

- (3) 発電機における運用リソースの消費
- 電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポン  
プによる原子炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要  
するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それ  
に基づき対応するため、悪影響はない。
  - 電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポン  
プによる原子炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ、燃料及  
び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じない  
よう必要の水漏れ、燃料及び電源を確保できる場合のみ使  
用する。
  - ろ過水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉  
格納容器内へのスプレイの操作に人員を要するが、必要  
な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応す  
るため、悪影響はない。
  - 代替給水セットは、燃料及び電源を要するが、他  
の設備の使用に悪影響が生じないよう必要の水漏れ及  
び電源を確保できる場合のみ使用する。
  - 代替給水セットを水源とした可搬型大型送水ポン  
車による原子炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要  
するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それ  
に基づき対応するため、悪影響はない。
  - 代替給水セットを水源とした可搬型大型送水ポン  
車による原子炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ、燃料及  
び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じない  
よう必要の水漏れ、燃料及び電源を確保できる場合のみ使  
用する。
  - 原水樽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原  
子炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要するが、必  
要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対  
応するため、悪影響はない。
  - 原水樽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原  
子炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ、燃料及び電源を  
要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要  
な水漏れ、燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。  
・B-格納容器スプレイポンプ（自己冷卻）による原子  
炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要するが、必  
要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対  
応するため、悪影響はない。
  - B-格納容器スプレイポンプ（自己冷卻）による原子  
炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ及び電源を要す  
るが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要の水  
漏れ及び電源を確保できる場合のみ使用する。

表1 自主対策設備を使用することによる影響評価結果

技術的 能力番号	自主対策設備	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響	
		検討 要否	検討結果	検討 要否	検討結果
1.6	電動機駆動消防ポン プ又はディーゼル駆 動消防ポンプによる 原子炉格納容器内 へのスプレイ	-	電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防 ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの操 作は、設計基準対象施設としての設計条件下で使 用することから、使用による悪影響はない。	○	電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポン プによる原子炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要 するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それ に基づき対応するため、悪影響はない。 <li>電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポン プによる原子炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ、燃料及 び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じない よう必要の水漏れ、燃料及び電源を確保できる場合のみ使 用する。</li>
1.6	海水を用いた可搬型 大型送水ポンプ車に よる原子炉格納容 器内へのスプレイ	○	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原 子炉格納容器内へのスプレイの操作は、海水仕様 耐腐食性材料を用いることから、使用による悪影 響はない。	○	可搬型大型送水ポンプ車は、他の設備へのアタ クを回避しないように設置すること、又は移 動可能であることから、悪影響はない。 ・水漏れを回避しないように設置すること、又は移 動可能であることから、悪影響はない。 ・水漏れを回避しないように設置すること、又は移 動可能であることから、悪影響はない。
1.6	代替給水セットを水 源とした可搬型大型 送水ポンプ車による 原子炉格納容器内 へのスプレイ	-	代替給水セットを水源とした可搬型大型送水 ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの操 作は、設計基準対象施設としての設計条件下で使 用することから、使用による悪影響はない。	○	代替給水セットを水源とした可搬型大型送水ポン 車による原子炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要 するが、必要な人員を想定した手順が確立され、それ に基づき対応するため、悪影響はない。 <li>代替給水セットを水源とした可搬型大型送水ポン 車による原子炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ、燃料及 び電源を要するが、他の設備の使用に悪影響が生じない よう必要の水漏れ、燃料及び電源を確保できる場合のみ使 用する。</li>
1.6	原水樽を水源とした 可搬型大型送水ポン プ車による原子炉格 納容器内へのスプレ イ	-	原水樽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車に よる原子炉格納容器内へのスプレイの操作は、設 計基準対象施設としての設計条件下で使用すること から、使用による悪影響はない。	○	原水樽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原 子炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要するが、必 要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対 応するため、悪影響はない。 <li>原水樽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原 子炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ、燃料及び電源を 要するが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要 な水漏れ、燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。 ・B-格納容器スプレイポンプ（自己冷卻）による原子 炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要するが、必 要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対 応するため、悪影響はない。</li> <li>B-格納容器スプレイポンプ（自己冷卻）による原子 炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ及び電源を要す るが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要の水 漏れ及び電源を確保できる場合のみ使用する。</li>
1.6	B-格納容器スプレ イポンプ（自己冷 卻）による原子炉格 納容器内へのスプレ イ	-	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷卻）によ る原子炉格納容器内へのスプレイの操作は、設計 基準対象施設としての設計条件下で使用すること から、使用による悪影響はない。	-	B-格納容器スプレイポンプ（自己冷卻）による原子 炉格納容器内へのスプレイの操作に人員を要するが、必 要な人員を想定した手順が確立され、それに基づき対 応するため、悪影響はない。 <li>B-格納容器スプレイポンプ（自己冷卻）による原子 炉格納容器内へのスプレイは、水漏れ及び電源を要す るが、他の設備の使用に悪影響が生じないよう必要の水 漏れ及び電源を確保できる場合のみ使用する。</li>

相違理由  
 自主対策設備の相違  
 自主対策設備は相違  
 するが、悪影響防止  
 対策に差異はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表1 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果

技術的 能力番号 (能力番号)	自主対策設備		(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討結果	
	検討 要否 <sup>注</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>注</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>注</sup>	検討結果		
81 (L8)	○	コリウムシールド	○	コリウムシールドは、原子炉格納容器下部の遮蔽に必要となる原子炉格納容器下部の遮蔽と同等の遮蔽を有することから、原子炉格納容器下部の遮蔽への悪影響はない。 コリウムシールドは、原子炉格納容器下部の遮蔽に必要となる原子炉格納容器下部の遮蔽と同等の遮蔽を有することから、原子炉格納容器下部の遮蔽への悪影響はない。	○	コリウムシールドは十分な遮蔽を有する設計としており、原子炉格納容器下部の遮蔽への悪影響はない。	○	コリウムシールドは十分な遮蔽を有する設計としており、原子炉格納容器下部の遮蔽への悪影響はない。
82 (L9)	○	可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水蒸気抑制	○	可燃性ガス濃度制御系は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	可燃性ガス濃度制御系は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	可燃性ガス濃度制御系は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。

女川原子力発電所2号炉

表1 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果

技術的 能力番号 (能力番号)	自主対策設備		(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討結果	
	検討 要否 <sup>注</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>注</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>注</sup>	検討結果		
L8	○	ディーゼル駆動消防ポンプによる原子炉格納容器下部への注水	○	ディーゼル駆動消防ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	ディーゼル駆動消防ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	ディーゼル駆動消防ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。
L8	○	排水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水	○	排水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	排水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	排水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水の注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。
L9	○	ガス分析計による原子炉格納容器内の水蒸気濃度監視	○	ガス分析計による原子炉格納容器内の水蒸気濃度監視は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	ガス分析計による原子炉格納容器内の水蒸気濃度監視は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	ガス分析計による原子炉格納容器内の水蒸気濃度監視は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。
L10	○	アニュウラス水蒸気濃度測定による水蒸気濃度測定	○	アニュウラス水蒸気濃度測定による水蒸気濃度測定は、他の設備と併用して使用することから、使用による悪影響はない。	○	アニュウラス水蒸気濃度測定による水蒸気濃度測定は、他の設備と併用して使用することから、使用による悪影響はない。	○	アニュウラス水蒸気濃度測定による水蒸気濃度測定は、他の設備と併用して使用することから、使用による悪影響はない。
L11	○	燃料取扱用ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	○	燃料取扱用ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	燃料取扱用ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	燃料取扱用ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。
L11	○	2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	○	2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。
L11	○	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	○	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	○	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水は、設計基準時状態として使用する場合同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。

泊発電所3号炉

相違理由

自主対策設備の相違  
 自主対策設備は相違するが、悪影響防止対策に差異はない。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表1 自主対策設備を使用することによる悪影響緩和結果

本文番号 (技術的 能力差)	(1) 直感的影響		(2) 間接的影響	
	検討 要否	検討結果	検討 要否	検討結果
自主対策設備 原子炉格納容器頂部注水	○	・原子炉格納容器頂部が急冷されることによる隣接部の熱収縮に伴う原子炉格納容器周辺の機能への影響が懸念されるが、原子炉格納容器頂部注水は、格納容器の急冷による影響を軽減する。ボルトが緩む可能性があるが、ボルトが緩むことはない。	○	・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。
53 (L10)	-	・原子炉格納容器頂部が急冷されることによる隣接部の熱収縮に伴う原子炉格納容器周辺の機能への影響が懸念されるが、原子炉格納容器頂部注水は、格納容器の急冷による影響を軽減する。ボルトが緩む可能性があるが、ボルトが緩むことはない。	○	・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。
原子炉格納容器頂部注水	-	・原子炉格納容器頂部が急冷されることによる隣接部の熱収縮に伴う原子炉格納容器周辺の機能への影響が懸念されるが、原子炉格納容器頂部注水は、格納容器の急冷による影響を軽減する。ボルトが緩む可能性があるが、ボルトが緩むことはない。	○	・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。

表1 自主対策設備を使用することによる悪影響緩和結果

本文番号 (技術的 能力差)	(1) 直感的影響		(2) 間接的影響	
	検討 要否	検討結果	検討 要否	検討結果
自主対策設備 電動駆動ポンプ	-	・電動駆動ポンプは、原子炉格納容器頂部注水による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。	○	・電動駆動ポンプは、原子炉格納容器頂部注水による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。
1.11	-	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。	○	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。
1.11	-	・原子炉格納容器頂部注水による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。	○	・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。 ・原子炉格納容器頂部注水（常設）による原子炉の急冷に伴う熱収縮による影響が懸念されるが、必要なら人員を配置して対応可能。
1.11	-	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。	○	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。
1.11	-	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。	○	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。
1.11	-	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。	○	・代用給水ポンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用は、他の設備と異なって使用することから、使用による悪影響はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表1 自主対策設備を使用することによる影響評価結果

条文 番号 技術的 能力番号	自主対策設備		(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		(3) 発電所における運用リソースの消費	
	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果
54 (1.11)	-	ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク）	ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク）	ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク） ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク）	ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク） ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク）	ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク） ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク）	ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク） ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク）	ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク） ろ過水ポンプによるろ過用溶剤プールへの注水（ろ過水タンク）
		化学消防自動車及び大型化学高所放水車	化学消防自動車、大型化学高所放水車	化学消防自動車、大型化学高所放水車	化学消防自動車、大型化学高所放水車	化学消防自動車、大型化学高所放水車	化学消防自動車、大型化学高所放水車	化学消防自動車、大型化学高所放水車
55 (1.12)	-	使用済燃料プールからの漏えい感知（シート材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り下ろすロープ）	使用済燃料プールからの漏えい感知（シート材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り下ろすロープ）	使用済燃料プールからの漏えい感知（シート材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り下ろすロープ）	使用済燃料プールからの漏えい感知（シート材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り下ろすロープ）	使用済燃料プールからの漏えい感知（シート材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り下ろすロープ）	使用済燃料プールからの漏えい感知（シート材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り下ろすロープ）	使用済燃料プールからの漏えい感知（シート材、接着剤、ステンレス鋼板、吊り下ろすロープ）
		ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射線計測（放射線計測機）	ガンマカメラ及びサーモカメラによる放射線計測（放射線計測機）	ガンマカメラ及びサーモカメラによる放射線計測（放射線計測機）	ガンマカメラ及びサーモカメラによる放射線計測（放射線計測機）	ガンマカメラ及びサーモカメラによる放射線計測（放射線計測機）	ガンマカメラ及びサーモカメラによる放射線計測（放射線計測機）	ガンマカメラ及びサーモカメラによる放射線計測（放射線計測機）
56 (1.12)	-	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）
		放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機（放射線計測機）

表1 自主対策設備を使用することによる影響評価結果

条文 番号 技術的 能力番号	自主対策設備		(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		(3) 発電所における運用リソースの消費	
	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果	検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果
1.11	-	使用済燃料ピット漏えい感知	使用済燃料ピット漏えい感知は、想定事象としては大規模漏洩等の重大事故等を起す事象への対応であり、ステンレス鋼板を使用済燃料ピット壁面に吊り下ろす設計とすることから、使用による影響はない。	使用済燃料ピット漏えい感知は、ステンレス鋼板の使用済燃料ピット壁面に吊り下ろす設計とすることから、使用による影響はない。	使用済燃料ピット漏えい感知は、ステンレス鋼板の使用済燃料ピット壁面に吊り下ろす設計とすることから、使用による影響はない。	使用済燃料ピット漏えい感知は、ステンレス鋼板の使用済燃料ピット壁面に吊り下ろす設計とすることから、使用による影響はない。	使用済燃料ピット漏えい感知は、ステンレス鋼板の使用済燃料ピット壁面に吊り下ろす設計とすることから、使用による影響はない。	使用済燃料ピット漏えい感知は、ステンレス鋼板の使用済燃料ピット壁面に吊り下ろす設計とすることから、使用による影響はない。
		ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射線計測機	ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	ガンマカメラ及びサーモカメラは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。
1.12	-	消防用シールドフェンスによる放射線への放射線計測機	消防用シールドフェンスは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	消防用シールドフェンスは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	消防用シールドフェンスは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	消防用シールドフェンスは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	消防用シールドフェンスは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	消防用シールドフェンスは、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。
		放射線計測機（放射線計測機）	放射線計測機は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	放射線計測機は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	放射線計測機は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	放射線計測機は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	放射線計測機は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	放射線計測機は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。
1.12	-	化学消防自動車及び水権付消防ポンプ自動車による危険消火	化学消防自動車及び水権付消防ポンプ自動車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	化学消防自動車及び水権付消防ポンプ自動車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	化学消防自動車及び水権付消防ポンプ自動車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	化学消防自動車及び水権付消防ポンプ自動車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	化学消防自動車及び水権付消防ポンプ自動車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	化学消防自動車及び水権付消防ポンプ自動車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。
		可搬型大流量水ポンプ車及び小型放水車による危険消火	可搬型大流量水ポンプ車及び小型放水車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	可搬型大流量水ポンプ車及び小型放水車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	可搬型大流量水ポンプ車及び小型放水車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	可搬型大流量水ポンプ車及び小型放水車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	可搬型大流量水ポンプ車及び小型放水車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。	可搬型大流量水ポンプ車及び小型放水車は、他の設備と独立して使用することから、使用による影響はない。

自主対策設備の相違  
 自主対策設備は相違  
 するが、悪影響防止  
 対策に差異はない。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 自主対策設備を使用することによる影響緩和結果

注1：機器の技術的能力が十分に発揮されたため、既述の各番号を赤字

注2：〇：影響の発生を防止するため、単に設計・運用を維持する項目  
 注3：影響の発生を防止するため、単に設計・運用を維持する項目

技術的 能力番号	自主対策設備	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討 要否 <sup>注2</sup>	検討 要否 <sup>注3</sup>	検討結果
		検討結果	検討結果	検討結果	検討結果			
1.12	大規模火災用消防自動車による消防火は、他の設備と連立して使用することから、使用による影響はない。	-	〇	・大規模火災用消防自動車は、他の設備へのアタックを阻害しないように設置すること、又は移動可能であることから、影響はない。 ・水害である消防火本体又は排水槽は地下に設置されているため、使用により地上面への浸水が生じる可能性はないことから、影響はない。 ・原水槽に備付する送水タンクは火災発現時は排水のため水害として使用することを優先するが、悪影響はない。	・大規模火災用消防自動車は、他の設備へのアタックを阻害しないように設置すること、又は移動可能であることから、影響はない。 ・水害である消防火本体又は排水槽は地下に設置されているため、使用により地上面への浸水が生じる可能性はないことから、影響はない。	〇	〇	・大規模火災用消防自動車による消防火は、他の設備と連立して使用することから、使用による影響はない。 ・水害である消防火本体又は排水槽は地下に設置されているため、使用により地上面への浸水が生じる可能性はないことから、影響はない。 ・原水槽に備付する送水タンクは火災発現時は排水のため水害として使用することを優先するが、悪影響はない。
1.13	補助給水ピペットから2次系純水タンクへの水原切替の液路は、設計基準対象施設としての設計条件で使用することから、使用による影響はない。	-	〇	・水害である2次系純水タンクの液路により、浸水が生じる可能性があるが、排水許容に限り他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、使用による悪影響はない。	・水害である2次系純水タンクの液路により、浸水が生じる可能性があるが、排水許容に限り他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、使用による悪影響はない。	〇	〇	・補助給水ピペットから2次系純水タンクへの水原切替の液路は、設計基準対象施設としての設計条件で使用することから、使用による影響はない。
1.13	2次系純水タンクを水原とした2次系補助ポンプによる補助給水ピペットへの補助	-	〇	・2次系純水タンクを水原とした2次系補助ポンプによる補助給水ピペットへの補助は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。	・水害である2次系純水タンクの液路により、浸水が生じる可能性があるが、排水許容に限り他の設備の機能に影響を及ぼさないことを確認していることから、使用による悪影響はない。	〇	〇	・2次系純水タンクを水原とした2次系補助ポンプによる補助給水ピペットへの補助は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用することから、使用による悪影響はない。
1.13	原水槽を水原とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピペットへの補助	-	〇	・原水槽を水原とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピペットへの補助は、重大事故等対処設備としての設計条件で使用することから、使用による悪影響はない。	・可搬型大型送水ポンプ車は、他の設備へのアタックを阻害しないように設置すること、又は移動可能であることから、影響はない。 ・水害である原水槽は地下に設置されており、液路により地上面への浸水が生じる可能性はないことから、影響はない。 ・原水槽に備付する送水タンクは火災発現時は排水のため水害として使用することを優先するが、悪影響はない。	〇	〇	・原水槽を水原とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピペットへの補助は、重大事故等対処設備としての設計条件で使用することから、使用による悪影響はない。
1.13	代替給水ピペットを水原とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピペットへの補助	-	〇	・代替給水ピペットを水原とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピペットへの補助は、重大事故等対処設備としての設計条件で使用することから、使用による悪影響はない。	・可搬型大型送水ポンプ車は、他の設備へのアタックを阻害しないように設置すること、又は移動可能であることから、影響はない。 ・水害である代替給水ピペットは地下に設置されており、液路により地上面への浸水が生じる可能性はないことから、影響はない。	〇	〇	・代替給水ピペットを水原とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピペットへの補助は、重大事故等対処設備としての設計条件で使用することから、使用による悪影響はない。

自主対策設備の相違  
 泊は、水の供給に関する自主対策が多いため、女川側になっている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

※1：後者の取扱い能力が前者に比べて、初期の事故発生時

※2：「O」：影響が認められるため、対応設計・運用を検討する項目  
 「-」：影響なく、対応設計・運用を検討する必要がない項目

表1 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果

技術的 能力番号	自主対策設備	(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討 要否	検討 結果	検討 要否	検討 結果
		検討 要否	検討 結果	検討 要否	検討 結果				
1.13	燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの切替え	-	燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの切替えは、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	-	水質である原子が混合水系統の設備により、海水が生じる可能性があるが、海水評価により他の設備の機器に影響を及ぼさないことを確認していることから、使用による悪影響はない。	-	燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの切替えは、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	O	燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの切替えは、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。
1.13	1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクを水源とした1次系補給水ポンプへの燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの燃料供給	-	1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクを水源とした1次系補給水ポンプへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	-	水質である原子が混合水系統の設備により、海水が生じる可能性があるが、海水評価により他の設備の機器に影響を及ぼさないことを確認していることから、使用による悪影響はない。	-	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプへの燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	O	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプへの燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。
1.13	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給	-	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	-	水質である原子が混合水系統の設備により、海水が生じる可能性があるが、海水評価により他の設備の機器に影響を及ぼさないことを確認していることから、使用による悪影響はない。	-	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	O	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。
1.13	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給	-	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	-	水質である原子が混合水系統の設備により、海水が生じる可能性があるが、海水評価により他の設備の機器に影響を及ぼさないことを確認していることから、使用による悪影響はない。	-	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。	O	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、設計基準対象設備として使用することから、使用による悪影響はない。

(3) 発電機における運用リソースの消費

燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの切替えは、必要人員を要するが、必要人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するたため、悪影響はない。

燃料取扱用ホッパーからの1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクへの切替えは、必要人員を要するが、必要人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するたため、悪影響はない。

1次系純水タンク及びほりほう燃料タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、必要人員を要するが、必要人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するたため、悪影響はない。

1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、必要人員を要するが、必要人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するたため、悪影響はない。

1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、必要人員を要するが、必要人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するたため、悪影響はない。

1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取扱用ホッパーへの燃料供給は、必要人員を要するが、必要人員を想定した手順が確立され、それに基づき対応するたため、悪影響はない。

自主対策設備の相違  
 泊は、水の供給に関する自主対策が多いため、女川欄になっている。









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果

※「○」：悪影響が認められるため、対応設計・運用・運用を検討する項目  
 「-」：悪影響がなく、対応設計・運用・運用を検討する必要がない項目

条文番号 (技術的 能力番号)	自主対策設備		(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果
	自主対策設備	検討結果	検討結果	検討結果	検討結果	検討結果		
82 (1.19)	通信連絡設備 (送受装置 (ベンチング) (警報装置を含む)、電力保安運用用電話設備、移動無線設備、高圧加入電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備 (遠方公電専用)、移動無線設備 (移動無線設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない)、無線機用ヘッドセット)	-	・送受装置 (ベンチング) (警報装置を含む)、電力保安運用用電話設備、移動無線設備、高圧加入電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備 (遠方公電専用)、移動無線設備 (移動無線設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない)。	・送受装置 (ベンチング) (警報装置を含む)、電力保安運用用電話設備、移動無線設備、高圧加入電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備 (遠方公電専用)、移動無線設備 (移動無線設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない)。	○	・社内テレビ会議システムの運用には、人員を要するが、対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響はない。		・社内テレビ会議システムの運用には、人員を要するが、対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響はない。 ・送受装置 (ベンチング) (警報装置を含む)、電力保安運用用電話設備、移動無線設備、高圧加入電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備 (遠方公電専用)、移動無線設備 (移動無線設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない)、無線機用ヘッドセット)は、悪影響を要するが、他の設備に悪影響を及ぼさない範囲で使用するため、悪影響はない。
その他	長寿安定化設備 (可搬ポンプ、可搬熱交換器、原子炉駆動機用圧力弁、ドラフトウェル)	○	・長寿安定化設備は、設備の健全性を確認した条件下で使用することから、使用による悪影響はない。	・内面を高純度材料製の容器に覆われることにより、機器周囲の放射線量が上昇する場合は、必要に応じて放射線計を設置する等の措置が実施されることから、悪影響はない。 ・長寿安定化設備は、他の設備のアクティビティを低減し、放射線量を低減すること、又は移動が可能であることから、悪影響はない。	○	・長寿安定化設備の操作に人員を要するが、必要な人員を確保した上で実施されるため、それに基づき対応することから、悪影響はない。 ・機器及び電源を要するが、他の設備に悪影響を及ぼさない範囲で使用するため、悪影響はない。		・長寿安定化設備の操作に人員を要するが、必要な人員を確保した上で実施されるため、それに基づき対応することから、悪影響はない。 ・機器及び電源を要するが、他の設備に悪影響を及ぼさない範囲で使用するため、悪影響はない。

※：機器の技術的能力番号に基づき、対応は赤字を示す

表1 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果

※「○」：悪影響が認められるため、対応設計・運用・運用を検討する項目  
 「-」：悪影響がなく、対応設計・運用・運用を検討する必要がない項目

技術的 能力番号	自主対策設備		(1) 直接的影響		(2) 間接的影響		検討 要否 <sup>※</sup>	検討結果
	自主対策設備	検討結果	検討結果	検討結果	検討結果	検討結果		
1.17	モニタリングポスト 及びモニタリング ターミネーション の電源回 路	-	・モニタリングポスト及びモニタリングターミネーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、他の設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない。	・モニタリングポスト及びモニタリングターミネーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、他の設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない。	-	・モニタリングポスト及びモニタリングターミネーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、操作が必要なことから、運用リソースの消費はない。		・モニタリングポスト及びモニタリングターミネーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、操作が必要なことから、運用リソースの消費はない。
1.19	発電所内の通信連絡	-	・運転指令設備、電力保安運用用電話設備、移動無線設備は、他の設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない。	・運転指令設備、電力保安運用用電話設備、移動無線設備は、他の設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない。	○	・社内テレビ会議システムの運用には、人員を要するが、対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響はない。		・運転指令設備、電力保安運用用電話設備、移動無線設備は、他の設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない。 ・社内テレビ会議システムの運用には、人員を要するが、対応可能な範囲内で操作を行うため、悪影響はない。
1.19	発電所外の通信連絡	-	・加入電話設備、専用電話設備、機密電話、電力保安運用用電話設備、社内テレビ会議システムは、他の設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない。	・加入電話設備、専用電話設備、機密電話、電力保安運用用電話設備、社内テレビ会議システムは、他の設備と兼立して使用することから、使用による悪影響はない。	○	・加入電話設備、専用電話設備、機密電話、電力保安運用用電話設備、社内テレビ会議システムは、電源を要するが、他の設備に悪影響を及ぼさない範囲で使用するため、悪影響はない。		・加入電話設備、専用電話設備、機密電話、電力保安運用用電話設備、社内テレビ会議システムは、電源を要するが、他の設備に悪影響を及ぼさない範囲で使用するため、悪影響はない。
その他	仮設格納容器スプレイ 用噴霧設備 (仮設 代格納容器スプレ イポンプ、仮設ポン プ)	○	・仮設格納容器スプレイ用噴霧設備は、設備の健全性を確認した条件下で使用することから、使用による悪影響はない。	・仮設格納容器スプレイ用噴霧設備は、他の設備のアクティビティを低減しないように調整すること、又は移動が可能であることから、悪影響はない。	○	・仮設格納容器スプレイ用噴霧設備の操作に人員を要するが、必要な人員を確保した上で実施されるため、それに基づき対応することから、悪影響はない。		・仮設格納容器スプレイ用噴霧設備の操作に人員を要するが、必要な人員を確保した上で実施されるため、それに基づき対応することから、悪影響はない。 ・仮設格納容器スプレイ用噴霧設備には、燃料及び電源を要するが、他の設備に悪影響を及ぼさないよう必要な燃料及び電源を確保できる場合のみ使用する。

自主対策設備の相違  
 自主対策設備は相違  
 するが、悪影響防止  
 対策に差異はない。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA44H-9 r.5.0
提出年月日	令和5年10月31日

## 泊発電所3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表

44条

令和5年10月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

**【適合性一覧表の相違箇所について】**

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

**【関連資料の相違箇所について】**

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(単号炉申請であり共用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p><b>【共通（資料構成の変更）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。                  （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠                  （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図                  「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。                  「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</li> <li>・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。</li> <li>・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【配置図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。                  配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</li> <li>・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。</li> <li>・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。</li> <li>・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。                  また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</li> </ul> <p><b>【試験検査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。</li> <li>・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。</li> </ul> <p><b>【系統図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。                  なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。</li> </ul> <p><b>【容量設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。</li> <li>・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。</li> </ul> <p><b>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。</li> </ul>		



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>44-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目 備考 （備考欄に記述がない場合は、 本表の記載内容に準じて記載）	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

44-1-3

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	制動棒クラス	種別 区分	関連資料
1	原子伊格納装置 (有効に機能を発揮する)	A	1 補足説明資料144-2 配線図
2	対象外(海水を漏水しない) (機能が損なわれない)	-	-
3	対象外 (周辺機器等からの影響により機能が変更おそわれない)	-	2
4	計測制御設備 (機能・性能の確認(動作確認)が可能)	J	3 補足説明資料144-3 試験・検査 説明資料
5	【原子伊緊急停止】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B、B	4 補足説明資料144-4 系統図
6	【手動による原子伊緊急停止】 DBと同じ系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A、d	5 補足説明資料144-4 系統図
7	相気、海水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
8	対象外 (共用しない)	-	-
9	【手動による原子伊緊急停止】 防止設備/対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	-	-
10	対象外(サポート系なし)	-	-









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉		備考
	項目	内容	項目	内容	
1	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	
2	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	
3	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	
4	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	
5	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	
6	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	
7	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	
8	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	適合性	相違理由
1	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
2	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
3	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
4	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
5	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
6	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
7	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
8	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	
9	緊急停止失敗時の緊急停止	適合	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉	
	項目	取組	項目	取組
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	泊発電所3号炉		適合性	関連資料	
	項目	取組			
①	シャーン動補助給水ポンプ	種類構成・設置 （圧力/屋外の天候 に耐性）	C/F以外の屋内-その他 （原子炉隔壁）	B, D	① 補足説明資料144-2 配置図
		設置	（有効に機能を発揮する）	-	-
		配管	対象外（海水を漏水しない）	/	[補足説明資料144-4 系統図]
		電磁波	（機能が損なわれない）	-	-
		周辺機器からの影響	（周辺機器等からの影響により機能が変更おそれがない）	-	-
		操作性	【原子炉出力抑制（手動）】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	B	-
		試験・検査 （機能性、系統構 成、外部入力）	ポンプ （機能・性能及び調定）の確認が可能 （分群が可能）	A	③ 補足説明資料144-3 試験・検査 説明資料
		取り替え性	【原子炉出力抑制（自動）、（手動）】 即施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 （即施設と同じ系統構成で使用）	B, B	④ 補足説明資料144-4 系統図
		新規設計	【原子炉出力抑制（自動、手動）】 即と見系統構成 （設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成）	A, d	⑤ 補足説明資料144-4 系統図
既設計	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-		
その他(取替物)	対象外	/	-		
②	稼働場所	中央制御室操作 （操作は中央制御室で可能）	B	⑥ -	
		【原子炉出力抑制（自動）、（手動）】 即設備の容量等が十分 （即設備と同じ仕様で設計）	A	⑦ -	
③	共用の禁止	（共用しない）	-	-	
		【原子炉出力抑制（自動）】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分散）	A, x	⑧ 補足説明資料144-2 配置図	
④	シャーン動補助給水ポンプ	【原子炉出力抑制（手動）】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分散）	A, x	⑧ 補足説明資料144-2 配置図	
		対象外（サポート系なし）	/	-	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）		項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）		項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）		項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）		項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	
	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）	項目 備考 （備考欄にない項目は当該項目を 参照することとする。）
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	適合性	関連資料
1	主蒸気発生炉	適合	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	
9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	適合	

相違理由

















赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目 可 修 性	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	項目 可 修 性	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由		
項目 可 修 性	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	項目 可 修 性	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

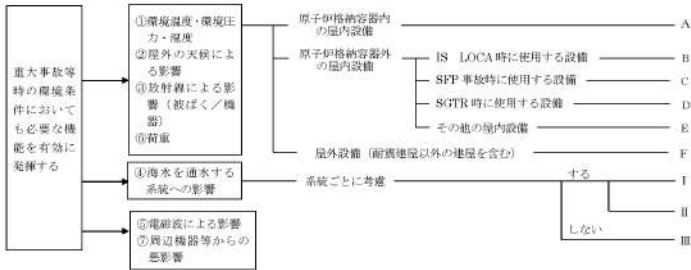
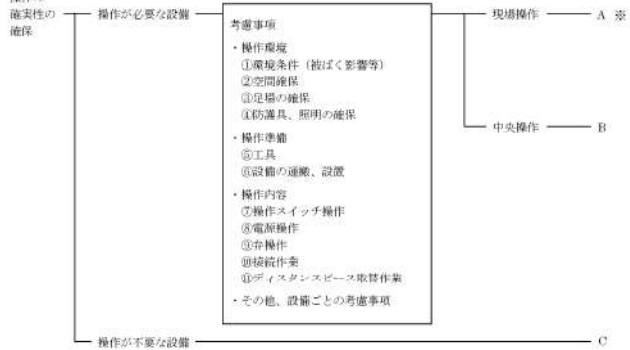
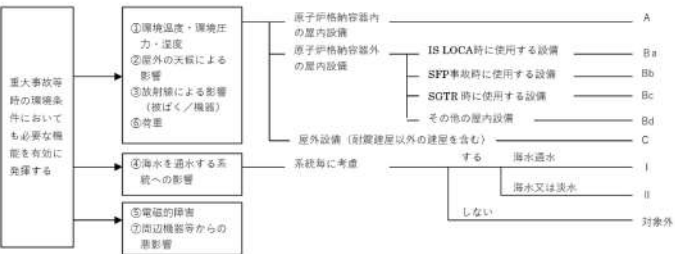

大飯発電所3/4号炉	
項目	備考
1	緊急停止失敗時の発生
2	緊急停止失敗時の発生
3	緊急停止失敗時の発生
4	緊急停止失敗時の発生
5	緊急停止失敗時の発生
6	緊急停止失敗時の発生
7	緊急停止失敗時の発生
8	緊急停止失敗時の発生

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	再生熱交換器	
2	原子伊格納装置	① [補足説明資料]44-2 配管図
3	対象外 (操作不要)	②
4	【ほうげん水注入】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	④ [補足説明資料]44-4 系統図
5	【ほうげん水注入】 DBと同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
6	対象外 (操作不要)	⑥
7	対象外(流路)	⑦
8	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	⑧
9	対象外(ケーブルなし)	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

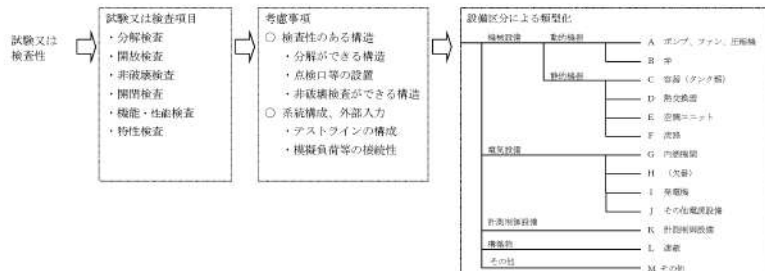

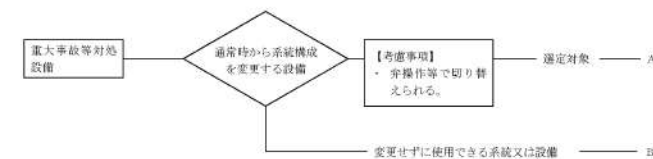
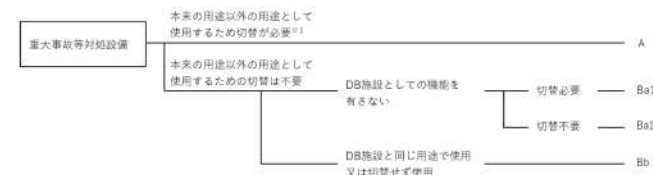
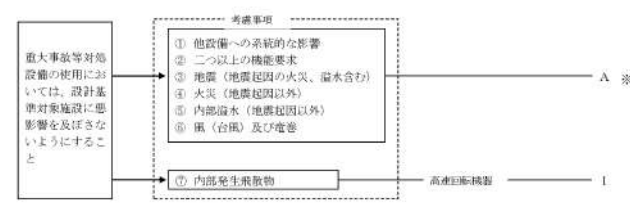
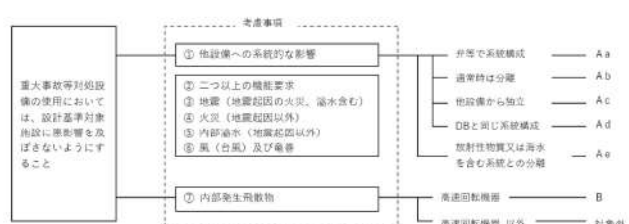
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を透過する系統については、I：通常時に海水を透過する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。          (例：A①、A②、A③等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号                      試験又は検査性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号                      試験又は検査性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号                      切り替え性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号                      切り替え性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号                      重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A③等)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号                      重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

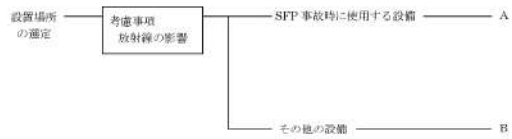
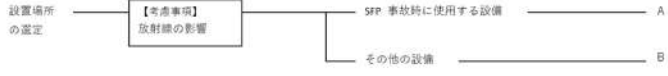

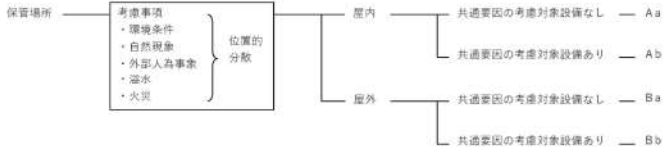
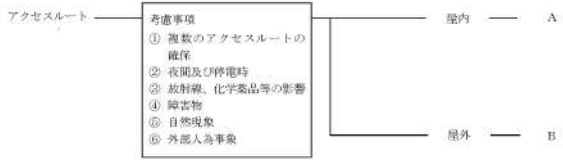

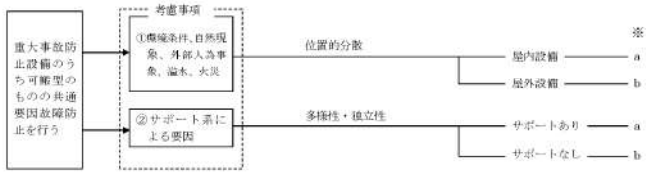
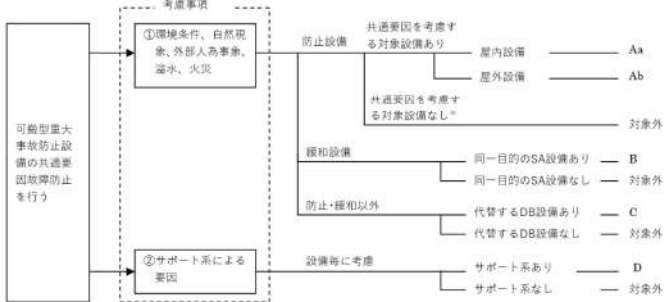
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-2 配置図 3号炉</p>	<p>44-2 配置図</p>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>■記載方針の相違                      (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1358" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1369 860 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>		

44-2-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="407 1364 873 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1404" style="text-align: right;">                     44-2-3                 </div>	<div data-bbox="1086 199 1937 1396"> <p>原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋 電気建屋</p> <p>周辺補強棟 原子炉格納容器 原子炉格納容器</p> <p>T.P. 10.3 m</p> <p>原子炉補助建屋水ポンプ 原子炉補助建屋水ポンプ 原子炉補助建屋水ポンプ</p> <p>A-蒸気ポンプ B-蒸気ポンプ C-蒸気ポンプ</p> </div>	<div data-bbox="1971 199 2128 295"> <p>■記載方針の相違                      (女川審査実績の反映)</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 365px;"></div> <div data-bbox="403 1364 869 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-4</div>	<div data-bbox="1064 215 1915 1204" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1971 199 2128 295" style="text-align: center; color: blue;"> <p>■記載方針の相違                      (女川審査実績の反映)</p> </div>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 199 1010 1358" style="border: 2px solid black; height: 726px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="427 1366 887 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     44-2-5                 </div>	<div data-bbox="1093 228 1883 1374" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1977 205 2123 293" style="color: blue;"> <p>■記載方針の相違                      （女川審査実績の反映）</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1358" style="border: 2px solid black; height: 726px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="421 1369 880 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-6</div>	<div data-bbox="1093 225 1825 1342" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1899 347 1928 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">T.P., P4.80</div>	<div data-bbox="1977 204 2123 296" style="color: blue;"> <p>■記載方針の相違                      （女川審査実績の反映）</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 204 1008 1361" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="416 1366 875 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-7</div>	<div data-bbox="1081 220 1937 1412" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1977 209 2123 296" style="color: blue;"> <p>■記載方針の相違                      (女川審査実績の反映)</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="403 1364 873 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>		<p>■記載方針の相違                      (女川審査実績の反映)</p>

44-2-8



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="412 1369 875 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div> <div data-bbox="958 1382 1016 1401" style="text-align: right; margin-top: 10px;">44-2-9</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="185 196 1008 1361" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="427 1366 898 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     44-2-10                 </div>		<div data-bbox="1977 204 2123 295" style="color: blue;"> <p>■記載方針の相違                      (女川審査実績の反映)</p> </div>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>44-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	突換機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	検査名	備考 (1)中(2)は既設設備の相違
C高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジ)	高		
		3.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジ)	高		
		1.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
加圧器	3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器送水弁	3PCV-452A	1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動制御	3PCV-452B	1.副取品検査 (特性品検査)	高		
		1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
加圧器送水弁電動制御	3PCV-452B	1.副取品検査	高		
		2.副取品検査	高		
		4.分解品検査 (特性品検査)	高		

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	突換機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	検査名	備考 (1)中(2)は既設設備の相違
C高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジ)	高		
		3.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジ)	高		
		1.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
加圧器	3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器送水弁	3PCV-452A	1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動制御	3PCV-452B	1.副取品検査 (特性品検査)	高		
		1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
加圧器送水弁電動制御	3PCV-452B	1.副取品検査	高		
		2.副取品検査	高		
		4.分解品検査 (特性品検査)	高		

別紙1-15(1)

機器又は系統名	突換機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の要度又は保形式	検査名	備考 (1)中(2)は既設設備の相違
C高気圧蒸気発生器	3,382本 1次側 22次側 マンホール 3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジ)	高		
		3.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
		1.手戻確認検査	高	高気圧蒸気発生器管轄設備検査	
		1.副取品検査	高	1次系部交換器検査	
		1.副取品検査	高		
		2.副取品検査 (スラッジランジ)	高		
		1.副取品検査 (ガスケット取替他)	高		
加圧器	3階 RC-065 3W-RC-048 3W-RC-047	1.運転・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器安全弁分解検査	
加圧器送水弁	3PCV-452A	1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
		3.分解品検査	高	加圧器送水弁分解検査	
加圧器送水弁電動制御	3PCV-452B	1.副取品検査 (特性品検査)	高		
		1.運転・性能試験 (運転部含む)	高	加圧器送水弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器送水弁漏えい検査	
加圧器送水弁電動制御	3PCV-452B	1.副取品検査	高		
		2.副取品検査	高		
		4.分解品検査 (特性品検査)	高		

別紙1-6

試原-15



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁機能検査                      要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁機能検査                      要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 228 992 1310" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1321 837 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1329 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査                      要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 1003 1316" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="385 1329 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1146 288 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 641px; width: 324px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1334 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器逃がし弁分解検査                      要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器逃がし弁分解検査                      要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 217 987 1318" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 335px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1334 824 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1149 288 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 641px; width: 321px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実称名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	使装名	備考 (1)中の設備は既設設備技術)
C高気圧蒸器	圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール 圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール	1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧力監視装置	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検	高	13M		
		2.副点検	高	13M		
		3.副点検	高	13M		
		1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧力監視装置	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検	高	13M		
		2.副点検	高	13M		
		3.副点検	高	13M		
加圧器	3階 RC-565 3W-RC-565 3W-RC-567 3階CV-452A	1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器安全弁分拆検査	加圧器安全弁分拆検査	
		1.事前・性能試験 (運転前点検)	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		
		1.事前・性能試験 (特性点検)	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
加圧器漏れ弁調整部	3階CV-452B	1.事前・性能試験	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		

比較のため前項より転記

別紙1-13/30

機器又は系統名	実称名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	使装名	備考 (1)中の設備は既設設備技術)
C高気圧蒸器	圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール 圧熱管 3.382本 1次側 22次側 マンホール	1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧力監視装置	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検	高	13M		
		2.副点検	高	13M		
		3.副点検	高	13M		
		1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧力監視装置	
		1.副点検	高	13M	1次系部交換試験	
		1.副点検	高	13M		
		2.副点検	高	13M		
		3.副点検	高	13M		
加圧器	3階 RC-565 3W-RC-565 3W-RC-567 3階CV-452A	1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁調整検査	加圧器安全弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器安全弁漏えい検査	加圧器安全弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器安全弁分拆検査	加圧器安全弁分拆検査	
		1.事前・性能試験 (運転前点検)	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		
		1.事前・性能試験 (特性点検)	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
加圧器漏れ弁調整部	3階CV-452B	1.事前・性能試験	高	加圧器漏れ弁調整検査	加圧器漏れ弁調整検査	
		2.漏えい試験	高	加圧器漏れ弁漏えい検査	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分拆点検	高	加圧器漏れ弁分拆検査	加圧器漏れ弁分拆検査	
		1.分拆点検	高	26M		
		2.副点検	高	13M		

別紙1-8

別紙-22



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器安全弁機能検査                      要領書番号：O3-16-111</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器安全弁機能検査                      要領書番号：HT3-8</p> <p style="text-align: right;">試-原-23</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 240 996 1307" style="border: 2px solid black; height: 668px; width: 341px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="387 1321 853 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1149 288 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 641px; width: 321px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。</li> <li>・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器安全弁漏えい検査                      要領書番号：O3-16-112</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器安全弁漏えい検査                      要領書番号：HT3-9</p> <p style="text-align: right;">試原-25</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 987 1300" style="border: 2px solid black; height: 667px; width: 333px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="378 1305 846 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。</li> <li>・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：加圧器安全弁分解検査                      要領書番号：O3-16-113</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：加圧器安全弁分解検査                      要領書番号：HT3-10</p> <p style="text-align: right;">試-原-27</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="230 248 987 1305" style="border: 2px solid black; height: 662px; width: 338px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1315 844 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 287 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
機器又は系統名	実性能(機器名)	危険及び試験の項目	保安方式又は制度	検査名	備考 (○)中に使用する 設備記号を付す		
C系気源生器	圧縮機 3.382本 13次機	1.非破壊試験	高	20M	圧縮機生器圧縮機本体検査		
	2次機	1.開点試験	高	13M	1次系圧交換器検査		
	マンホール	1.開点試験 2.閉鎖点検 (カスケード取替地)	高	13M			
	D系気源生器	圧縮機 3.382本 13次機	1.非破壊試験	高	20M	気源生器圧縮機本体検査	
		2次機	1.開点試験	高	13M	1次系圧交換器検査	
	加圧器	マンホール	1.開点試験 2.閉鎖点検 (カスケード取替地)	高	13M		
		3層 RC-065 3W-RC-064 3W-RC-067	1.試験・性能試験 2.漏えい試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査	
	加圧器送がし弁	3PCV-452A	1.試験・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	加圧器送がし弁漏えい検査	
		3PCV-452B	2.漏えい試験 3.分拆点検	高	20M	加圧器送がし弁分拆検査	
	加圧器送がし弁電磁部		1.分拆点検	高	20M		
		2.閉鎖点検 (特性点検)	高	13M			

別紙1-6

図原-1-31-20

比較のため前項より転記

図原-29



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査                      要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="472 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1733 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設                      原子炉格納施設                      検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編]                      要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違                      ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名 [主蒸気・主給水設備]	実機名(機器名) 原子炉冷却系統高圧二次冷却回路のポンプ その他機器	点検及び試験の項目 1.分解品点検 2.分解品点検	保全の 重要度 高	検査名
	20台		高	
	3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.運転・性能試験 1.漏れ試験	高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	2.分解品点検	高	
	4機	1.運転・性能試験 (運転時点検) 1.漏れ試験	高	主蒸気安全弁漏れ検査
	3POV-3610 3POV-3620 3POV-3630 3POV-3640	2.分解品点検	高	
	主蒸気減圧弁		高	
	4機	1.運転・性能試験 (運転時点検) 1.分解品点検	高	主蒸気減圧弁機能検査
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	2.漏れ点検 (物理点検) 1.分解品点検	高	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査
	主蒸気減圧弁駆動部		高	
	4機	1.分解品点検 (物理点検)	高	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名 [主蒸気・主給水設備]	実機名(機器名) 原子炉冷却系統高圧二次冷却回路のポンプ その他機器	点検及び試験の項目 1.分解品点検 2.分解品点検	保全の 重要度 高	検査名
	20台		高	
	3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.運転・性能試験 1.漏れ試験	高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	2.分解品点検	高	
	4機	1.運転・性能試験 (運転時点検) 1.漏れ試験	高	主蒸気安全弁漏れ検査
	3POV-3610 3POV-3620 3POV-3630 3POV-3640	2.分解品点検	高	
	主蒸気減圧弁		高	
	4機	1.運転・性能試験 (運転時点検) 1.分解品点検	高	主蒸気減圧弁機能検査
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	2.漏れ点検 (物理点検) 1.分解品点検	高	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査
	主蒸気減圧弁駆動部		高	
	4機	1.分解品点検 (物理点検)	高	

別紙1-10(3)

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名
原子炉冷却系統高圧二次冷却回路のポンプ	20台	1.運転・性能試験 1.漏れ試験	高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
A, C系	3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	2.分解品点検	高	
主蒸気減圧弁	4機	1.運転・性能試験 (運転時点検) 1.漏れ試験	高	主蒸気安全弁漏れ検査
主蒸気減圧弁駆動部	4機	1.運転・性能試験 (運転時点検) 1.分解品点検	高	主蒸気減圧弁機能検査
2次系弁検査	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	2.漏れ点検 (物理点検) 1.分解品点検	高	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査

別紙1-10

試原-38

保全計画の相違  
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。  
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれ関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。  
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：主蒸気隔離弁機能検査                      要領書番号：O3-16-122</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：主蒸気隔離弁機能検査                      要領書番号：HT3-29</p> <p style="text-align: right;">試-原-39</p>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料-6</p> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      蒸気タービンの附属設備                      検査名：2次系弁検査 (3/3) [機械編]                      要領書番号：O3-16-351</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      計測制御系統設備                      原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系弁検査                      要領書番号：HT3-84</p> <p style="text-align: right;">試-原-41</p>	<p>保全計画の相違                      ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について、設定した定期事業者検査の要領書にて試験検査実績のある設備であることを示すことに相違はない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="226 236 996 1326" style="border: 2px solid black; height: 683px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1337 842 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1160 288 1861 1281" style="border: 2px solid black; height: 622px; width: 313px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1424 1286 1854 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。</li> <li>・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 288 949 1291" style="border: 2px solid black; height: 628px; width: 318px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="356 1294 819 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1146 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：主蒸気逃がし弁機能検査                      要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：主蒸気逃がし弁機能検査                      要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試-原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試-原-46</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1329 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
機組又は系統名	実機名(機組名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	備考 (○印は適用する設備部技術)
原子炉冷却系駆動設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系駆動設備(一次冷却回路のポンプ) その他の機組	1. 分解品検査 2. 分解品検査	保安方式又は程度 13M~104M	
	主蒸気安全弁	1. 動作・性能試験 1. 漏れ試験	高 13M~95M	
	3V-MS-326B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-326D 3V-MS-327D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D	1. 動作・性能試験 1. 漏れ試験	高 1F 高 B	主蒸気安全弁漏れ検査 主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C 系 3V-MS-326A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-330A 3V-MS-326C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	1. 動作・性能試験 1. 漏れ試験	高 B	主蒸気安全弁漏れ検査
	主蒸気冷却弁	1. 動作・性能試験 (動作部含む) 1. 漏れ試験	高 1F 高 B	主蒸気冷却弁漏れ検査 主蒸気冷却弁漏れ検査
	3PCV-3610 3PCV-3620 3PCV-3630 3PCV-3640	1. 動作・性能試験 2. 分解品検査	高 13M	
	主蒸気冷却弁駆動部	1. 分解品検査	高 52M	
	4 個	2. 動作・性能試験 (物性品検査) 1. 動作・性能試験 (動作部含む)	高 13M	
	主蒸気隔離弁	1. 動作・性能試験 1. 分解品検査	高 1F 高 39M	主蒸気隔離弁漏れ検査
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	2. 動作・性能試験 (物性品検査)	高 30M 高 39M 高 39M 高 39M	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査
	主蒸気隔離弁駆動部	1. 分解品検査	高 39M	
	4 個	2. 動作・性能試験 (物性品検査)	高 13M	

備考-1, 3, 7, 20

機組又は系統名	実機名(機組名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	備考 (○印は適用する設備部技術)
原子炉冷却系駆動設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系駆動設備(一次冷却回路のポンプ) その他の機組	1. 分解品検査 2. 分解品検査	保安方式又は程度 13M~104M	
	主蒸気安全弁	1. 動作・性能試験 1. 漏れ試験	高 13M~95M	
	3V-MS-326B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-326D 3V-MS-327D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D	1. 動作・性能試験 1. 漏れ試験	高 1F 高 B	主蒸気安全弁漏れ検査 主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C 系 3V-MS-326A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-330A 3V-MS-326C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	1. 動作・性能試験 1. 漏れ試験	高 B	主蒸気安全弁漏れ検査
	主蒸気冷却弁	1. 動作・性能試験 (動作部含む) 1. 漏れ試験	高 1F 高 B	主蒸気冷却弁漏れ検査 主蒸気冷却弁漏れ検査
	3PCV-3610 3PCV-3620 3PCV-3630 3PCV-3640	1. 動作・性能試験 2. 分解品検査	高 13M	
	主蒸気冷却弁駆動部	1. 分解品検査	高 52M	
	4 個	2. 動作・性能試験 (物性品検査) 1. 動作・性能試験 (動作部含む)	高 13M	
	主蒸気隔離弁	1. 動作・性能試験 1. 分解品検査	高 1F 高 39M	主蒸気隔離弁漏れ検査
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	2. 動作・性能試験 (物性品検査)	高 30M 高 39M 高 39M 高 39M	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査
	主蒸気隔離弁駆動部	1. 分解品検査	高 39M	
	4 個	2. 動作・性能試験 (物性品検査)	高 13M	

別紙1-9

試原-49

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は検査高度	検査名	備考 (○印は適用する設備試験技術)
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統設備(一次冷却回路のポンプ) その他機器	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 13M~104M		
	主蒸気安全弁	20目 D系 3V-MS-328B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-329D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D A, C系 3V-MS-328A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-328C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	高 1F 高 B 高 26M 高 B	主蒸気安全弁駆動検査 主蒸気安全弁漏れ検査	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	1. 漏れ・性能試験 (機器部含む)	高 1F	主蒸気安全弁駆動検査	
	主蒸気安全弁駆動部	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 13M	主蒸気安全弁漏れ検査	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	1. 漏れ・性能試験 (機器部含む)	高 13M	主蒸気安全弁駆動検査	
	主蒸気安全弁駆動部	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 52M 高 13M	主蒸気安全弁漏れ検査	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	1. 漏れ・性能試験 (機器部含む)	高 1F	主蒸気安全弁駆動検査	
	主蒸気安全弁駆動部	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 39M 高 39M 高 39M 高 39M 高 13M	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査	

比較のため前項より転記

別紙1-10(3)

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は検査高度	検査名	備考 (○印は適用する設備試験技術)
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統設備(一次冷却回路のポンプ) その他機器	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 13M~104M		
	主蒸気安全弁	20目 D系 3V-MS-328B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-329D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D A, C系 3V-MS-328A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-328C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	高 1F 高 B 高 26M 高 B	主蒸気安全弁駆動検査 主蒸気安全弁漏れ検査	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	1. 漏れ・性能試験 (機器部含む)	高 1F	主蒸気安全弁駆動検査	
	主蒸気安全弁駆動部	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 13M	主蒸気安全弁漏れ検査	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	1. 漏れ・性能試験 (機器部含む)	高 13M	主蒸気安全弁駆動検査	
	主蒸気安全弁駆動部	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 52M 高 13M	主蒸気安全弁漏れ検査	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	1. 漏れ・性能試験 (機器部含む)	高 1F	主蒸気安全弁駆動検査	
	主蒸気安全弁駆動部	2. 分解品検査 1. 漏れ試験	高 39M 高 39M 高 39M 高 39M 高 13M	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査	

別紙1-10

試原-50



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：主蒸気安全弁機能検査                      要領書番号：O3-16-118</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：主蒸気安全弁機能検査                      要領書番号：HT3-25</p> <p style="text-align: right;">試-原-51</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 220 994 1302" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1316 833 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1146 284 1877 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。</li> <li>・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：主蒸気安全弁漏えい検査                      要領書番号：O3-16-119</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：主蒸気安全弁漏えい検査                      要領書番号：HT3-26</p> <p style="text-align: right;">試-原-53</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 95%; height: 95%;"></div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 95%; height: 95%;"></div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象 SA 設備を示すことに相違はない。</li> <li>・大飯にて記載している試験検査系統の構成・弁状態については、泊では要領書手順にて記載している内容である。試験検査系統を示すことで主蒸気逃がし弁漏えい検査が可能であることを示すことに相違はない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 284 947 1289" style="border: 2px solid black; height: 630px; width: 318px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1294 819 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1153 290 1865 1305" style="border: 2px solid black; height: 636px; width: 318px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1429 1315 1865 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                      prefix-3-PAGE                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 279 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1422 1316 1870 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1321 1868 1361" style="font-size: small;">                     □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                      prefix-3-PAGE                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験検査に係る資料の充実化</li> <li>・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。</li> </ul>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系機能検査（1/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系機能検査                      要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違                      ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 285 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>保安計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</li> </ul>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	突触機(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は制度	検査名	備考 (○)中に使用する設備記号は付)
	日昇7高圧給水関係器	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧装置検査	
	グラウンド蒸気減圧器	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気装置検査	
	給水・排水系 [蒸気タービン]は閉鎖する [蒸気タービン]及び汽水設備 並びに給水配管設備]	1.運転・性能試験 (ポンプ・電動機等) 1.運転・性能試験 (ポンプ・電動機等) 2.非感電試験 (ポンプ・電動機等) 3.漏えい試験 (ポンプ・電動機等)	電 電 電	1F 1F	蒸気タービン附属設備検査 補助給水系統検査	
	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (油清油入替他) 4.緊急点検 (油清油入替他)	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機診断:3M)	
	B.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (油清油入替他) 4.緊急点検 (油清油入替他)	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機診断:3M)	
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (タービン)	電 電	B	2次系ポンプ駆動検査 (補助診断:3M)	
	A.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (タービン) 3.緊急点検 (ポンプ)	高 高 高	B 52M 20M	2次系ポンプ駆動検査 (補助診断:3M)	
	B.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (タービン) 3.緊急点検 (ポンプ)	高 高 高	B 52M 20M	2次系ポンプ分解検査	

大飯発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	突触機(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は制度	検査名	備考 (○)中に使用する設備記号は付)
	日昇7高圧給水関係器	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧装置検査	
	グラウンド蒸気減圧器	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気装置検査	
	給水・排水系 [蒸気タービン]は閉鎖する [蒸気タービン]及び汽水設備 並びに給水配管設備]	1.運転・性能試験 (ポンプ・電動機等) 1.運転・性能試験 (ポンプ・電動機等) 2.非感電試験 (ポンプ・電動機等) 3.漏えい試験 (ポンプ・電動機等)	電 電 電	1F 1F	蒸気タービン附属設備検査 補助給水系統検査	
	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (油清油入替他) 4.緊急点検 (油清油入替他)	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機診断:3M)	
	B.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.緊急点検 (油清油入替他) 4.緊急点検 (油清油入替他)	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査 (電動機診断:3M)	
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (タービン)	電 電	B	2次系ポンプ駆動検査 (補助診断:3M)	
	A.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (タービン) 3.緊急点検 (ポンプ)	高 高 高	B 52M 20M	2次系ポンプ駆動検査 (補助診断:3M)	
	B.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.運転・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (タービン) 3.緊急点検 (ポンプ)	高 高 高	B 52M 20M	2次系ポンプ分解検査	

保全計画の相違  
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。  
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。  
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	備考 (○)中に使用する 設備記号(注)	
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備]	日東7高圧給水配管設備	1.開断点検	高	130M	2次系蒸気設備検査		
		2.非感電試験	高	130M			
		3.漏えい試験	高	130M			
		1.開断点検	高	65M	2次系蒸気設備検査		
		2.非感電試験	高	130M			
		3.漏えい試験	高	65M			
		1.運転・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備稼働検査		
		1.運転・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統 運転・性能試験、自動操、弁、 弁電動機等を含む。		
		A.電動補助給水ポンプ/電動機	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)	
		B.電動機	高	78M			
日電動補助給水ポンプ/電動機	日電動補助給水ポンプ/電動機	2.分解点検 (電動機)	高	20M			
		3.緊急高検 (制御油入替他)	高	20M			
		4.緊急高検 (潤滑油入替他)	高	20M			
		1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)	
		2.分解点検 (電動機)	高	78M			
		3.緊急高検 (制御油入替他)	高	20M			
		4.緊急高検 (潤滑油入替他)	高	20M			
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ稼働検査	(稼働診断:3M)	
		2.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査		
		3.分解点検 (タービン)	高	20M			
A.タービン部主給水ポンプ/タービン	高	B	2次系ポンプ稼働検査				
B.タービン部主給水ポンプ/タービン	高	32M					
3.分解点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査				

比較のため前項より転記

図付2-1-142-101

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	安全の重要性	保安方式又は制度	検査名	備考 (○)中に使用する 設備記号(注)	
高圧タービン [蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備]	日東7高圧給水配管設備	1.開断点検	高	130M	2次系蒸気設備検査		
		2.非感電試験	高	130M			
		3.漏えい試験	高	130M			
		1.開断点検	高	65M	2次系蒸気設備検査		
		2.非感電試験	高	130M			
		3.漏えい試験	高	65M			
		1.運転・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備稼働検査		
		1.運転・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統 運転・性能試験、自動操、弁、 弁電動機等を含む。		
		A.電動補助給水ポンプ/電動機	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)	
		B.電動機	高	78M			
日電動補助給水ポンプ/電動機	日電動補助給水ポンプ/電動機	2.分解点検 (電動機)	高	20M			
		3.緊急高検 (制御油入替他)	高	20M			
		4.緊急高検 (潤滑油入替他)	高	20M			
		1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)	
		2.分解点検 (電動機)	高	78M			
		3.緊急高検 (制御油入替他)	高	20M			
		4.緊急高検 (潤滑油入替他)	高	20M			
		1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ稼働検査	(稼働診断:3M)	
		2.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査		
		3.分解点検 (タービン)	高	20M			
A.タービン部主給水ポンプ/タービン	高	B	2次系ポンプ稼働検査				
B.タービン部主給水ポンプ/タービン	高	32M					
3.分解点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査				

図付2-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）                      検査名：補助給水系機能検査（2/2）                      要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備                      検査名：補助給水系機能検査                      要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      蒸気タービンの附属設備                      検 査 名：2次系ポンプ機能検査                      要領書番号：O3-13-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第1保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      蒸気タービン                      検 査 名：2次系ポンプ機能検査                      要領書番号：HT3-121</p> <p style="text-align: center;">prefix-3-PAGE</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1241" style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1424 1262 1872 1286" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1473 1342 1592 1366" style="text-align: center;">prefix-3-PAGE</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。</li> <li>・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      （蒸気タービンの附属設備）                      検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第1保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      （蒸気タービン附属設備）                      検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査                      要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試-原-62</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1727 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	<div data-bbox="1149 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1742 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1318 1865 1358" style="font-size: small;">                     □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                      prefix-3-PAGE                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験検査に係る資料の充実化</li> <li>・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設                      検査名：ほう酸ポンプ機能検査                      要領書番号：O3-16-136</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備                      検査名：ほう酸ポンプ機能検査                      要領書番号：HT3-19</p> <p style="text-align: right;">試原-114</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="217 256 1010 612" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="371 1326 837 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1149 284 1874 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊のほう酸ポンプ機能検査の定期事業者検査要領書では、試験対象設備がほう酸ポンプであることが自明であるため、検査対象機器一覧を作成していないが、検査対象機器一覧は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。</li> <li>・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備                      検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査                      要領書番号：O3-13-31</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備                      検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査                      要領書番号：HT3-31</p> <p style="text-align: center;">-1-</p> <p style="text-align: right;">試-原-116</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 239 996 1300" style="border: 2px solid black; height: 665px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1332 824 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1142 287 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1254 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      計測制御系統設備                      燃料設備                      放射線管理設備                      廃棄設備                      原子炉格納施設                      蒸気タービンの附属設備</p> <p>検 査 名：1次系弁検査 (3/4) 【機械一般弁編】                      要領書番号：O3-15-73</p>		<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違により、泊では1次系弁検査の定期事業者検査要領書について、大飯のように機械一般弁編と電気編に分割しておおらず、駆動部も含めて1次系弁検査として要領書を作成している。(後掲の大飯の電気編の要領書と比較している)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 248 1012 890" style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 360px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="353 1299 815 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違により、泊では1次系弁検査の定期事業者検査要領書について、大飯のように機械一般弁編と電気編に分割しておおらず、駆動部も含めて1次系弁検査として要領書を作成している。（後掲の大飯の電気編の要領書と比較している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第13回                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      計測制御系統設備                      燃料設備                      放射線管理設備                      廃棄設備                      原子炉格納施設                      蒸気タービンの附属設備                      検 査 名：1次系弁検査（1/3）〔電気編〕                      要領書番号：03-13-84</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所                      3号機 第2保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備                      計測制御系統設備                      原子炉格納施設</p> <p>検 査 名：1次系弁検査                      要領書番号：HT3-84</p>	<p style="text-align: center;">試-原-119</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 236 1014 762" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="369 1329 835 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。</li> <li>・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="244 288 947 1286" style="border: 2px solid black; height: 625px; width: 314px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="365 1329 831 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1142 280 1877 1316" style="border: 2px solid black; height: 649px; width: 328px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由		
機器又は系統名 【注】別添係数表 【注】別添注入機器を有する 設備】	突換機（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	使点名	備考 （1）印は適用する 設備（注） B*：ポンプ停止は運転設備の分相 成俣にあわせて実施 （操動診断：3M） B*：ポンプ停止は運転設備の分相 成俣にあわせて実施 （操動診断：3M） B*：ポンプ停止は運転設備の分相 成俣にあわせて実施 （操動診断：3M） 先行実施 B*：ポンプ停止は運転設備の分相 成俣にあわせて実施 （操動診断：3M） 先行実施 B*：ポンプ停止は運転設備の分相 成俣にあわせて実施 （操動診断：3M） 先行実施
A1ほろポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	1. 2分拆品検 （ポンプ）	高	B*	ほろポンプ機能検査	
		2. 3分拆品検 （電動機）	高	78M	ほろポンプ分相検査	
		3. 4分拆品検 （電動機）	高	52M		
		4. 5分拆品検 （電動機）	高	26M		
		5. 6分拆品検 （電動機）	高	26M		
		6. 7分拆品検 （電動機）	高	26M		
		7. 8分拆品検 （電動機）	高	26M		
		8. 9分拆品検 （電動機）	高	26M		
		9. 10分拆品検 （電動機）	高	26M		
		10. 11分拆品検 （電動機）	高	26M		
		11. 12分拆品検 （電動機）	高	26M		
		12. 13分拆品検 （電動機）	高	26M		
		13. 14分拆品検 （電動機）	高	26M		
		14. 15分拆品検 （電動機）	高	26M		
		15. 16分拆品検 （電動機）	高	26M		
		16. 17分拆品検 （電動機）	高	26M		
		17. 18分拆品検 （電動機）	高	26M		
		18. 19分拆品検 （電動機）	高	26M		
		19. 20分拆品検 （電動機）	高	26M		
		20. 21分拆品検 （電動機）	高	26M		
		21. 22分拆品検 （電動機）	高	26M		
		22. 23分拆品検 （電動機）	高	26M		
		23. 24分拆品検 （電動機）	高	26M		
		24. 25分拆品検 （電動機）	高	26M		
		25. 26分拆品検 （電動機）	高	26M		
		26. 27分拆品検 （電動機）	高	26M		
		27. 28分拆品検 （電動機）	高	26M		
		28. 29分拆品検 （電動機）	高	26M		
		29. 30分拆品検 （電動機）	高	26M		
		30. 31分拆品検 （電動機）	高	26M		
		31. 32分拆品検 （電動機）	高	26M		
		32. 33分拆品検 （電動機）	高	26M		
		33. 34分拆品検 （電動機）	高	26M		
		34. 35分拆品検 （電動機）	高	26M		
		35. 36分拆品検 （電動機）	高	26M		
		36. 37分拆品検 （電動機）	高	26M		
		37. 38分拆品検 （電動機）	高	26M		
		38. 39分拆品検 （電動機）	高	26M		
		39. 40分拆品検 （電動機）	高	26M		
		40. 41分拆品検 （電動機）	高	26M		
		41. 42分拆品検 （電動機）	高	26M		
		42. 43分拆品検 （電動機）	高	26M		
		43. 44分拆品検 （電動機）	高	26M		
		44. 45分拆品検 （電動機）	高	26M		
		45. 46分拆品検 （電動機）	高	26M		
		46. 47分拆品検 （電動機）	高	26M		
		47. 48分拆品検 （電動機）	高	26M		
		48. 49分拆品検 （電動機）	高	26M		
		49. 50分拆品検 （電動機）	高	26M		
		50. 51分拆品検 （電動機）	高	26M		
		51. 52分拆品検 （電動機）	高	26M		
		52. 53分拆品検 （電動機）	高	26M		
		53. 54分拆品検 （電動機）	高	26M		
		54. 55分拆品検 （電動機）	高	26M		
		55. 56分拆品検 （電動機）	高	26M		
		56. 57分拆品検 （電動機）	高	26M		
		57. 58分拆品検 （電動機）	高	26M		
		58. 59分拆品検 （電動機）	高	26M		
		59. 60分拆品検 （電動機）	高	26M		
		60. 61分拆品検 （電動機）	高	26M		
		61. 62分拆品検 （電動機）	高	26M		
		62. 63分拆品検 （電動機）	高	26M		
		63. 64分拆品検 （電動機）	高	26M		
		64. 65分拆品検 （電動機）	高	26M		
		65. 66分拆品検 （電動機）	高	26M		
		66. 67分拆品検 （電動機）	高	26M		
		67. 68分拆品検 （電動機）	高	26M		
		68. 69分拆品検 （電動機）	高	26M		
		69. 70分拆品検 （電動機）	高	26M		
		70. 71分拆品検 （電動機）	高	26M		
		71. 72分拆品検 （電動機）	高	26M		
		72. 73分拆品検 （電動機）	高	26M		
		73. 74分拆品検 （電動機）	高	26M		
		74. 75分拆品検 （電動機）	高	26M		
		75. 76分拆品検 （電動機）	高	26M		
		76. 77分拆品検 （電動機）	高	26M		
		77. 78分拆品検 （電動機）	高	26M		
		78. 79分拆品検 （電動機）	高	26M		
		79. 80分拆品検 （電動機）	高	26M		
		80. 81分拆品検 （電動機）	高	26M		
		81. 82分拆品検 （電動機）	高	26M		
		82. 83分拆品検 （電動機）	高	26M		
		83. 84分拆品検 （電動機）	高	26M		
		84. 85分拆品検 （電動機）	高	26M		
		85. 86分拆品検 （電動機）	高	26M		
		86. 87分拆品検 （電動機）	高	26M		
		87. 88分拆品検 （電動機）	高	26M		
		88. 89分拆品検 （電動機）	高	26M		
		89. 90分拆品検 （電動機）	高	26M		
		90. 91分拆品検 （電動機）	高	26M		
		91. 92分拆品検 （電動機）	高	26M		
		92. 93分拆品検 （電動機）	高	26M		
		93. 94分拆品検 （電動機）	高	26M		
		94. 95分拆品検 （電動機）	高	26M		
		95. 96分拆品検 （電動機）	高	26M		
		96. 97分拆品検 （電動機）	高	26M		
		97. 98分拆品検 （電動機）	高	26M		
		98. 99分拆品検 （電動機）	高	26M		
		99. 100分拆品検 （電動機）	高	26M		
		100. 101分拆品検 （電動機）	高	26M		
		101. 102分拆品検 （電動機）	高	26M		
		102. 103分拆品検 （電動機）	高	26M		
		103. 104分拆品検 （電動機）	高	26M		
		104. 105分拆品検 （電動機）	高	26M		
		105. 106分拆品検 （電動機）	高	26M		
		106. 107分拆品検 （電動機）	高	26M		
		107. 108分拆品検 （電動機）	高	26M		
		108. 109分拆品検 （電動機）	高	26M		
		109. 110分拆品検 （電動機）	高	26M		
		110. 111分拆品検 （電動機）	高	26M		
		111. 112分拆品検 （電動機）	高	26M		
		112. 113分拆品検 （電動機）	高	26M		
		113. 114分拆品検 （電動機）	高	26M		
		114. 115分拆品検 （電動機）	高	26M		
		115. 116分拆品検 （電動機）	高	26M		
		116. 117分拆品検 （電動機）	高	26M		
		117. 118分拆品検 （電動機）	高	26M		
		118. 119分拆品検 （電動機）	高	26M		
		119. 120分拆品検 （電動機）	高	26M		
		120. 121分拆品検 （電動機）	高	26M		
		121. 122分拆品検 （電動機）	高	26M		
		122. 123分拆品検 （電動機）	高	26M		
		123. 124分拆品検 （電動機）	高	26M		
		124. 125分拆品検 （電動機）	高	26M		
		125. 126分拆品検 （電動機）	高	26M		
		126. 127分拆品検 （電動機）	高	26M		
		127. 128分拆品検 （電動機）	高	26M		
		128. 129分拆品検 （電動機）	高	26M		
		129. 130分拆品検 （電動機）	高	26M		
		130. 131分拆品検 （電動機）	高	26M		
		131. 132分拆品検 （電動機）	高	26M		
		132. 133分拆品検 （電動機）	高	26M		
		133. 134分拆品検 （電動機）	高	26M		
		134. 135分拆品検 （電動機）	高	26M		
		135. 136分拆品検 （電動機）	高	26M		
		136. 137分拆品検 （電動機）	高	26M		
		137. 138分拆品検 （電動機）	高	26M		
		138. 139分拆品検 （電動機）	高	26M		
		139. 140分拆品検 （電動機）	高	26M		
		140. 141分拆品検 （電動機）	高	26M		
		141. 142分拆品検 （電動機）	高	26M		
		142. 143分拆品検 （電動機）	高	26M		
		143. 144分拆品検 （電動機）	高	26M		
		144. 145分拆品検 （電動機）	高	26M		
		145. 146分拆品検 （電動機）	高	26M		
		146. 147分拆品検 （電動機）	高	26M		
		147. 148分拆品検 （電動機）	高	26M		
		148. 149分拆品検 （電動機）	高	26M		
		149. 150分拆品検 （電動機）	高	26M		
		150. 151分拆品検 （電動機）	高	26M		
		151. 152分拆品検 （電動機）	高	26M		
		152. 153分拆品検 （電動機）	高	26M		
		153. 154分拆品検 （電動機）	高	26M		
		154. 155分拆品検 （電動機）	高	26M		
		155. 156分拆品検 （電動機）	高	26M		
		156. 157分拆品検 （電動機）	高	26M		
		157. 158分拆品検 （電動機）	高	26M		
		158. 159分拆品検 （電動機）	高	26M		
		159. 160分拆品検 （電動機）	高	26M		
		160. 161分拆品検 （電動機）	高	26M		
		161. 162分拆品検 （電動機）	高	26M		
		162. 163分拆品検 （電動機）	高	26M		
		163. 164分拆品検 （電動機）	高	26M		
		164. 165分拆品検 （電動機）	高	26M		
		165. 166分拆品検 （電動機）	高	26M		
		166. 167分拆品検 （電動機）	高	26M		
		167. 168分拆品検 （電動機）	高	26M		
		168. 169分拆品検 （電動機）	高	26M		
		169. 170分拆品検 （電動機）	高	26M		
		170. 171分拆品検 （電動機）	高	26M		
		171. 172分拆品検 （電動機）	高	26M		
		172. 173分拆品検 （電動機）	高	26M		
		173. 174分拆品検 （電動機）	高	26M		
		174. 175分拆品検 （電動機）	高	26M		
		175. 176分拆品検 （電動機）	高	26M		
		176. 177分拆品検 （電動機）	高	26M		
		177. 178分拆品検 （電動機）	高	26M		
		178. 179分拆品検 （電動機）	高	26M		
		179. 180分拆品検 （電動機				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1008 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 366px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="385 1366 846 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 288 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊のほう酸タンクは、マンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造図が存在する。いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。</li> </ul>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名 〔化学体積制御設備〕	実装機（機器名）	名称及び試験の項目	安全の 重要度	保安方式 又は制度	検査名	備考 （0）中記述による （機器検査技術）
原子炉常運転系設備 〔化学体積制御設備〕	圧電ポンプ 充てんポンプ、電数機	1. 圧電ポンプ試験 （ポンプ、電数機等を含む） （ポンプ）	高	1F	圧電ポンプ常運転系検査 検査 化学体積制御系充てんポンプ分 体検査	（0）中記述による （機器診断：6M）
		2. 2分系高圧 （電動機）	高	78M		
		3. 3分系高圧 （電動機）	高	91M		
		4. 4分系高圧 （電動機）	高	20M		
		5. 5分系高圧 （電動機）	高	20M		
		6. 6分系高圧 （電動機）	高	13M		
		7. 7分系高圧 （電動機）	高	78M		
		8. 8分系高圧 （電動機）	高	91M		
		9. 9分系高圧 （電動機）	高	20M		
		10. 10分系高圧 （電動機）	高	20M		
		11. 11分系高圧 （電動機）	高	13M		
		12. 12分系高圧 （電動機）	高	65M		
		13. 13分系高圧 （電動機）	高	104M		
		14. 14分系高圧 （電動機）	高	20M		
		15. 15分系高圧 （電動機）	高	20M		
体積制御ポンプ		1. 閉鎖点検	高	130M		（機器診断：3M）
A. 常運転系圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高	130M		
B. 常運転系圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高	130M		先行実施
A. 封水圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高	130M		先行実施
B. 封水圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高	130M		

比較のため前項より転記

別紙1-1 (A)(3)

機器又は系統名 〔化学体積制御設備〕	実装機（機器名）	名称及び試験の項目	安全の 重要度	保安方式 又は制度	検査名	備考 （0）中記述による （機器検査技術）			
原子炉常運転系設備 〔化学体積制御設備〕	圧電ポンプ 充てんポンプ、電数機	1. 圧電ポンプ試験 （ポンプ、電数機等を含む） （ポンプ）	高	1F	圧電ポンプ常運転系検査 検査 化学体積制御系充てんポンプ分 体検査	（0）中記述による （機器診断：6M）			
		2. 2分系高圧 （電動機）	高	78M					
		3. 3分系高圧 （電動機）	高	91M					
		4. 4分系高圧 （電動機）	高	20M					
		5. 5分系高圧 （電動機）	高	20M					
		6. 6分系高圧 （電動機）	高	13M					
		7. 7分系高圧 （電動機）	高	78M					
		8. 8分系高圧 （電動機）	高	91M					
		9. 9分系高圧 （電動機）	高	20M					
		10. 10分系高圧 （電動機）	高	20M					
		11. 11分系高圧 （電動機）	高	13M					
		12. 12分系高圧 （電動機）	高	65M					
		13. 13分系高圧 （電動機）	高	104M					
		14. 14分系高圧 （電動機）	高	20M					
		15. 15分系高圧 （電動機）	高	20M					
		体積制御ポンプ		1. 閉鎖点検	高		130M		（機器診断：3M）
		A. 常運転系圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高		130M		
		B. 常運転系圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高		130M		先行実施
		A. 封水圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高		130M		先行実施
		B. 封水圧入ロフィルタ		1. 閉鎖点検	高		130M		

別紙1-16

試原-126